

官報

号外
令和元年十一月二十六日

○第二百回衆議院會議録 第十一号

令和元年十一月二十六日(火曜日)

議事日程 第十号

令和元年十一月二十六日
午後一時開議

午後一時開議

第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の

規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨

物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地

域とする貨物の輸入につき承認義務を課

する等の措置を講じたことについて承認

を求める件(第百九十八回国会、内閣

提出)

第二 母子保健法の一部を改正する法律案(厚

生労働委員長提出)

第三 会社法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

第四 会社法の一部を改正する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律案(内

閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二

項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨

物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域と

する貨物の輸入につき承認義務を課する等の

措置を講じたことについて承認を求めるの件

(第百九十八回国会、内閣提出)

令和元年十一月二十六日 衆議院會議録第十一号

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 母子保健法の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第

二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とす

る貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積

地域とする貨物の輸入につき承認義務を課

する等の措置を講じたことについて承認を

求めるの件(第百九十八回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、外国為替及び外

国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を

仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は

船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す

る等の措置を講じたことについて承認を求めるの

件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田

茂之君。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の

輸入につき承認義務を課する等の措置を講じ

たことについて承認を求めるの件及び同報告

書

〔本号末尾に掲載〕

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 ただいま議題となりました承認を

求めるの件につきまして、経済産業委員会におけ

る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、本年四月九日の閣議において、従来か

ら講じてきた北朝鮮との間の輸出入禁止等の措置

が本年四月十三日に期限を迎えるため、更に二年

間延長することを決定したことから、外国為替及

び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、国会

の承認を求めるものであります。

本件は、第百九十八回国会に提出され、継続審

査となっていたもので、今国会においては、去る

十一月二十日梶山経済産業大臣から提案理由の説

明を聴取し、二十二日、質疑を行い、質疑終了

後、採決を行った結果、全会一致をもって承認す

べきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認すること

に決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の

議案でありますから、委員会の審査を省略するに

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 母子保健法の一部を改正する法律

案(厚生労働委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、母子保健法の一

部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長

盛山正仁君。

母子保健法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

母子保健法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

母子保健法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

母子保健法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

母子保健法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

母子保健法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

母子保健法の一部を改正する法律案

(盛山正仁君登壇)

○盛山正仁君 たいいま議題となりました母子保健法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村は、産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、短期入所、通所又は訪問による心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うよう努めなければならないものとする

第二に、市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、母子健康包括支援センター等との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく他の母子保健事業並びに児童福祉法等に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする

等であります。

本案は、去る十一月二十二日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会において、産後ケア事業の推進に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 会社法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、会社法の一部を改正する法律案、日程第四、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長松島みどり君。

会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(松島みどり君登壇)

○松島みどり君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、会社法の一部を改正する法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務づけ等を行うものとするものであります。

次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか九十の関係法律の規定の整備等を行うものであるものとあります。

両法律案は、去る十一月十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、十五日森まさこ法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑に入り、翌二十日参考人から意見を聴取しました。

二十二日、両法律案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会の共同提案により、株主提案権等の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ることを内容とする修正案がそれぞれ提出され、提出者から趣旨の説明を聴取し、両法律案及び両修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両修正案は全会一致、修正部分を除く両原案はそれぞれ賛成多数をもって可決され、両法律案はいずれも修正議決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正でありました。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席国務大臣

法務大臣 森まさこ君
厚生労働大臣 加藤勝信君
経済産業大臣 梶山弘志君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

(理事選任)

一、去る二十一日、懲罰委員会において、次のとおり理事を選任した。

理事 太田 昭宏君

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 赤澤 亮正君 (理事岸信夫君去る平成三十年十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 横光 克彦君 (理事逢坂誠二君去る平成三十年十月二十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

武内 則男君
松田 功君

補欠

松田 功君
武内 則男君

懲罰委員

辞任

竹下 巨君
小沢 一郎君
岡田 克也君
中山 成彬君
佐藤 明男君
中川 正春君
日吉 雄太君
井上 一徳君

補欠

佐藤 明男君
日吉 雄太君
中川 正春君
井上 一徳君
竹下 巨君
岡田 克也君
小沢 一郎君
中山 成彬君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

神田 裕君
古川 康君
吉川 越君
逢坂 誠二君
宮路 拓馬君
大隈 和英君
石川 昭政君
百武 公親君
古田 圭一君
櫻井 周君

補欠

百武 公親君
宮路 拓馬君
石川 昭政君
櫻井 周君
大隈 和英君
古田 圭一君
吉川 越君
神田 裕君
古田 康君
逢坂 誠二君

文部科学委員

辞任

柴山 昌彦君
根本 幸典君
船田 元君
宮路 拓馬君
牧 義夫君

補欠

築 和生君
工藤 彰三君
小倉 将信君
和田 義明君
山井 和則君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

村上 史好君
築 和生君
和田 義明君
中曾根康隆君
宮澤 博行君
小倉 将信君
木村 哲也君
工藤 彰三君
百武 公親君
初鹿 明博君
山井 和則君

補欠

初鹿 明博君
宮澤 博行君
中曾根康隆君
木村 哲也君
百武 公親君
船田 元君
宮路 拓馬君
根本 幸典君
柴山 昌彦君
村上 史好君
牧 義夫君

厚生労働委員

辞任

上野 宏史君
高橋ひなこ君
三ツ林裕巳君
尾辻かな子君
初鹿 明博君
山井 和則君
睦元 将吾君
高木 啓君
黄川田仁志君
和田 義明君
野中 厚君
神山 佐市君
杉田 水脈君
池田 真紀君
神谷 裕君
早稲田夕季君

補欠

高木 啓君
神山 佐市君
睦元 将吾君
早稲田夕季君
神谷 裕君
池田 真紀君
黄川田仁志君
杉田 水脈君
和田 義明君
野中 厚君
三ツ林裕巳君
高橋ひなこ君
上野 宏史君
山井 和則君
初鹿 明博君
尾辻かな子君

経済産業委員

辞任

國場幸之助君
吉川 越君
浅野 哲君
武井 俊輔君
本田 太郎君
関 健一郎君

補欠

武井 俊輔君
本田 太郎君
関 健一郎君
國場幸之助君
吉川 越君
浅野 哲君

行政書士法の一部を改正する法律案

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

補欠

上杉謙太郎君
大西 宏幸君
古川 康君
金子 恵美君
森山 浩行君
篠原 孝君
宗清 皇一君
古田 圭一君
玄葉光一郎君
穂坂 泰君
金子 俊平君
宮路 拓馬君
鳩山 二郎君
池田 真紀君
緑川 貴士君
武内 則男君

(議案通知書受領)

一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

(議案撤回申出)

一、去る二十一日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があった。

産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案

(阿部知子君外九名提出、第百九十六回国会衆法第四〇号)

(議案撤回)

一、去る二十一日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案

(阿部知子君外九名提出、第百九十六回国会衆法第四〇号)

(議案撤回)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

母子保健法の一部を改正する法律案(厚生労働委員提出)

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

行政書士法の一部を改正する法律案

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

議案撤回通知

一、去る二十二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案
(阿部知子君外九名提出、第百九十六回国会衆法第四〇号)

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

カジノ管理委員会の人事に関する質問主意書
(阿部知子君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ヒトパピロームウイルス感染症の定期接種の対応に関する質問主意書(井出庸生君提出)

内閣府消費者委員会の公益通報者保護法の規律の在り方等についての答申と法改正に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

消防法の遵守に関する質問主意書(関健一郎君提出)

軽減税率制度の廃止等に関する質問主意書(前原誠司君提出)

個人所得課税の見直しに関する質問主意書(前原誠司君提出)

災害損失控除の創設等に関する質問主意書(前原誠司君提出)

五人のカジノ管理委員会の候補の見直しに関する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西村智奈美君提出傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出政治資金の使途等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストの記述式問題の採点と各大学の試験日に関する質問に対する答弁書

令和元年十一月十一日提出
質問 第七一 号

傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問主意書

提出者 西村智奈美

傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問主意書

健康保険協会が、老齢年金を受給していないにもかかわらず、傷病手当金の返納を求めた事案に端を発して、年金行政、健康保険行政における窓口の対応および、健康保険法の傷病手当金と老齢年金との調整についての不公正・不公平な問題点が浮かんできたので、問題提起を行う。

退職後の傷病手当金を受給している者が、六十五歳に到達した際に老齢年金を繰り下げていたところ、その傷病手当金の受給期間中に死亡した。遺族が遺族年金の裁定請求を行った際に、大手前年金事務所の窓口において、「亡くなった者の未支給年金を受給したら傷病手当金との調整が行われることとなるので、その請求はしない」と申し出たにもかかわらず、「亡くなった者が繰り下げていた老齢年金の裁定請求及び未支給年金の請求を行わないと遺族年金の裁定請求を受け付けられない」と指導されたために、一旦は亡くなった

者の老齢年金の裁定請求と未支給年金の請求手続きを行った。

しかしながら、未支給年金は受け取った遺族の一時所得となり、遺族に対しての所得税、住民税及び国民健康保険料、介護保険料などの負担が増加することが判明したため、大手前年金事務所に對して、亡くなった者の老齢年金の裁定請求と未支給年金の請求を取り下げるよう依頼した。

このような経過があり、未支給年金を受け取っていないにもかかわらず、後日、全国健康保険協会大阪支部から遺族に対して、傷病手当金の返納の更正決定の通知がされた。

このため、全国健康保険協会大阪支部に対して説明を求めたところ、未支給年金の受給がないことが確認できたので、傷病手当金の返納の更正決定を取り下げるとの連絡を受けた。ところが、一ヶ月後に全国健康保険協会大阪支部から、更正決定を取り下げるのと判断に誤りがあったので、やはり返納してもらう必要がある、この更正決定に不服がある場合は、近畿厚生局社会保険審査官に對して、審査請求をするようにとの連絡を受けた。

そこで、未支給年金を受給していないにもかかわらず、傷病手当金との調整を行うとした全国健康保険協会大阪支部の更正決定は不当であるとして、傷病手当金の返納の更正決定取り消しを求め審査請求を行った。

当該審査請求の決定書においては、健康保険法第百八条第五項に「老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない」と規定されており、また医療保険者職員の健康保険法の運用の指針として用いられている「健康保険法の解釈と運用」において、老齢退職年金給付が裁定されていない場合は、傷病手当金を支給すべきであるが、裁定請求されている場合は、調整を行う旨の解説がされていることから、老齢年

金の裁定請求がされている場合は、未支給年金の受給の事実がなくても、全国健康保険協会大阪支部の行った傷病手当金返納の更正決定は、適法かつ妥当であるとして棄却された。

本事案を通じて、年金事務所の窓口対応の問題点および、健康保険法第百八条第五項において「退職後の傷病手当金を受取るべき者が、老齢退職年金給付の支給を受けることができる」としていることについて、以下質問をする。

一 年金事務所の窓口において、遺族年金の裁定請求の際に、その配偶者の老齢年金裁定請求及び未支給年金の請求事務を法的根拠がないにもかかわらず、遺族年金の裁定請求者の意思を確認しないまま、機械的にセットで行っていることについて、老齢年金裁定請求及び未支給年金の請求を行うことにより税金や社会保険料の負担が増えることや傷病手当金との調整がされるなどの不利益を説明したうえで、遺族年金の請求者の意思に基づいてその請求事務を行うように全国の年金事務所に通達し、窓口対応を改めるように徹底するべきではないか。

二 未支給年金を受け取った遺族が、退職後の傷病手当金と未支給年金の調整により不利益な負担を被ったケースがこれまでもあるのではないかと。平成十二年の健康保険法の改正により傷病手当金と老齢年金の調整を行うようになったことから、それ以降の記録について調査し、該当者に負担分についての救済を行うべきではないか。

については、平成十二年の改正以降の①傷病手当金と老齢年金の調整を行った件数と金額および、②そのうち傷病手当金と未支給年金との調整を行った件数と金額について各々示していただきたい。把握していないとするならば、それを調査すべきではないか。

三 健康保険法第百八条第五項の資格喪失後の傷病手当金と老齢年金との調整の趣旨は、その保険金の「支給が重複した場合は、傷病手当金の支給額が減額される」というものであると解するのが妥当である。

その根拠としては、健康保険法第百八条第六項に「保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者に対し、老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる」とあり、また、全国健康保険協会大阪支部から送付された傷病手当金の返納を請求する書類において「老齢年金の受給額を傷病手当金の返納の理由として記載している。

以上のことから、「支給を受けることができる」と「老齢年金が裁定されている」とする解釈は誤りであり、老齢年金を受給した場合に傷病手当金と調整すべきであるので、調整の基準を「裁定請求の有無」ではなく、「年金支給の有無」に改めるべきである。

現在、全国健康保険協会は日本年金機構との間で、事務連絡平成二十九年三月三十一日付厚生労働省保険局保険課発、全国健康保険協会宛「健康保険法第百八条等に基づく紹介事務について」に基づいて、傷病手当金と年金の併給調整を行うための情報の提供を受けているが、そこには、実際に年金の支給があったかどうかについての情報は含まれていない。実際に傷病手当金と老齢年金の併給が確認された場合のみ返金請求が行われるよう情報照会の内容を改め、「年金支給の有無」についても照会し、健保協会と年金機構で情報共有するべきではないか。政府の見解を問う。

四 そもそも、「疾病、負傷に起因する休業による所得減少」を保険事故とする健康保険法に基づく傷病手当金と、「老齢」を保険事故とする国民年金法及び厚生年金保険法に基づく老齢年金は、保険事故の対象が異なるのであるから、「所得補償」として併給調整を行うとする健康保険法第百八条第五項の規定には問題があるの

で、退職後の傷病手当金と老齢年金の調整について改正すべきではないか。政府の見解を問う。

なぜなら、「所得補償」であるとの根拠は、下記の記事と矛盾するからである。

① 退職後の傷病手当金の受給期間中は老齢年金の裁定請求をせずに、当該傷病手当金受給期間終了後に繰り下げた老齢年金を受け取った場合は、当該傷病手当金は調整されない。

② 退職後の傷病手当金は老齢年金と調整するの、在職中の傷病手当金は、老齢年金と調整されない。

なお、傷病手当金と、障害年金を調整するのは、同一の傷病に起因する場合である。これは、同一の保険事故であるから調整を行う趣旨であり、一方、老齢年金と傷病手当金との調整は、保険事故が異なるのであるから調整すべきではない。例えて言う、保険の目的が異なる、火災保険と自動車保険の保険給付を調整しているようなものであり「保険」である観点からは納得できない調整である。

内閣衆質二〇〇第七一号

令和元年十一月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員西村智奈美君提出傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号 議長長の報告

〔別紙〕

衆議院議員西村智奈美君提出傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「法的根拠がない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、年金事務所においては、「業務処理要領」(平成二十九年日本年金機構要領第百九十七号)に基づき、遺族年金の裁定請求の際に、死亡した老齢年金の受給権者が裁定請求をしていない場合には、請求漏れが生じないよう、裁定請求を行う者に対し、遺族年金と併せて老齢年金を未支給の年金として請求することが可能であることを説明しているところであり、「遺族年金の裁定請求者の意思を確認しないまま、機械的にセットで行っている」との御指摘は当たらない。また、御指摘の「不利益の意味するところが必ずしも明らかではないが、年金事務所においては、遺族年金の裁定請求を行う者から、御指摘の「老齢年金裁定請求及び未支給年金の請求を行うことにより税金や社会保険料の負担が増えることや傷病手当金との調整がされる」か否かについて相談を受けた場合についても、適切に対応しているものと承知している。

二について

御指摘の「不利益な負担」及び「負担分についての救済」の意味するところが明らかではない、お答えすることは困難である。

なお、お尋ねの「平成十二年の改正以降の①傷病手当金と老齢年金の調整を行った件数と金額および、②そのうち傷病手当金と未支給年金との調整を行った件数と金額」については、把握していないが、各保険者に対する調査を行うことは、当該保険者に多大な負担を課するものであること等から、お尋ねのような調査を行うことは考えていない。

三について

傷病手当金は、被保険者が疾病又は負傷のため労務不能となり一時的に収入の喪失等を来した場合に、これがある程度補填し、生活保障を行うことを目的とするものであり、他の社会保障制度において生活保障を行うことが担保されている場合には、これを補填する必要がないという趣旨から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八条第五項において、「国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付・・・の支給を受けることができる」ときは・・・「支給しない」とこととされており、老齢年金の支給を受けることができるか否かについては、老齢年金の支給を支払期日ごとに受ける権利(以下「支分権」という。)の存在が確定しているか否かにより判断することとしているところ、この支分権については、老齢年金の給付を受ける基本的権利(以下「基本権」という。)に基づき、自動的に発生するものであり、基本権については、例えば、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十六条の規定に基づき厚生労働大臣によって裁定が行われることにより確定するものであるため、「支給を受けることができる」とき「老齢年金が裁定されている」とする解釈は誤りであるとの御指摘は当たらない。このため、健康保険法第百八条第六項に基づく全国健康保険協会と日本年金機構との間の照会事務に係る運用についても変更する必要はないと考えている。

四について

傷病手当金は、三について述べたとおり、被保険者が疾病又は負傷のため労務不能となり一時的に収入の喪失等を来した場合に、これがある程度補填し、生活保障を行うことを目的とするものであり、また、老齢年金は、高齢期における稼働能力の喪失・減退を補填することを

目的とするものである。このように、傷病手当金と老齢年金は、所得保障という共通の目的を持つものであることから、退職後にこれらの給付を重複して受けている場合には、併給調整を行う必要があると考えており、お尋ねの点について見直すことは考えていない。

なお、御指摘の①については、例えば、国民年金法第二十八条第一項の規定に基づく申出をした者に対する老齢年金の支給は、同法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めることとされており、御指摘の「退職後の傷病手当金の受給期間中」に係る支分権は消滅しているため、傷病手当金との併給調整の問題が生じないものである。また、御指摘の②については、傷病手当金が、生活水準を維持するための所得保障を行い、かつ、労働力の早期回復により一層資する観点から、在職中の傷病手当金と老齢年金の併給調整を行わないこととされているものである。

令和元年十一月十二日提出
質問 第七二二号

政治資金の使途等に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

政治資金の使途等に関する質問主意書

政治資金の使途等に関しては、不適切な支出や不透明な資金の流れなどの問題点が顕在化しており、政治資金に対する国民の十分な信頼が得られているとはいえないのが現状である。

従って、次の事項について質問する。

一 政治資金規正法及び政党助成法においては、運用の制限等を除き、政治資金及び政党交付金の使途を制限する規定は設けられていない。

政治資金及び政党交付金の使途について国民の信頼や理解が得られるよう、使途に一定の制

限を設けることを、法改正を含めて検討すべきであると考えているが、政府の見解を問う。

二 資金管理団体の不動産の取得等に関しては、平成十九年の政治資金規正法改正(平成十九年法律第七号)により、同年八月六日より、資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないものとされたが、施行前から引き続き保有している不動産については当該制限が適用されないこととされた。

毎年十二月三十一日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産の用途その他の個々の利用状況について報告しなければならないこととされており、現在でも相当数の保有があり、使用の対価があると思われる。

改正された目的を達成するためには施行前に保有している不動産についても同じ規定を適用すべきと考えるが、政府の見解を問う。また、平成二十九年十二月三十一日現在において、全ての資金管理団体が保有している不動産の数の合計及び事務所以外の用に供している不動産の使用の対価の総額を把握しているか。把握している場合は示されたい。

三 複数の政党において組織活動費として多額の政治資金を党役職者等に支出しているとの報道(平成三十年十二月二日付読売新聞等)がある。また、政治団体が解散後も含め政治資金を個人に寄附する事例もあると承知している。

こうした収入については、政治活動のための費用を控除し、残余がある場合には、これを雑所得として他の所得と合算して課税対象とされるが、その支出先を正確に把握することができず、課税逃れの懸念もある。

これらの懸念を払拭する制度改革を進めるべきだと考えるが、政府の見解を問う。

また、収支報告書の公開制度によって平成二十七年から平成二十九年分の収支報告書における政党本部及び国会議員関係政治団体が組織活動費として個人に支出した金額の総額、平成二十七年から平成二十九年に解散した政党本部及び国会議員関係政治団体が、解散した年に個人に寄附を行った金額の総額及び解散時の政治資金の残余の総額については各団体では確認することが可能となっている。

しかし、前記制度改革を進めるためには全体の総額の把握も必要だと考えるが、政府の見解を問う。また、把握している場合は示されたい。

四 政治資金の透明性の確保及び個人への適正な課税の観点から、組織活動費から政治家個人に対する支出及び政治団体から個人への寄附については、その使途の公開を義務付けることを検討すべきだと考えるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇〇第七二号

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出政治資金の使途等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出政治資金の使途等に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)は、第一条において、「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、……政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることに

より、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と規定しており、また、政党助成法(平成六年法律第五号)は、第一条において、「国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、……政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もつて民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定しており、政府としては、政治資金及び政党交付金については、政治資金規正法及び政党助成法の規定にのっとり、適切に処理されるべきものと考えている。

政府としては、御指摘の「政治資金及び政党交付金の使途……に一定の制限を設けること」、「課税逃れ」の「懸念を払拭する制度改革を進める」こと及び「組織活動費から政治家個人に対する支出及び政治団体から個人への寄附については、その使途の公開を義務付けること」を含め、政治資金制度及び政党助成制度の在り方については、公職の候補者及び政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただきたいと考えている。

また、「前記制度改革を進めるためには全体の総額の把握も必要だ」との御指摘の意味するところが明らかではないが、政府としては、お尋ねの総額について把握しておらず、また、現時点で把握する必要はないものと考えている。

二について

「施行前に保有している不動産についても同じ規定を適用すべき」との御指摘については、資金管理団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただきたいと考えている。

なお、政治資金規正法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七号)附則第二条におい

て、資金管理団体が同法の施行前から既に保有している不動産について引き続き保有すること
を認める経過措置が設けられたのは、同法の施行前から適法に保有等している不動産について
まで、同法の施行後に、その保有を禁止し、処分を義務付けることは、財産権保障の観点から
過度の制約となるおそれがあると考えられたものと承知している。

政治資金規正法第十二条第一項の規定に基づき総務大臣に提出された平成二十九年分の収支報告書によると、資金管理団体が保有している不動産として、土地が三件、建物が六件記載されているところであり、また、当該不動産の利用の現況として事務所以外の用に供している場合は、使用者ごとの使用の対価の価額について、零円であることと承知している。

令和元年十一月十三日提出
質問 第七三三号
大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問主意書
令和二年度に実施される大学入学共通テストから導入予定である記述式試験について、同テストを運営する独立行政法人大学入試センターは採点

関連業務を株式会社学力評価研究機構に委託することとしています。

両者の契約における仕様書によると、受注者は大学入試センターから受領した答案の画像データを用いて採点することとなっています。
仕様書には採点会場についての記載はありませんが、個々の採点者がどこで採点するかの記載は一切ありません。

データであれば会場に集まることなくインターネット等により受領できるので在宅でも採点はできます。事実、模擬試験や通信教育などの採点について在宅で行うことは一般的に行われています。

しかし、大学入試という最も公平で公正に行われなければならない試験においては、情報漏えいや情報流出、採点の公平性の確保という観点から在宅で行うべきではなく、複数の目が行き届いた会場で行うべきだと考えます。

以下、政府の見解を伺います。
一 大学入試センターと学力評価研究機構の契約において、大学入学共通テストにおける記述式試験の採点は在宅で行うことはできるのでしょうか。また、在宅で採点を行うことに対する政府の見解をお答えください。

二 受注業者はベネッセグループの模擬試験、進研模試の採点を行っています。過去及び現在、この模擬試験の採点を在宅で行ったことがあるか、政府は把握していますか。

三 大学入学共通テストで五十万人分の採点者を確保し、一定の質を保つために、過去に模擬試験等で採点経験のある者を採点者とする可能性が高いと考えますが、模擬試験等での採点経験が採点者の質を担保するものとなるのでしょうか。右質問する。

内閣衆質二〇〇第七三三号
令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「在宅」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年度から実施される大学入学共通テストにおける「国語」及び「数学」の記述式問題採点関連業務一式に係る、独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)と株式会社学力評価研究機構(以下「機構」という。)との間の業務請負契約の仕様書(以下「仕様書」という。)においては、機構の業務内容として採点会場の確保が定められているところ、当該採点会場の要件については、「警備員の配置、二重扉や二重鍵等、不審者の侵入を防ぐための措置を講ずること」、「厳格な入室管理を行うとともに、採点を行う部屋への私物の持ち込みは一切禁止すること」等とされていることから、これらの要件を満たさない場所において採点者が採点することは認められないものと承知している。

二について

御指摘の「ベネッセグループの模擬試験、進研模試」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仕様書において、機構は、センターとの間で採点者の選抜方法及び必要人数について事前に協

議した上で、適正な試験等によって質の高い採点者を確保し、センターの指定する採点期間内に正確な採点を行うことができる人員を必要数確保することとされているものと承知している。

令和元年十一月十三日提出
質問 第七四四号

「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問主意書
提出者 大西 健介

「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問主意書

「株式会社まるや八丁味噌」と「合資会社八丁味噌」の二社(以下、二社は、愛知県味噌溜醬油工業協同組合申請に係る「八丁味噌」が地理的表示保護制度(GI)に登録されたことについて、平成三十年三月十四日付で農林水産大臣に対し、登録の取り消しを求め、行政不服審査法に基づく審査請求を行っている。

令和元年五月二十七日、農林水産大臣(審査庁)は、行政不服審査会に対し、二社の審査請求は棄却すべきであるとして諮問をしたところ、行政不服審査会は、令和元年九月二十七日、愛知県味噌溜醬油工業協同組合による「八丁味噌」の登録申請について、「地理的表示法が規定する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、審査請求を棄却するべきである」との審査庁の諮問に係る判断は妥当とはいえない旨の答申(令和元年度答申第三十五号)を行った。

この経緯ならびに私が平成三十年三月六日に提出した質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一九六第二三三三号)に関し、以下について政府の見解を明らかにされたい。

一 前回答弁書「一について」において、「二社が登録を受けた生産者団体に加入することにより

その構成員となることや、生産者団体を追加する変更の登録を受けることにより、『八丁味噌』として生産を行った特定農林水産物等に地理的表示を付することが可能であり、御指摘のように『八丁味噌』を名乗れなくなるというものではない旨の答弁があるが、

1 登録を受けた生産者団体の『八丁味噌』は、二社の『八丁味噌』とは製法や特性が全く異なるものであるにもかかわらず、二社に対して当該生産者団体への加入を促すことは、事実上、加入の強制であり、商品の特性を無視して『大まかに同種扱い』することに等しいのではないか。

2 生産者団体の追加による方法も、GI登録を受けた『八丁味噌』を生産する団体として追加されるだけであって、結果的には二社とは製法や特性が異なる当該生産者団体に加入を強いるだけではないか。

3 二社は、江戸時代から続く伝統文化を守るためにも、GI登録を受けた生産者団体に加入することや、生産者団体の追加による登録を受けることを選択できない状況である。一方で、平成三十年二月の地理的表示法の改正により、七年後には二社は『八丁味噌』の名称使用の制限を受けることになる。また、現時点においても、二社の『八丁味噌』を使った加工品については、『八丁味噌』の名称使用がでない状態であり、このような状況は、長年の伝統を守り続けている二社にとって極めて不条理ではないか。

二 前回答弁書「一について」において、「なお、法第六条の規定による登録を受けた特定農林水産物等の名称は我が国国内において保護されるものであり、現時点で欧州において地理的表示として保護されている実態にはない。」とあるが、平成三十年二月一日に日EU・EPA（経

済連携協定）が発効したため、現在GI登録されている『八丁味噌』が欧州においては地理的表示として保護されている。つまり、二社の『八丁味噌』は登録していないので保護されていないという理解でよいのか。

三 前回答弁書「二及び三について」において、『法第八条の規定に基づく公示等や法第十一条の規定に基づく学識経験者の意見の聴取等を経て、法第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる場合に該当するものではないと判断したものであり、『混乱を招く』、『消費者を騙すこととなる』、『地理的表示保護制度の趣旨に反する』等の指摘は当たらないと考える」とあるが、行政不服審査会の答申書においては、「審査庁の諮問に係る判断においては、審査請求人の主張及び提出資料についての十分な検討、判断が示されていないが、手続としては、その履践に欠けるところは認められなかったことなども考慮して、直ちに本件処分（登録）が取り消されるべきと結論づけるまでには至らなかった旨の内容が記載されている。

この行政不服審査会の答申を踏まえても、法が規定する手続を形式的に履践してさえいれば、登録に当たり調査検討が十分なされたか否かを問わず、登録により『混乱を招く』、『消費者を騙すこととなる』等の問題は生じないと考えるのか。

四 前回答弁書「二及び三について」において、『従前から同組合の構成員が製造する『八丁味噌』が販売されている実態があるところであり、御指摘のように『二社製造の豆味噌以外を八丁味噌とは普通、呼ばないことが慣習となっている』とは認識していない。」とあるが、1 愛知県味噌溜溜醤油工業協同組合の『八丁味噌』の名称が付された商品のほとんどが業務

用であり、GI登録前の審査庁による調査で、全国百五十チエーン九百九十店舗（主に中小スーパー）における販売データ（POSデータ）について、商品名として『八丁味噌』を含む商品を検索し、抽出された商品から派生商品（合わせ味噌（赤だし）等）を除外したところ、岡崎二社の六商品の販売実績しか判明しなかった事実を認識した上での答弁であるか。

2 行政不服審査会の答申書においては『八丁味噌』との名称が付された豆味噌は、岡崎二社が岡崎市内において生産する豆味噌が、（愛知県ではなく）岡崎市の特産品として相当程度認知されていることがうかがわれる」と指摘されているが、当該指摘を踏まえても答弁を維持するのか。

五 愛知県味噌溜溜醤油工業協同組合申請に係る『八丁味噌』のGI登録後、二社の取引先において『八丁味噌』の名前の付いた商品が販売中止となり、名称変更を余儀なくされた例もあり（例：『八丁味噌コーラ』を『味噌コーラ』として販売）、二社及び取引先が多大な不利益を被っている事実や、平成三十一年二月一日に改正地理的表示法が施行されたことにより、GI制度に入っていない二社の『八丁味噌』先使用権の期限が原則として七年に限定された事実がある。愛知県味噌溜溜醤油工業協同組合申請に係る『八丁味噌』のGI登録を行ったことによるGI制度に入っていない二社が受けた不利益に対して、政府は一定の責任があるのではないか。

六 行政不服審査会の答申において、『審査庁の認定、評価において、審査請求人が指摘する岡崎二社の生産する豆味噌と本件申請に係る豆味噌の相違点が、それぞれの社会的評価において何らかの意味を持つものかどうかといった観点からの検討がなされていることをうかがうこと

はできず、社会的評価の観点からの検討としては十分というべきである」旨の指摘があるが、当該指摘を踏まえても、愛知県味噌溜溜醤油工業協同組合申請に係る『八丁味噌』が地理的表示保護制度（GI）により登録されたことは、問題ないと考えられるか。

七 行政不服審査会の答申において、審査庁の『農林水産物等審査基準において合意形成が十分に図られているかどうかを斟酌するもの」とされている『当該申請農林水産物等の生産業者』は原則として申請生産者団体の構成員を指す」との考え方に對し、『そもそもこのような考え方が採られていたというのであれば、農林水産物等審査基準において明確にされ、合意形成を考慮するのはどのような場合であるかも具体的に示されているべきであった』と指摘しており、審査庁が作成した農林水産物等審査基準の不備を指摘するものと評価することができると考えられるが、この点についてどのように考えるか。右質問する。

内閣衆質二〇〇第七四号
令和元年十一月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員大西健介君提出『八丁味噌』の地理的表示保護制度への登録に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員大西健介君提出『八丁味噌』の地理的表示保護制度への登録に関する質問に対する答弁書

一について
先の答弁書（平成三十年三月十六日内閣衆質一九六第一二三号。以下「前回答弁書」という。）

一について述べた方法のうち、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定による生産者団体を追加する変更の登録を受けようとする場合においては、法第六条の規定による登録を受けた特定農林水産物等について特定農林水産物等登録簿に記載された法第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を満たす内容を定めた明細書を作成して申請を行うこととなるものであるところ、農林水産省においては、御指摘の二社(以下単に「二社」という。)が生産する「八丁味噌」について、愛知県味噌溜醬油工業協同組合(以下「愛知県組合」という。)が法第六条の規定による登録を受けた「八丁味噌」との関係で、御指摘のように「製法や特性が全く異なるものである」とは認識しておらず、二社が自らの製法を維持しつつ、そのような明細書を作成することは可能であると考えているところである。いづれにせよ、同省が二社に対して愛知県組合に加入することを促した事実はなく、「商品の特性を無視して「大まかに同種扱いする」、「製法や特性が異なる当該生産者団体に加入を強いるだけ」等の御指摘は当たらない。

二について
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(平成三十年条約第十五号)が平成三十一年二月一日に発効したことに伴い、同協定第十四・二十二条に基づき、法第六条の規定により登録され、附属書十四―Bに掲げられた我が国の地理的表示は欧州連合加盟国においても保護されているところ、「八丁味噌」の地理的表示は保護の対象となっており、原則として、法第十六条第一項に規定する登録生産者団体又はその構成員が生産するものについてのみ当該地理的表示を付することができることとなっている。

三について

御指摘の「法」が規定する手続を形式的に履践してさえいれば」との前提の意味するところが必ずしも明らかではないが、地理的表示の登録に際しての審査に当たっては、十分な調査検討を行う観点から、法第八条の規定に基づく公示等や法第十一条の規定に基づく学識経験者の意見の聴取等を経て、法第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる場合に該当するものではないか判断することとされているところ、前回答弁書二及び三についてにおいては、その趣旨を述べたものである。

四の1について

御指摘の調査は、「八丁味噌」の地理的表示の登録に際しての審査に用いた資料の一部であるが、当該審査に当たっては、小売店における販売データだけでなく、業務用のものの販売実績等も考慮して登録の判断を行ったことも踏まえ、前回答弁書二及び三についてにおいて、「御指摘のように二社製造の豆味噌以外を八丁味噌とは普通、呼ばないことが慣習となっている」とは認識していない」とお答えしたところである。

四の2及び六について

お尋ねについては、御指摘の「答申」における指摘を踏まえ、今後、第三者の意見も聴くなどして、愛知県組合の生産する「八丁味噌」の社会的評価等について更に必要な調査検討を行った上で、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定に基づき、二社が行った審査請求に係る裁決を行うこととしているので、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えた。

五について

御指摘の「GI制度に入っていない二社が受けた不利益」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、

前回答弁書一について述べた方法により、地理的表示を付することが可能であるが、二社は、自らの判断により、これらの方法を採用することしなかったものであると認識している。

七について

御指摘の「答申」で言及された「特定農林水産物等審査要領」(平成二十七年五月二十九日付け二七食産第六七九号農林水産省食料産業局長通知。以下「旧要領」という。)は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第八十八号)の施行を受け、審査の手続等について整理をした上で、新たに「特定農林水産物等審査要領」(平成三十一年一月三十一日付け三〇食産第四二四五号農林水産省食料産業局長通知)を制定した際に廃止されている。なお、旧要領における御指摘の記述については、原則として、申請を行う生産者団体内において、申請に係る農林水産物等を特定するために必要な事項について共通認識が存在することを確認するという趣旨で定められたものであり、不備であったとは認識していない。

令和元年十一月十三日提出
質問 第七五号

大学入学共通テストの記述式問題の採点と各大学の試験日に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

大学入学共通テストの記述式問題の採点と各大学の試験日に関する質問主意書
独立行政法人大学入試センターが来年度から実施する予定の大学入学共通テストの記述式問題の採点を受注する株式会社学力評価研究機構と同センターとの契約における仕様書によると、採点の期間は受注業者がセンターから答案の画像データを受領してから概ね二十日以内となっています。

これまで実施されてきた大学入試センター試験では採点は二週間で終わっており、採点結果が出るのが約一週間遅れることとなります。

採点結果が一週間遅れることで、大学入試センター試験の結果を二次試験に加味して可否を決定する大学のうち、入試日程を変更する事になる大学が出るのが予想され、入試日が重なる大学が今よりも多くなりかねません。

これでは、受験生の選択の幅を狭め、受験機会を奪うことになってしまいます。

以上を踏まえ、政府に質問します。

一 大学入試センター試験では二週間で終わっていた採点を、記述式問題の導入により二十日間に引き延ばすことなく、これまで通り二週間で採点を終わるようにしなかった理由を把握しているのでしょうか。

二 採点期間が延びることで各大学の出願期間や試験日、合格発表日などに影響を及ぼすことになるので、これまで通り二週間で終わるべきだと考えますが政府の見解を伺います。

三 採点期間が二十日間になることで試験日程等を変更しなければならなくなる大学・学部がいくつあるか、把握しているのでしょうか。

四 試験日が変更になることで、試験日が重なる大学が増え、受験生の選択の幅が狭まることのないようにすべきだと考えますが政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第七五号
令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストの記述式問題の採点と各大学の試験日に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストの記述式問題の採点と各大学の試験日に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和二年度から実施される大学入学共通テストにおける「国語」及び「数学」の記述式問題採点関連業務一式に係る、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）と株式会社学力評価研究機構との間の業務請負契約の仕様書においては、同社が「答案の画像データ受領開始日から概ね二十日以内のセンターが指定する日までに、センターにおける点検を含め全ての採点作業を完了し、採点結果を納品すること」とされているところ、「概ね二十日以内のセンターが指定する日」と定められた理由は、大学入学共通テストに係る試行調査の実施状況等を踏まえ、採点業務に必要な期間を確保するためであると承知している。

なお、令和二年度に実施される大学入学共通テストに係る当該「センターが指定する日」については、センターにおいて今後具体的に決定するものと承知している。

三及び四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成三十一年四月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成三十一年四月九日閣議決定）に基づき、平成三十一年四月十四日から平成三十三年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めなければならないからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第百九十八回国会承認第三号）に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成三十一年四月九日閣議決定）に基づき、平成三十一年四月十四日から平成三十三年四月十三日までの間、同法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

令和元年十一月二十二日

経済産業委員長 富田 茂之
衆議院議長 大島 理森殿

母子保健法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

令和元年十一月二十二日

提出者

厚生労働委員長 盛山 正仁

母子保健法の一部を改正する法律

母子保健法（昭和四十年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（産後ケア事業）

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

一 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業

二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業

三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図るにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、市町村は産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

会社法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

会社法の一部を改正する法律

会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二条」を「第二百二条の二」に、「株主総会及び種類株主総会」を「株主総会及び種類株主総会等」に、「第二款 種類株主総会」第三

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

百二十一条―第三百二十五条)を「第三款 種類株主総会(第三百二十一条―第三百二十五条 提供措置(第三百二十五条の二―第三百二十五条の七)」に、「第十一節 役員等の損害賠償責任(第四百二十三条―第四百三十条)」を「第十一節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第四百三十条の二―第四百三十条の三)」に、「第二章 社債管理者(第七百二条―第七百十四条)」を「第二章の二 社債管理補助者(第七百十四条の二―第七百十四条の七)」に、「第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転」を「第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続」に、「第六編 外国会社(第八百七条―第八百二十三条)」を「第六編 外国会社(第八百七条―第八百二十三条の二―第八百二十六条の十)」に、「第二節 会社の登記(第九百十一條―第九百三十二條)」に改める。

百二十一条―第三百二十五条)を「第三款 種類株主総会(第三百二十一条―第三百二十五条 提供措置(第三百二十五条の二―第三百二十五条の七)」に、「第十一節 役員等の損害賠償責任(第四百二十三条―第四百三十条)」を「第十一節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第四百三十条の二―第四百三十条の三)」に、「第二章 社債管理者(第七百二条―第七百十四条)」を「第二章の二 社債管理補助者(第七百十四条の二―第七百十四条の七)」に、「第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転」を「第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続」に、「第六編 外国会社(第八百七条―第八百二十三条)」を「第六編 外国会社(第八百七条―第八百二十三条の二―第八百二十六条の十)」に、「第二節 会社の登記(第九百十一條―第九百三十二條)」に改める。

所在記
所在地における登記(第九百十一條―第九百三十二條)に改める。

九百三十二條)に改める。
第二條第三十二條の次に次の一号を加える。
三十二の二 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社(法務省令で定めるもの)に限る。第七百七十四條の三第二項において同じ。とするために当該他の株式会社の株式を

譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。
第三十九條に次の一項を加える。
第三百三十一條の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。
第二編第二章第八節第一款中第二百二條の次に次の一條を加える。

5
第三十九條に次の一項を加える。
第三百三十一條の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。
第二編第二章第八節第一款中第二百二條の次に次の一條を加える。

(取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則)
第二百二條の二 金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第九百九十九條第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役の報酬等(第三百六十一條第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六條第三項第一号において同じ。)として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第九百九十九條第一項第三号の財産の給付を要しない旨
二 募集株式を割り当てる日(以下この節において「割当日」という。)

2
前項各号に掲げる事項を定めた場合における第九百九十九條第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号(第二号及び第四号を除く。及び第二百二條の二第二項各号)」とする。この場合においては、第二百二條及び前條の規定は、適用しない。

3
指名委員会等設置会社における第一項の規定

の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九十九條第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。
第二百二條の二の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九十九條第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。
第二百二條の二の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

3
第二百二條の二の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号に掲げる事項についての定めに係る取締役(取締役であつた者を含む。)以外の者は、第二百三十三條第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。

4
前項に規定する場合における前条第三項並びに第二百六十六條の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二百六十六條の二第一項中「第九百九十九條第一項第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。

5
指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九十九條第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。
第二百二條の二の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

4
第一項の規定にかかわらず、第二百二條の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

2
前項各号に掲げる事項を定めた場合における第九百九十九條第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号(第二号及び第四号を除く。及び第二百二條の二第二項各号)」とする。この場合においては、第二百二條及び前條の規定は、適用しない。

3
指名委員会等設置会社における第一項の規定

第二百三十四条第一項に次の一号を加える。

九 株式交付 株式交付親会社(第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。)に株式交付に際して株式交付子会社(同号に規定する株式交付子会社をいう。)の株式又は新株予約権等(同項第七号に規定する新株予約権等をいう。)を譲り渡した者第二百三十六条に次の二項を加える。

三 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもつてする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めに係る取締役(取締役であつた者を含む。)以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

四 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第四号又は第五号に定める事項についての決定」と、同項第一号中「取締役」とあるのは「執行役若しくは取締役」と、同項第二号中「取締役」と

あるのは「執行役又は取締役」とする。

第二編第四章第一節の節名中「種類株主総会」を「種類株主総会等」に改める。
第三百一条第一項中「この款を」を「この節」に改める。

第三百四条ただし書を次のように改める。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
三 当該議案の提出により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合
第三百五条第四項を次のように改める。

四 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が増えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

第三百五条に次の二項を加える。
前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

六 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 第一項の議案が法令又は定款に違反する場合
二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第一項の規定による請求をする場合

三 第一項の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合
第三百十條第七項各号列記以外の部分に後段と

して次のように加える。
この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
第三百十條に次の一項を加える。

八 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
一 当該請求を行う株主(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
第三百十一條第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第三百十一條に次の一項を加える。
株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
一 当該請求を行う株主(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
第三百十一條第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてなければならない。
第三百十一條に次の一項を加える。
株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
一 当該請求を行う株主(以下この項において

請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
第三百十一條第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてなければならない。
第三百十一條に次の一項を加える。
株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
一 当該請求を行う株主(以下この項において

請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
第三百十一條第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてなければならない。
第三百十一條に次の一項を加える。
株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
一 当該請求を行う株主(以下この項において

請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
第三百十一條第四項に後段として次のように加える。

「請求者」という。がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三百二十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

第三百二十二条に次の一項を加える。

6 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の

電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三百二十二条第一項に次の一号を加える。

十四 株式交付

第三百二十四条第二項に次の一号を加える。

七 第八百六十六条の三第三項の種類株主総会第二編第四章第一節に次の一款を加える。

第三款 電子提供措置

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第三百二十五条の二 株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下この款において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百十一条第三項第十二号の二及び第九百七十六条第十九号において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 株主総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第四百三十七条の計算書類及び事業報告

四 第四百四十四条第六項の連結計算書類

（電子提供措置）

第三百二十五条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（以下この款において「電子提供措置開始日」という。）から株主総会の

日後三箇月を経過する日までの間（以下この款において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項

二 第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

四 第三百五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

五 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するとき、第四百三十七条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

六 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会を招集するとき、第四百四十四条第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

七 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

二 前項の規定にかかわらず、取締役が第二百九十九条第一項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに第一項各号に掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報

告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を同法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織（以下この款において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、同項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（株主総会の招集の通知等の特則）

第三百二十五条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第二百九十九条第一項の規定の適用については、同項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）」とあるのは、「二週間」とする。

2 第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとつているときは、その旨

二 前条第三項の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つたときは、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、第二

百九十九条第一項の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第三百五十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

(書面交付請求)

第三百二十五条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主第二百九十九条第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)の承諾をした株主を除く。)は、株式会社に対し、第三百二十五条の三第一項各号(第三百二十五条の七において準用する場合を含む。)に掲げる事項(以下この条において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 取締役は、第三百二十五条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(以下この条において「書面交付請求」という。)をした株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日という。)を定めた場合にあつては、当該基準日まで)に書面交付請求をした者に限る。)に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日当該株主が次項た

だし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この条において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。(電子提供措置の中断)

第三百二十五条の六 第三百二十五条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第七号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に対し正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

(株主総会に関する規定の準用)

第三百二十五条の七 第三百二十五条の三から前条まで(第三百二十五条の三第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。))及び第三項並びに第三百二十五条の五第一項及び第三項から第五項までを除く。)の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項各号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第三百二十五条において準用する場合に限る。次項、次条及び第三百二十五条の五において同じ。)」と、「第二百九十八条第一項各号(第三百二十五条において準用する場合に限る。)」と、「第三百一条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項」と、「第三百二条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百二条第一項」と、「第三百五条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百五条第一項」と、「第三百五条第二項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百五条第二項」と、「第三百五条第三項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百五条第三項」と、「第三百五条第四項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百五条第四項」と、「第三百九十九条第二項」とあるのは「第三百九十九条第二項(第三百九十九条第一項第五号)とあるのは「第三百二十五条において準

用する第二百九十八条第一項第五号」と、「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と読み替えるものとする。

第三百二十七条の二の見出しを「社外取締役の設置義務」に改め、同条中「事業年度の末日において」を削り、「が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければ」を「は、社外取締役を置かなければ」に改める。

第三百三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(取締役の資格等)」を付し、同条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

第三百三十一条の二 成年被後見人が取締役に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2 被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第三百三十五条第一項中「第二項」の下に並びに第三百三十一條の二を加える。

第三百四十八條の次に次の一條を加える。

(業務の執行の社外取締役への委託)

第三百四十八條の二 株式会社(指名委員会等設置会社を除く。)が社外取締役を置いてゐる場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によつて、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によつて、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

3 前二項の規定により委託された業務の執行は、第二条第十五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

第三百六十一條第一項第三号中「もの」の下に「当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式(第九十九條第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九條第三項において同じ。)については、当該募集株式の種類の株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類(この数)の上限その他法務省令で定める事項

四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権(第二三十八條第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九條第三項において同じ。)については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類(この数)の上限その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

第三百六十一條第四項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。)の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

議により定められているときは、この限りでない。

一 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限り)であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

二 監査等委員会設置会社

第三百九十九條の十三第五項中第十七号を第二十一号とし、第十号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 補償契約(第四百三十條の二第一項に規定する補償契約をいう。第四百十六條第四項第十四号において同じ。)の内容の決定

十三 役員等賠償責任保険契約(第四百三十條の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百十六條第四項第十五号において同じ。)の内容の決定

第三百九十九條の十三第五項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第三百四十八條の二第一項の規定による委託

七 第三百六十一條第七項の規定による同項の事項の決定

第三百九十九條の十三第五項に次の一号を加える。

二十二 株式交付計画(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

株予約権を除く。)を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 当該株式会社の募集株式 当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類(この数)その他法務省令で定める事項

四 当該株式会社の募集新株予約権 当該募集新株予約権の数のその他法務省令で定める事項

五 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類(この数)その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数のその他法務省令で定める事項

第四百十六條第四項中第二十号を第二十三号とし、第十三号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 補償契約の内容の決定

十五 役員等賠償責任保険契約の内容の決定

第四百十六條第四項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三百四十八條の二第二項の規定による委託

第四百十六條第四項に次の一号を加える。

二十四 株式交付計画(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

第十二節 補償契約及び役員等のために
締結される保険契約

(補償契約)

第四百三十条の二 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 株式会社は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該株式会社が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

5 前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社において、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。

6 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しない。

7 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第四百三十条の三 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするに

は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。

2 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百九十九条第二項において準用する場合を含む。)並びに第四百二十三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四百四十五条第五項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に改め、同条に次の一項を加える。

6 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号、第四号若しくは第五号口に掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九条第三項第三号、第四号若しくは第五号口に定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

第四百七十八条第八項中「及び第三百三十一条第一項」を「第三百三十一条第一項及び第三百三十一条第二項」に、「同条第五項」を「第三百三十一条第五項」に改める。

第五百九条第一項第三号中「第五編第四章」の下に及び第四章の二を加え、「第五章」を「同編第五章」に、「及び株式移転」を「株式移転及び株式交付」に改める。

第六百七十六條第七号の次に次の一号を加える

る。

七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

第六百七十六條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第六百八十一条第一号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第七百六条第一項第一号中「その債務」の下に「若しくはその債務」を加える。

第四編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 社債管理補助者

(社債管理補助者の設置)

第七百十四條の二 会社は、第七百二条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

(社債管理補助者の資格)

第七百十四條の三 社債管理補助者は、第七百三十一条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。

(社債管理補助者の権限等)

第七百十四條の四 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三 第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2 社債管理補助者は、第七百十四條の二の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 社債に係る債権の弁済を受けること。 二 第七百五十五条第一項の行為(前項各号及び前号に掲げる行為を除く。) 三 第七百六十六条第一項各号に掲げる行為 四 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為 3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。 一 前項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの イ 当該社債の全部についてその支払の請求 ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分 ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(イ及びロに掲げる行為を除く。) 二 前項第三号及び第四号に掲げる行為 4 社債管理補助者は、第七百十四條の二の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。 5 第七百五十五条第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。 (二以上の社債管理補助者がある場合の特則) 第七百十四條の五 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。 2 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。	(社債管理者等との関係) 第七百十四條の六 第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四條の二の規定による委託に係る契約は、終了する。 (社債管理者に関する規定の準用) 第七百十四條の七 第七百四條、第七百七條、第七百八條、第七百十條第一項、第七百十一條、第七百十三條及び第七百十四條の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百四條中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し」と、第七百十一條第一項中「において」と、同條第二項中「第七百二條」とあるのは「第七百十四條の二」と、第七百十四條第一項中「において」と、他に社債管理者がないときは「とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第七百十三條各号に掲げる」とあるのは「第七百十四條の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。 第七百十七條第二項中「社債権者集会は、」の下に「次項又は」を加え、同条に次の一項を加える。 3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。 一 次条第一項の規定による請求があつた場合 二 第七百十四條の七において準用する第七百十一條第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合 第七百十八條第一項及び第四項中「又は社債管理者を」、「社債管理者又は社債管理補助者」に改める。	第七百二十條第一項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。 第七百二十四條第二項第二号中「第七百六條第一項」の下に、「第七百十四條の四第三項(同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。)」を加える。 第七百二十九條第一項中「又は社債管理者」を「社債管理者又は社債管理補助者」に改め、同項ただし書中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を、「第七百七條」の下に「第七百十四條の七において準用する場合を含む。」を加える。 第七百三十一條第三項中「社債管理者」の下に「社債管理補助者」を加える。 第七百三十五條の次に次の一條を加える。 (社債権者集会の決議の省略) 第七百三十五條の二 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社債管理補助者にあつては、第七百十四條の七において準用する第七百十一條第一項の社債権者集会の同意をする)について(提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす。 2 社債発行会社は、前項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。 3 社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求	4 第一項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第七百三十二條から前条まで(第七百三十四條第二項を除く。)の規定は、適用しない。 第七百三十七條第一項中「社債管理者又は代表社債権者(社債管理者があるときを除く。)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。 一 社債管理者がある場合 社債管理者 二 社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつたとき 社債管理補助者 三 前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者 第七百四十條第一項中「又は第八百十條 第八百十三條第二項において準用する場合を含む。」を「第八百十條(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。又は第八百十六條の八)に改め、同条第三項中「及び第八百十條第二項」を「第八百十條第二項(一)に「の規定の」を「及び第八百十六條の八第二項の規定の」に、「及び第七百九十九條第二項」を「第七百九十九條第二項及び第八百十六條の八第二項」に改め、「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。 第七百四十一條第一項及び第二項中「社債管理者」の下に、「社債管理補助者」を加え、同条第三項中「社債管理者」の下に、「社債管理補助者」を、「含む。」の下に「又は第七百十四條の四第二項第一号」を加える。 第五編の編名中「及び株式移転」を、「株式移転及び株式交付」に改める。 第五編第四章の次に次の一章を加える。 第四章の二 株式交付 (株式交付計画の作成) 第七百七十四條の二 株式会社は、株式交付をす
---	--	--	--

ることができる。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。

(株式交付計画)

第七百七十四条の三 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式交付子会社(株式交付親会社(株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。))が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。の商号及び住所
- 二 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)の下限
- 三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)
- 四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項
- 五 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等(株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。)を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除

く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

二 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債(以下「新株予約権等」と総称する。)を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

八 前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

九 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

十 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

十一 株式交付がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)

二 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を含むものでなければならない。

三 第一項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱を行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱の内容

四 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲

げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人(前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。)が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種種類の株式の数に於いて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。)

五 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)」と読み替えるものとする。

(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み)
第七百七十四条の四 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 株式交付親会社の商号

二 株式交付計画の内容

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

二 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目録見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。	5 株式交付親会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったとき(第八百十六条の九第一項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第五項の規定により前条第一項第十号の期日を変更したときを含む)は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者(以下この章において「申込者」という。)に通知しなければならない。	6 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)に宛てて発すれば足りる。	7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。	(株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て)	第七百七十四条の五 株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の	数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。	2 株式交付親会社は、効力発生日の前日まで、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。	(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則)	第七百七十四条の六 前二条の規定は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。	(株式交付子会社の株式の譲渡)	第七百七十四条の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。	一 申込者 第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数	二 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数	2 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となつた者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。(株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限)	第七百七十四条の八 民法第九十三条第一項ただし	し書及び第九十四条第一項の規定は、第七百七十四条の四第二項の申込み、第七百七十四条の五第一項の規定による割当て及び第七百七十四条の六の契約に係る意思表示については、適用しない。	2 株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第七百七十四条の十一第二項の規定により株式交付親会社の株式の株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。	(株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しに関する規定の準用)	第七百七十四条の九 第七百七十四条の四から前条までの規定は、第七百七十四条の三第一項第七号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第七百七十四条の四第二項第二号中「株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数」とあるのは「内容及び数」と、第七百七十四条の五第一項中「数株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第七百七十四条の十一第二項」とあるのは「第七百七十四条の十一第四項第一号」と読み替へるものとする。	(申込みがあつた株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合)	除く。)(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)の規定は、第七百七十四条の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。	(株式交付の効力の発生等)	第七百七十四条の十一 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項(第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。	2 第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる。	3 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。	一 第七百七十四条の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者	二 第七百七十四条の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者	三 第七百七十四条の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者	次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条
--	--	--	--	--------------------------------------	--	---	---	--	--	------------------------	--	---	--	---	--------------------------------	---	--	--------------------------------------	---	--	---	----------------------	--	--	---	---	--	---	-----------------------------

の九において準用する第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第七百七十四条の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第七百七十四条の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第七百七十四条の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

五 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 効力発生日において第八百十六条の八の規定による手続が終了していない場合

二 株式交付を中止した場合

三 効力発生日において株式交付親会社が第七百七十四条の七第二項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数に満たない場合

四 効力発生日において第二項の規定により第七百七十四条の三第一項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる者がいない場合

五 前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第七百七十四条の七第一項各号(第七百七十四

条の九において準用する場合を含む。)に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨

を通知しなければならない。この場合において、第七百七十四条の七第二項(第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

第五編第五章の章名中「及び株式移転」を「株式移転及び株式交付」に改める。

第五編第五章に次の一節を加える。

第四節 株式交付の手続

(株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十六条の二 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日(以下この節において「効力発生日」という。後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

一 株式交付計画について株主総会(種類株主総会を含む。)の決議によってその承認を受けた後(なければならぬときは、当該株主総会の日の二週間前の日(第三百九十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日))

二 第八百十六条の六第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第八百十六条の八の規定による手続をしなければならぬときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 株式交付親会社の株主(株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人

に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものである場合以外の場合にあつては、株主及び債権者は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ

る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式交付計画の承認等)

第八百十六条の三 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、株式交付計画の承認を受けなければならない。

2 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式等を除く。)の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

3 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式(譲渡制限株式であつて、第九百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種

類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

一 株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第三号の種類株式

二 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第八号イの種類株式

(株式交付計画の承認を要しない場合等)

第八百十六条の四 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

一 一次に掲げる額の合計額

イ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

二 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、法務省令

で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が第八百十六条の六第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、株式交付計画の承認を受けなければならない。

(株式交付を要めることの請求)

第八百十六条の五 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付を要めることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合(同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く)は、この限りでない。

(反対株主の株式買取請求)

第八百十六条の六 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第八百十六条の四第一項本文に規定する場合(同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く)は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 株式交付をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株

式交付に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての株主

3 株式交付親会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 株式交付親会社が公開会社である場合
二 株式交付親会社が第八百十六条の三第一項の株主総会の決議によつて株式交付計画の承認を受けた場合

5 第一項の規定による請求(以下この節において「株式買取請求」という。)は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を明らかにしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第八百十六条の七 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調つたときは、株式交付親会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 株式交付親会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式交付親会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第八百十六条の八 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べ

ることができる。

2 前項の規定により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合には、株式交付親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 株式交付をする旨
二 株式交付子会社の商号及び住所
三 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該株式交付について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(株式交付の効力発生日の変更)

第八百十六条の九 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から三箇月以内の日でなければならない。

3 第一項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日の前日まで)に、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 4 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節(第二項を除く。)及び前章(第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。)の規定を適用する。	以上の場合にあっては、株主及び債権者は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。 一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 第八百二十八条第一項に次の一号を加える。 十三 株式会社の株式交付 株式交付の効力が生じた日から六箇月以内 第八百二十八条第二項に次の一号を加える。 十三 前項第十三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であつた者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかつた債権者 第八百三十四条第十二号の次に次の一号を加える。 十二の二 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社 第八百三十六条第二項中「債権者」の下に「又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者」を加える。 第八百三十九条中「第十二号」を「第十二号の二」に改める。	5 株式交付親会社は、第一項の規定による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に第七百七十四条の三第一項第十号の期日を変更することができる。 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による第七百七十四条の三第一項第十号の期日の変更について準用する。この場合において、第四項中「この節(第二項を除く。)」及び前章(第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。)」とあるのは、「第七百七十四条の四、第七百七十四条の十及び前項」と読み替えるものとする。 (株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第八百十六條の十 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。 2 株式交付親会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。 3 株式交付親会社の株主(株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。))が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合	第八百四十四条の次に次の一条を加える。 (株式交付の無効判決の効力) 第八百四十四条の二 株式会社の株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式(以下この条において「旧株式交付親会社株式」という。)を交付したときは、当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等(以下この条において「旧株式交付子会社株式等」という。)を返還しなければならない。この場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。 2 前項前段に規定する場合には、旧株式交付親会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する。 第八百四十九条の次に次の見出し及び一条を加える。 (和解) 第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。 一 監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役) 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員	3 指名委員会等設置会社 各監査委員 第八百五十条の見出しを削る。 第八百六十八条第四項中「第七百六条第四項」を「及び第七百六条第四項の規定に、第七百七十四条第一項」を並びに第七百七十四条第一項に、「第七百七十八条第三項」を「これらの規定を第七百七十四条の七において準用する場合を含む。)」の規定並びに第七百七十八条第三項に、「並びに」を「及び」に改める。 第八百七十条第一項第二号中「又は社債管理者」を「社債管理者又は社債管理補助者に改め、同条第二項第二号中「又は第八百九条第二項」を「第八百九条第二項又は第八百十六条の七第二項」に改める。 第八百七十四条第一号中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「第七百七十四条第三項」の下に「(第七百七十四条の七において準用する場合を含む。)」を加える。 第七編第四章第二節第一款の款名を削る。 第九百一一条第三項第十二号口中「第四号まで」の下に「(八に規定する場合にあっては、第二号を除く。)」を加え、同号二中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三号」を削り、同号二を同号ホとし、同号ハ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。 ハ 第二百三十六条第三項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め 第九百一一条第三項第十二号に次のように加える。 ヘ 第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権(同項に規定する募集新株予約権をいう。以下ハにおいて同じ。)の払込金額(同号に規定する払込金額をいう。以下ヘにおいて同じ。)(同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合におい	第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。 一 監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役) 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員	3 指名委員会等設置会社 各監査委員 第八百五十条の見出しを削る。 第八百六十八条第四項中「第七百六条第四項」を「及び第七百六条第四項の規定に、第七百七十四条第一項」を並びに第七百七十四条第一項に、「第七百七十八条第三項」を「これらの規定を第七百七十四条の七において準用する場合を含む。)」の規定並びに第七百七十八条第三項に、「並びに」を「及び」に改める。 第八百七十条第一項第二号中「又は社債管理者」を「社債管理者又は社債管理補助者に改め、同条第二項第二号中「又は第八百九条第二項」を「第八百九条第二項又は第八百十六条の七第二項」に改める。 第八百七十四条第一号中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「第七百七十四条第三項」の下に「(第七百七十四条の七において準用する場合を含む。)」を加える。 第七編第四章第二節第一款の款名を削る。 第九百一一条第三項第十二号口中「第四号まで」の下に「(八に規定する場合にあっては、第二号を除く。)」を加え、同号二中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三号」を削り、同号二を同号ホとし、同号ハ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。 ハ 第二百三十六条第三項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め 第九百一一条第三項第十二号に次のように加える。 ヘ 第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権(同項に規定する募集新株予約権をいう。以下ハにおいて同じ。)の払込金額(同号に規定する払込金額をいう。以下ヘにおいて同じ。)(同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合におい	第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。 一 監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役) 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員
--	--	---	--	--	---	--	---

令和元年十一月二十六日 衆議院會議録第十一号

会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

例により社債管理者を定めないので発行された社債を含む。には、新法第六百七十六條第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新法第七百三十五條の二の規定は、適用しない。

(新株予約権に係る登記に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、新法第九百一十一條第三項第十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 定款の定めにより、取締役が、事業報告等の株主総会資料を、電子提供措置(電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置(ウェブサイトに掲載))により株主に提供し、請求をした株主に對してのみ当該資料を書面により交付する旨の規定を設けること。

2 株主提案権の濫用的な行使を制限するため、提案することができ議案の数の制限及び目的等による議案の提案の制限に関する規定を設けること。

3 取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備

(一) 取締役会に取締役の報酬の決定方針の決定を義務付ける規定を設けるとともに、株式を取締役の報酬として付与するために必要となる株主総会における決議事項等を定める規定を設けること。

(二) 役員等がその職務の執行に關し責任の追及等を受けたことにより要する費用等を、株式会社が当該役員等に対して補償する契約を締結するための手続等を定める規定を設けること。

4 業務執行を社外取締役に委託するための手続を定める規定を設けるとともに、監査役会設置会社に社外取締役の設置を義務付ける規定を設けること。

5 社債の管理を合理化するための規定の整備その他の整備等

(一) 社債管理者よりも裁量が限定された社債管理補助者制度を新設等すること。

(二) 株式会社が他の株式会社を子会社とするために自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付するための手続等に関する規定を設けること。

(三) 会社の支店の所在地における登記を廃止すること。

(四) 成年被後見人又は被保佐人に係る欠格事項を削除すること。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1及び5(三)の改正については、公布の日から起算して三年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本法案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を行うこととするもので、その措置は妥当なものと認めるが、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削る修正を行う必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決する。

べきものと議決した次第である。右報告する。

令和元年十一月二十二日

法務委員長 松島みどり
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

第三百四條ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

中前三項を第二項から第三項まで、第三百五條第四項を次のように改める。
同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人

(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたときは、当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

第三百五十五条に次の二項を加える。

15 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

16 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 第一項の議案が法令又は定款に違反する場合
- 二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第一項の規定による請求をする場合
- 三 第一項の規定による請求により株主総会の

適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

附則

(株主提案権に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた旧法第三百四十五条の規定による議案の提出及び会社法第三百五十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。
令和元年十月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 法務省関係(第一条―第十七条)
- 第二章 内閣官房関係(第十八条―第二十条)
- 第三章 内閣府関係
- 第一節 本府関係(第二十一条―第二十三条)
- 第二節 金融庁関係(第二十四条―第四十七条)
- 第四章 総務省関係(第四十八条―第五十一条)
- 第五章 財務省関係(第五十二条―第六十四条)
- 第六章 文部科学省関係(第六十五条―第六十八条)

第七章 厚生労働省関係(第六十九条―第七十九条)

第八章 農林水産省関係(第八十条―第九十二条)

第九章 経済産業省関係(第九十三条―第一百零四条)

第十章 国土交通省関係(第一百五十五条―第一百二十三条)

第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第二百二十四条・第二百五条)

附則

第一章 法務省関係

(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正)

第一条 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「第十九条の二の下に」、「第十九条の三」、「第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条に改める。」

(担保付社債信託法の一部改正)

第二条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「並びに第七百三十一条第三項」を「第七百三十一条第三項並びに第七百三十五條の二第一項及び第三項」に、「これらの規定を」同法第七百七十七條第二項に、「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約(以下単に信託契約という。)(の受託会社」と、同法第七百八十八條第一項及び第四項並びに第七百二十九條第一項本文中「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法

第七百二十條第一項及び第七百二十九條第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五條の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「に改め、「受託会社」との下に、「同条第一項中」について(社債管理補助者にあつては、第七百十四條の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて)とあるのは「について」とを加える。

第三十三條第一項中「議事録」の下に「又は同法第七百三十五條の二第一項の書面若しくは電磁的記録(次項各号において「議事録等」という。)」を加え、同条第二項各号中「前項の議事録」を「議事録等」に改める。
(弁護士法の一部改正)

第三条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二第二項中「新所在地」の下に「(従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地)」を、「当該法律事務所」の下に「(従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地)」を加える。
(司法書士法の一部改正)

第四条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第四項中「新所在地」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を、「当該事務所」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を

移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地」を加える。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第五条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「新所在地の下に」(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)を、「当該事務所の下に」(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所)を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第十一条の二中「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に改める。

第十二条第一項中「第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者(委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者)

二 支配人

三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人又は保全管理人

五 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任された管財人又は保全管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

第十二条の二第二項中「前条第一項に規定する」を「前条第一項各号に掲げる」に、「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、「印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは」を削り、同項第一号並びに同条第三項及び第四項中「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、同条第五項ただし書中「第一項の」を「当事者の営業所会社にあつては、本店の所在地を管轄する」に改め、同条第六項中「第一項及び」を削り、同条第七項中「印鑑提出者」を「被証明者」に、「第一項」を「同項ただし書」に改める。

第十五条中「第四十八条から第五十条まで(第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条において準用する場合を含む。)」を削る。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改め、「又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」を削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十四条第四号中「とき」の下に「、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条第一項中「前条第十号」を「前条第九号」に改める。

第四十八条の前の見出しを削り、同条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条から第五十条まで 削除

第五十一条第一項後段を削る。

第八十二条第二項及び第三項中「本店の所在地における」を削り、同条第四項中「並びに第二十条第一項及び第二項の規定」及び「本店の所在地における」を削る。

第八十七条第一項及び第二項中「本店の所在地における」を削り、同条第三項中「登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役)の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十条の次に次の一条を加える。

(株式交付の登記)

第九十条の二 株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交付計画書

二 株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面

三 会社法第八百六十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当すること

を証する書面(同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合)に該当しないことを証する書面を含む。

四

会社法第八百六十六条の八第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

第九十一条第一項中「本店の所在地における」を削り、同条第二項中「本店の所在地における」を削り、「前条」を「第九十条」に改め、同条第三項中「登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役)の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条中「第四十八条」を「第五十一条」に改める。

第一百三十八条を次のように改める。

第一百三十八条 削除

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(民事再生法の一部改正)

第八条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条中「第四十八条」を「第五十一条」に改める。

第一百三十八条を次のように改める。

第一百三十八条 削除

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(民事再生法の一部改正)

第八条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の二第一項から第三項までの規定
中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を
加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管
理者」の下に「又は同法第五十四条の五の二に規
定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同
項第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同
法第三百三十九条の九の二第一項に規定する投資
法人債管理補助者」を加え、同項第四号中「社債
管理者」の下に「又は同法第六十一条の七の二に
規定する社債管理補助者」を加え、同項第五号
中「特定社債管理者」の下に「又は同法第二百十
七条の二第一項に規定する特定社債管理補助
者」を加える。

第百六十九条の二第一項中「について社債管理」の下に、「社債管理補助者(当該社債等についての再生債権者の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。)」を加え、同

条第三項第一号中「第七百六条第一項」を「第七百六条第一項若しくは第七百十四条の四第三項（これらの規定を」に改め、「第百三十九条の九第四項」の下に「若しくは同法第百三十九条の九

の第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の四第三項を、「第六十一条の七第四項」の下に「若しくは第六十一条の七の第三項」を、「第二百二十七条第四項」の下に「若しく

は同法第二百二十七条の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の四第三項」を加える。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)
九条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の三」を「第八十六条の四」に、「第二百六十九条」を「第二百六十九条の二」に改める。

第三十九条中「第七百三十五条」を「第七百三

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

十五條の二に改め、「社債管理者」の下に、「社債管理補助者」を、「業務規程」との下に、「同法第七百三十五條の二第一項中」、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者」とあるのは「又は加入者」と、「事項について（社債管理補助者にあつては、第七百十四條の七において準用する第七百十一條第一項の社債権者集会の同意をする）について」とあるのは「事項について」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「加入者」とを加える。

第六十六條第一号中「すべて」を「全て」に、
「第八十三條」を「以下この章に改める」。
第七十一条第七項中「ために社債管理者」の下
に、「社債管理補助者・社債権者又は質権者のた
めに振替社債の償還を受ける権限を有するもの
に限る。」を加える。

第八十六条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 社債管理補助者がある場合 当該社債管
理補助者

第四章第四節中第八十六條の三を第八十六條の四とし、第八十六條の二の次に次の一條を加える。

(株式交付に関する会社法の特例)

第八十六条の三 会社法第七百七十四条の三第

一項第五号イ又は第八号ロの社債が振替社債である場合には、株式交付親会社（同項第一号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条、第六十条の二、第八十九條の二及

び第二百二十三条の二において同じ。）は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替社債につ

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

いてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならぬ。ただし、短期社債については、この限りでない。

前項に規定する場合には、会社法第七百七十四條の四第二項（同法第七百七十四條の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四條の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従ひ株式交付親会社が發行する振替社債の社債権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四條の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四條の六（同法第七百七十四條の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の發行者に示さなければならぬ。

株式会社親会社が株式交付に際して振替社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替社債について振

第八十六條第一項第二號

社債管理補助者

第百十七条中「、第八十六条の二並びに第八十六条の三」を「並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第六十六条

第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三
条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第
一項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、
債権管理補助者（社債権者又は質権者のために
替社債の償還を受ける権限を有するものに限
る）」に、「D又は」を「D、社債管理補助者（保険業
第六十一条の七の二に規定する社債管理補助

替の申請をしなければならない。

第百十三條の表第七十一條第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。」又は「に改

第百十五條中「第八十六條の二並びに第八十六條の三」を「並びに第八十六條の二から第八十六條の四まで」に改め、同條の表第六十六條第一號の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三條」を「以下この章」に改め、同表第七十一條第一項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、性質管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）に、」又は「を」を「投資法人債管理補助者投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十條の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者をいい、投資法人債権者又は質権者のために振替投資法人債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ」に改め、同表第八十八條第一項第一號の項の次に次のように加える。

投資法人債管理補助者

者をいい、社債権者又は質権者のために振替社
の償還を受ける権限を有するものに限る。以
「同じ」に改める。

第百十八条中、「第八十六条の二並びに第八十六条の三」を「並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第六十六条第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、債管理補助者（社債権者又は質権者のために

令和元年十一月二十六日 衆議院會議録第十一号 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。」「又は」を「)、特定社債管理補助者(資産の流動化に関する法律第二百七十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定

第八十六条第一項第二号 社債管理補助者

特定社債管理補助者

第二百二十条の表第六十六条第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又は」に改める。

第二百二十一条の表第七十一条第七項の項及び第二百二十二条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又は」に改める。

第二百二十四条中「第八十六条の二並びに第八十六条の三を」及び第三号並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又は」に改め、同表第八十六条第一項第三号の項中「第八十六条第一項第三号」を「第八十六条第一項第四号」に、「前三号」を「前三号」に改める。

第二百二十七条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又は」に改める。

第一百五十一条第二項第一号中「第一百五十四条

社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ」に改め、同表第八十六条第一項第一号の項の次に次のように加える。

を「第一百五十四条第三項第二号及び第一百五十九条の二第二項第二号」に改める。

第一百五十五条第一項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六十六条第一項」を「第八百六十六条第一項又は第八百六十六条の六第一項」に改め、「以下この条」の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号を加え、同条第二項中「又は第八百六十六条第三項」を「第八百六十六条第三項又は第八百六十六条の六第三項」に改め、同条第四項中「若しくは株式交換」を「株式交換若しくは株式交付」に改める。

第一百五十九条の次に次の一条を加える。
(電子提供措置に関する会社法の特例)
第一百五十九条の二 振替株式を発行する会社は、電子提供措置(会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨を定款で定めなければならない。

2 加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求(会社法第三百二十五条の五第二項に規定する書面交付請求をいう。以下この項において同じ。)を、その直近上位機関を経由してすることができる。この場合においては、同法第三百三十条第一項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができる。
一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が第一百五十一条第二項第一号の申出をしたものを除く。)

二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの

三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

四 当該加入者が第一百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

第一百五十九条の次に次の一条を加える。
(株式交付に関する会社法の特例)

第一百六十条の二 会社法第七百七十四条の第三項第三号又は第八号イの株式交付親会社の株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の申込みをする者(同法第七百七十四条の三第一項第四号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替株式の株主にならないものを除く。)は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六(同

法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

3 会社法第七百七十四条の三第一項第五号口又は第八号ハの新株予約権の目的である株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

4 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

第一百六十一条第二項中「及び第八百六十六条第三項」を「第八百六十六条第三項及び第八百六十六条の六第三項」に改める。

第一百八十九条の次に次の一条を加える。
(株式交付に関する会社法の特例)
第一百八十九条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第五号口又は第八号ハの新株予約権が振替新株予約権である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。
2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項に

において同じ。の申込みをする者(同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。)は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならぬ。

3 株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならぬ。

第二百二十二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第二号の次に次の一号を加える。

二 社債管理補助者がある場合 当該社債管理補助者

第二百二十三条の次に次の一条を加える。

(株式交付に関する会社法の特例)

第二百二十三条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第五号又は第八号二の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならぬ。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。)の申込みをする者(同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。)は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。

3 株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について振替の申請をしなければならぬ。

第二百二十八条第一項中「及び第五項」の下に「第百六十条の二を加え、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第百六十六条第一項」を「第百六十六条第一項又は第百六十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第百六十六条第三項」を「第百六十六条第三項又は第百六十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「若しくは株式交付」に改め、同表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える。

「第百六十条の二を加え、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第百六十六条第一項」を「第百六十六条第一項又は第百六十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第百六十六条第三項」を「第百六十六条第三項又は第百六十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「若しくは株式交付」に改め、同表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	定款	規約
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項

第二百三十五条第一項中「まで」の下に「第百五十九条の二第二項第四号を、「及び第五項」の下に「第百六十条の二を加え、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	会社法第三百二十五条の二	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項

第二百三十九条第一項中「第百六十一条」を「から第百六十一条まで」に改め、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第百六十六条第一項」を「第百六十六条第一項又は第百六十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第百六十六条第三項」を「第百六十六条第三項又は第百六十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「株式交付」に改め、同表に次のように加える。

第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	資産の流動化に関する法律第四十五条第一項
-------------	------------	----------------------

第二百四十七条の三第一項中「及び」を「第百八十九条の二及び」に改める。
第二百四十九条第一項中「第百八十九条並びに第百九十条」を「並びに第百八十九条から第百九十条まで」に改める。
第二百五十一条第一項中「第二百二十四条」を「から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者
第二百五十一条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「特定社債管理補助者同法第百二十七条の二第二項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。 以下同じ。」を加える。 第二百五十四条第一項中「第二百二十三条並びに第二百二十四条」を「並びに第二百二十三条から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。	特定社債管理補助者

第二百五十四条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。 以下同じ。」を加える。

第二百五十四条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「特定社債管理補助者(同法第百二十七条の二第二項に規定する特

第七百七十四条の三第一項第六号	同法第七百七十四条の四第二項	第七百七十四条の六	第九十六條の九の三第一項第六号
第七百七十四条の六	第九十六條の九の六	効力発生日	第九十六條の九の六
第二百二十三條の二第二項	同法第七百七十四條の三第一項第五号ハ	保險業法第九十六條の九の三第一項第五号ハ	第九十六條の九の三第一項第六号
第二百二十三條の二第二項	第七百七十四條の四第一項	第九十六條の九の四第一項	第九十六條の九の四第一項
第二百二十三條の二第二項	第七百七十四條の九	第九十六條の九の九	第九十六條の九の九
第二百二十三條の二第二項	第七百七十四條の三第一項第六号	第九十六條の九の三第一項第六号	第九十六條の九の三第一項第六号
第二百二十三條の二第二項	同法第七百七十四條の四第二項	第九十六條の九の四第二項	第九十六條の九の四第二項
第二百二十三條の二第二項	第七百七十四條の六	第九十六條の九の六	第九十六條の九の六
第二百二十三條の二第二項	その効力を生ずる日	効力発生日	効力発生日

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行前に振替機関又は加入者(社債、株式等の振替に関する法律第二條第三項に規定する加入者をいう。)が加入者集会(同法第三十三條に規定する加入者集会をいう。)の目的である事項について提案をした場合については、前條の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律第三十九條において読み替えて準用する会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 号。以下「会社法改正法」という。)による改正後の会社法(平成十七年法律

第八十六号。以下「新会社法」という。)第七百三十五條の二の規定は、適用しない。
2 附則第三号に定める日(以下「第三号施行日」という。)において振替株式(社債、株式等の振替に関する法律第二百二十八條第一項に規定する振替株式をいう。)を発行している会社は、第三号施行日(その定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置(新会社法第二百二十五條の二に規定する電子提供措置をいう。))をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。
3 前項の規定により定款の変更の決議をしたも

のとみなされた会社の取締役が株主総会(種類株主総会を含む。以下この項において同じ。)の招集の手続を行う場合(当該株主総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。)における当該株主総会の招集手続については、新会社法第二百二十五條の三から第三百二十五條の七まで(第三百二十五條の五第一項を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新会社法第九十一條第三項第十二号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。
5 第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社は、第三号施行日から前項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。
6 第三号施行日から第四項の登記をするまでに同項に規定する事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。
7 第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における第四項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。
8 第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社の代表取締役、代表執行役又は清算人は、第四項から第六項までの規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。
9 第三号施行日において振替投資口(社債、株式等の振替に関する法律第二百二十六條第一項に規定する振替投資口をいう。)を発行している投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律

(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第十二項に規定する投資法人をいう。以下この条において同じ。)は、第三号施行日(その規約の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置(第三十二條の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「新投資信託法」という。)第九十四條第一項において準用する新会社法第二百二十五條の二に規定する電子提供措置をいう。))をとる旨の規約の定めを設ける規約の変更の決議をしたものとみなす。
10 前項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員が投資主総会を招集する場合(当該投資主総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。)における当該投資主総会の招集手続については、新投資信託法第九十四條第一項において準用する新会社法第二百二十五條の三(第一項第三号、第五号及び第六号を除く。)、第三百二十五條の四第二項から第四項まで、第三百二十五條の五(第一項を除く。))及び第三百二十五條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。
11 第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新投資信託法第六十六條第二項第八号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。
12 第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。
13 第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員又は清算執行人は、第十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

- 14 第三号施行日において振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。)を発行している協同組織金融機関(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置(第四十条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下この条において「新優先出資法」という。)第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。
- 15 前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事が優先出資者総会を招集する場合(当該優先出資者総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。)における当該優先出資者総会の招集手続については、新優先出資法第四十条第四項において準用する新会社法第三百二十五条の三(第一項第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項を除く。)、第三百二十五条の四(第一項、第二項第二号及び第四項を除く。)、第三百二十五条の五(第一項を除く。)、及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 16 第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関は、第三号施行日から六箇月以内に、その主たる事務所の所在地において、新優先出資法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記をしなければならぬ。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。
- 17 第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- 18 第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事又は清算人は、第十六項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。
- 19 第三号施行日において振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をいう。)を発行している特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。)は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置(第四十五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化法」という。)第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。
- 20 前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役が社員総会を招集する場合(当該社員総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。)における当該社員総会の招集手続については、新資産流動化法第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の三から第三百二十五条の六まで(第三百二十五条の五第一項を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 21 第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新資産流動化法第二十二條第二項第七号の二に掲げる事項の登記をしなければならぬ。
- 22 第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合には、第五項及び第六項の規定を準用する。
- 23 第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役又は清算人は、第二十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。
- (会社更生法の一部改正)
- 第十一條 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第四十三條第一項第五号中「社債管理者」の下に、「社債管理補助者(当該社債についての更生債権者等の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。)」を加える。
- 第四十五條第一項第七号中「若しくは株式移転を」と、株式移転若しくは株式交付に改める。
- 第三百三十一條第一項中「第四十三條第一項第五号に規定する社債管理者等」を「社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(以下この項から第三項までにおいて「社債管理者等」という。)(一に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第二項中「前項の社債管理者等が同項を」「社債管理者等が前項に」、当該社債管理者等を「社債管理者等」に改め、同条第三項中「第一項の」を削る。
- 第七十七條の二第三項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。
- 第八十二條の四の次に次の一条を加える。
- (株式交付)
- 第八十二條の五 株式交付に関する条項において、株式交付計画において定めるべき事項を定めなければならない。
- 第九十條第三項中「第七百六條第一項の下に若しくは第七百十四條の四第三項を加え、又は同項ただし書を」と、又は同法第七百六條第一項ただし書を「改める。
- 第二百二十四條の二の次に次の一条を加える。
- (株式交付に関する特例)
- 第二百二十四條の三 第八十二條の五の規定により更生計画において更生会社が株式交付をすることを定めた場合には、会社法第七百四十條、第八百六十六條の二、第八百六十六條の五及び第八百六十六條の八の規定は、更生会社については、適用しない。
- 第二百六十一條第一項後段を削る。
- (会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
- 第十二條 この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。
- (破産法の一部改正)
- 第十三條 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
- 第一百五十條第一項から第三項までの規定中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管理者」の下に「又は同法第五十四條の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同項第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同法第三十九條の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者」を加え、同項第四号中「社債管理者」の下に「又は同法第六十一條の七の二に規定する社債管理補助者」を加え、同項第五号中「特定社債管理者」の下に「又は同法第二百二十七條の二第一項に規定する特定社債管理補助者」を加える。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十四条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「及び株式移転」を「株式移転及び株式交付」に改め、同条中「第五編第四章」の下に「及び第四章の二」を加え、「第五章」を「同編第五章」に、「及び株式移転」を「株式移転及び株式交付」に改める。

第四十六条中「その本店の所在地においては」を削り、「支店」を「本店」に改め、「は三週間以内に」を削る。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正)

第十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 役員等の損害賠償責任(第百一十一條 第百十八條)」を「第八款 役員等の損害賠償責任(第百一十一條 第百十八條)」に、「第五款 役員等の損害賠償責任(第百九十八條)」を「第六款 役員等の損害賠償責任(第百九十八條)」に改める。

第六款 役員等の損害賠償責任(第百九十八條) 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第百九十八條の二)に、「従たる事務所」の所在地における登記(第三百二十二條 第三百十四條)を「削除」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 第六十五條の二の規定は、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第四十四條ただし書を次のように改める。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合
第四十五條第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前項の議案が法令又は定款に違反する場合
二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、前項の規定による請求をする場合
三 前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

(電子提供措置をとる旨の定め)

第四十七條の二 一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(第四十七條の四第三項において「社員総会参考書類等」という。)の内容である情報に

ついて、電子提供措置(電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第三百一条第二項第四号の二及び第三百四十二條第十号の二において同じ。)をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 社員総会参考書類
二 議決権行使書面
三 第二百二十五條の計算書類及び事業報告並びに監査報告
(電子提供措置)

第四十七條の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九條第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を發した日のいずれか早い日(第四十七條の六第三号において「電子提供措置開始日」という。)から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間(第四十七條の六において「電子提供措置期間」という。)、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第三十八條第一項各号に掲げる事項
二 第四十一條第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
三 第四十二條第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項
四 第四十五條第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領
五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第二百二十五條の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項
2 前項の規定にかかわらず、理事が第三十九條第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(社員総会の招集の通知等の特則)

第四十七條の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第三十九條第一項の規定の適用については、同項中「社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、社員に対してその通知を發しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日」とあるのは、「社員総会の日」とする。

2 第三十九條第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九條第二項又は第三項の通知には、第三十八條第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第二百二十五條の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九條第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

(電子提供措置の中断)
第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(社員が提供を受けることができない状態に置かれた情報とその状態に置かれた後改変されたこと(同項第六号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合においては、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員(第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。)は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項(次項において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。

2 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(以下この条において「書面交付請求」という。)をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

3 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日(当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には、一定の期間(以下この条において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

四 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

7 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるとき。

五 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるとき。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

六 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(役員の資格等)」を付し、同条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第六十五条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わつて就任の承諾をしなければならぬ。

2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定は、保佐人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わつて就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替へるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第八十四条第二項中(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第九十一条第一項中「この款」を「この節」に改める。

第二章第三節に次の一款を加える。

第九款 補償契約及び役員等のため
に締結される保険契約

(補償契約)

第九十一条の二 一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、社員総会(理事会を設置一般社団法人にあつては、理事会)の決議

によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 一般社団法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該一般社団法人に対して第九十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を

受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第九十一条第三項及び第九十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八十八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第九十一条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)の決議によらなければならない。

2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第九十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとするものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合に

は、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第六十六条の次に次の一款を加える。

第六十六条の二 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第六十七条第三項第一項中「第六十五条第一項の下に」及び第六十五条の二を加える。

第九十一条の四 この款及び第三百一条第二項第十一号を「この節及び第三百一条第二項第十一号」に改める。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款 補償契約及び役員等のため
に締結される保険契約

第九十一条の二 前章第三節第九款の規定は、一般財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)」とあるのは「理事会」と、第九十一条の二第一項中「役員等」とあるのは「理事、監事又は会計監査人(以下この款において「役員等」という。）」と、同条第二項第二号中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する第九十一条第一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第九十一条第三項」とあり、及び第九十一条の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第九十一条第三項」とあるのは「第九十一条において準用する第九十一条第一項及び第九十二条第二項並びに第九十一条において準用する第九十一条第三項」と読み替へるものとする。

第九十一条第五項中「及び第六十五条第一項」を「第六十五条第一項及び第六十五条の二」

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

に、「同条第三項」を「第六十五条第三項」に改める。

第二百八十条の次に次の見出し及び一条を加える。

(和解)

第二百八十条の二 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならない。

第二百八十一条の見出しを削る。

第三百一条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第三百二十二条から第三百四十四条まで 削除

第三百二十九条 削除

第三百三十条中「第十五条まで」の下に「第十二条第一項第二号及び第五号を除く。」を、「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十二条を」、「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削り、「第二百三十一条第一項本文」との下に、「同法第四百六十六

の二中「商業登記法」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える。

第三百四十二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第三百四十二条第十四号中「含む。」の下に「又は第四百八条の二第四項(第九百九十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「旧一般社団・財団法人法」という。)第四十四条の規定による議案の提出及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧一般社団・財団法人法第五十条第六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧一般社団・財団法人法第六十五条第一項第二号(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十六条第二項、第六十条第二項及び第七十七号並びに旧一般社団・財団法人法第七十三条第一項及び第二百九条第五項において引用し、又は準用する場合を含む。)の規定により生じた地位の喪失の効力については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「新一般社団・

財団法人法」という。)第六百八条の二(新一般社団・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新一般社団・財団法人法第九十八条の二第二項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

5 この法律の施行前に一般社団法人又は一般財団法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧一般社団・財団法人法第九十一条第一項(旧一般社団・財団法人法第九十八条において準用する場合を含む。))に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新一般社団・財団法人法第九十八条の三(新一般社団・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 前条の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(信託法の一部改正)

第十七条 信託法(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「第三項を除く。」、第十八条及び「第二十条第一項及び第二項」を削る。

第二章 内閣官房関係

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第十八条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条を」を「第五十五条に」、「第五十九条を」を「第五十六条に」、「第六十条を」を「第五十七条」に改める。

第五十一条及び第五十二条を削り、第五十三条を第五十一条とし、第五十四条から第五十六条までを二条ずつ繰り上げ、第五十七条を削る。

第五十八条中「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十九号から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条、第五十二条に」、「及び第三百三十二条を」、「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「(同法第二十七号中「本店」とある部分を除く。)」及び「「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削り、「事務所」との下に、「同法第十二条の二第五項中「営業所会社にあつては、本店」とあり、並びに同法第七十二条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に、「同法第四百六十六号の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加え、同条を第五十五条とする。

第五十九条第二項中「第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号」を「第四十七号第一項及び第五十二条第二項」に、「これらの規定」を「第四十七号第一項第四号及び第五十二条第二項第二号」に改め、第三章第二節中同条を第五十六条とする。

第六十条第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改め、第四章中同条を第五十七条とする。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の規定の適用については、同条中「規定中」とあるのは「規定同法第十二条の二第五項及び同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。中」と、「本店」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一條第一項中「本店」とあるのは「本店」と、「第五十五条」とあるのは「第五十八条」とする。

2 前項に定めるもののほか、前条の規定による職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。
(日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第八条第一項及び第二十一條第三号
二 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第九十九号)第九条第一項及び第二十二條第四号

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第五十六条第二項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十四条及び第九十三條第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

附則第四条第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改め、同項第一号中「平成三十二年」を「令和二年度」に改め、同項第二号中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項第一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正)

第二十二條 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第六項中「及び従たる事務所」を削る。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中「その主たる事務所の所在地において」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第二百一十一條第一項中「第二百十八條の規定による改正後の」を削り、「新法人格付与法」を「法人格付与法」に改め、同条第二項中「新法人格付与法第五十三條」を「法人格付与法第五十一條」に改める。

第二百八條第一項中「新法人格付与法」を「法人格付与法」に改め、同条第二項中「新法人格付与法第五十三條」を「法人格付与法第五十一條」に改める。

第二百九條の見出しを「(法人格付与法の一部改正に伴う経過措置)」に改め、同条中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「法人格付与法」に、「新法人格付与法第五十三條」を「法人格付与法第五十一條」に改める。

第二百九條の見出しを「(法人格付与法の一部改正に伴う経過措置)」に改め、同条中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「法人格付与法」に、「新法人格付与法第五十三條」を「法人格付与法第五十一條」に改める。

「法人格付与法」に、「新法人格付与法第五十三條」を「法人格付与法第五十一條」に改める。

第二節 金融庁関係

(無尽業法の一部改正)

第二十四條 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條第四項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

(金融商品取引法の一部改正)

第二十五條 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項第十一号中「若しくは株式移転」を「株式移転若しくは株式交付」に改める。

第三十六條の四第一項中「社債管理者」の下に「同法第七百十四條の二に規定する社債管理補助者」を加える。

第八十九條の三を次のように改める。

第八十九條の三 削除

第八十九條の四第二項を削る。

第九十條中「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八條から」を「第五十一條から」に、「及び第百三十二條」を「第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に改め、「同法第四十八條、第四十九條第一項、第五十條第二項及び第四項並びに第百三十八條第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同

法第十七條第三項、「及び第二十條第三項」、「中「会社の支店」とあるのは「金融商品取引法人の従たる事務所」と及び、「第四十八條第一項、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項から第三項まで」を削り、「第五十三條並びに第百三十八條第一項」を「及び第五十三條」に改め、「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第八十九條の二第二項各号」とを削り、「読み替える」を「同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十條において準用する商業登記法第百四十五條」と読み替える」に改める。

第百條の四中「主たる事務所の所在地において」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百一條の二十第一項中「から」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に」、「の本店及び」、「組織変更後株式会社金融商品取引所の支店については会社法第九百三十條第二項各号に掲げる事項の登記を」を削る。

第百二條第一項中「支店並びに」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百二條の十中「第八十九條の三及び」第八十九條の四第一項を「第八十九條の四」に改める。

第百二條の十一中「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八條から」を「第五十一條から」に、「及び第百三十二條」を「第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に改め、「同法第四十八條、第四十九條第一項、

第五十條第一項、

同法第四十八條、第四十九條第一項、

同法第四十八條、第四十九條第一項、

同法第四十八條、第四十九條第一項、

同法第四十八條、第四十九條第一項、

同法第四十八條、第四十九條第一項、

同法第四十八條、第四十九條第一項、

第五十条第二項及び第四項並びに第三百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一百七条第三項、「及び第二十條第三項」、「中「会社の支店」とあるのは「自主規制法人の従たる事務所」と及び、「第四十八條第一項、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項から第三項まで」を削り、「第五十三條並びに第三百三十八條第一項」を「及び第五十三條」に改め、「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第九百二十條の九第二項各号」とを削り、「読み替える」を、「同法第四百六十六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九百二十條の十一において準用する商業登記法第九百四十五條」と読み替える」に改める。

に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ 株式交付

第六百六十六條第六項第三号中「若しくは第八百六十六條第一項」を、「第八百六十六條第一項若しくは第八百六十六條の六第二項」に改め、同項第十一号中「又は株式交換を」、「株式交換又は株式交付」に改める。

第六百六十七條第五項第三号中「若しくは第八百六十六條第一項」を、「第八百六十六條第一項若しくは第八百六十六條の六第一項」に改め、同項第十三号中「又は株式交換を」、「株式交換又は株式交付」に改める。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六條 前条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十七條 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條から第二十四條の二までを次のように改める。

第二十三條から第二十四條の二まで 削除

第二十五條中「第二條」を削り、「第五條まで」の下に「（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）」を、「第十五條まで」の下に「（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）」を加え、「第二十三條の二まで」を「第十九條の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電

磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「（除く。）」の下に「（交付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下）」を加え、「第二十六條の下に「（行政区画等の変更）」を、「第四十八條から第五十三條まで及び」を「（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止、第五十一条から第五十三條まで（本店移転の登記）」に、「第四百四十八條まで」を「第三百三十七條まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び第三百三十九條から第四百四十八條まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）」に、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條第二項各号」を「第四百六十六條の二中「商業登記法」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二十五條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第九百四十五條」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五條において準用する商業登記法第九百四十五條」と、同法第四百四十八條中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体（同法第二條第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）に関する登記」に改める。

又 株式交付

第六百六十六條第二項第五号中「ト」を「チ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ハからヘまでを二からトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 株式交付

第六百六十六條第二項第十二号ト中「ヘ」を「ト」

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十九條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五條の五中「会社法」の下に「第三百十四條（取締役等の説明義務）」を加え、「及び」を「（第三号から第五号までを除く。）及び」に改め、「において」の下に「同法第三百十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「理事」とを加え、「「監事」を「監事」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」に改める。

第五條の六中「会社法」の下に「第三百十四條（取締役等の説明義務）」を、「場合において」の下に「同法第三百十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「監事」とを、「場所」との下に「同法第三百八十一條第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「理事」とを、「理事」との下に「同法第三百八十三條第二項中「第三百六十六條第一項ただし書」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條の六第六項において準用する第三百六十六條第一項ただし書」とを加える。

第六條の二第二項中「第三百六十一條第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「「権限」の下に「第三百八十二條（取締役への報告義務）」を、「において」の下に「これらの規定（同法第三百六十一條第一項第六号の規定を除く。中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「清算をする信用協同組合等」と、同法第三百十四條中「取締役、会計参

与、監査役及び執行役」とあるのは「清算人」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同法第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。）」とを、「清算人」との下に、「同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者。）」とあるのは「清算人」とを加え、「読み替える」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十

条第二項」とあるのは「同法第六十九条において準用する第八百五十条第二項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と読み替える」に改める。

第十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第五条の五、第五条の六又は第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四条の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第十二条第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三を第七号とする。

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

(船主相互保険組合法の一部改正)

第三十条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「第八百四十八条及び第八百四十九条第三項」を削り、「株式会社等」を「これらの規定(同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。)」中「株式会社等」に改め、「同法第五十三条及び第五十四条中「発起人、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人」と及び「船主相互保険組合法第二十条において準用する」を削り、「責任」とを「責任」と、「総株主」とあるのは「総組合員」とに改め、「第八百四十七条第一項」の下に「株主による責任追及等の訴え」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七條の四第一項(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中「に改め、「同法第八百四十八条の下に「(訴えの管轄)」を加え、「第八百四十九条第三項中」を「第八百四十九条第一項(訴訟参加)中」(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。))に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「に改め、「理事」との下に、「次の各号に掲げる株

式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」と、同法第八百四十九条の二(和解)中株式会社等が、当該株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二十条第一項に規定する組合をいう。))が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」とを、「第五十五条」との下に、「同法第八百五十三条第一項(再審の訴え)中「株式会社等」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二十条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。))と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、組合の発起人の責任を追及する訴え」とを加える。

第三十三条第六項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「組合」を「組合(船主相互保険組合法第二十条第一項に規定する組合をいう。))」に、「船主相互保険組合法」を「同法に」、「同条第七項」を「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。))」と、同条第七項に改める。

第三十八条の二第六項中「各監事」を「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」に改める。

第四十条中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。))」を、「報酬等」の下に「並びに同法第二編第四章第十二節(第四百三十条の二第四項及び第五項を除く。)(補償契約及び役員等のために締結される保険契約)」を加え、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二各号」を加

え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「第八百四十八条及び第八百四十九条第三項」を削り、「株式会社等」を「これらの規定(同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。))中「株式会社等」に、「第三百八十九条第四項」を「第三百六十一条第一項中「取締役」とあるのは「役員(船主相互保険組合法第三十五条第一項に規定する役員をいう。))と、同項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。))」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「取締役」とあるのは「役員(同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。))と、同法第三百八十九条第二項中「前項の規定による定款の定めがある株式会社」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二十条第一項に規定する組合をいう。))と、同条第四項に改め、「参事」との下に、「同項第二号中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。))」と、同条第五項中「子会社」とあるのは「子会社(同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))」と、同法第四百三十条の二第一項(補償契約中「役員等」とあるのは「役員(同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。))」に「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「総会(同法第十三条第三項第十号に規定する総会をいう。次条第一項において同じ。))」と、同項各号及び同条第二項第二号中「役員等」とあるのは「役員」と、同号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「同法第三十八条の二第一項」と、同項第三号及び同条第三項中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

において準用する場合を含む。)、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあるのは「(船主相互保険組合法第三十七条第一項前段並びに第三十八条の二第二項及び第八項」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同法第四百三十条の三第一項(役員等)のために締結される保険契約中「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「総会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。))並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「(船主相互保険組合法第三十七条第一項前段及び第三十八条の二第二項」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同条第三項ただし書中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」とを、「(第四百四十七條第一項の下に「(株主による責任追及等の訴え)」を加え、」同法第八百四十七條の四第二項中「を」同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七條の四第一項(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)中若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中「に改め、」同法第八百四十八條の下に「(訴えの管轄)」を加え、」第八百四十九條第三項中「を」第八百四十九條第一項(訴訟参加)中「(適格旧株主にあつては第八百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。))に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「に改め、」理事」との下に「(次

の各号に掲げる株式会社)の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」と、同法第八百四十九條の二(和解)中「(株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。))、執行役」とあるのは「(組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。))が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社)の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」とを、「(第三十八條の二第三項)」の下に、「同法第八百五十三條第一項(再審の訴え)中「(株式会社等)」とあるのは「(組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。))以下この項において同じ。))と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、役員等の責任を追及する訴え」とを加える。

第四十八條第二項中「(第三百六十一條第一項)」の下に「(第三号から第五号までを除く。))」を加え、」第三項第二号及び第三号並びに「(第三項各号及び)」に改め、」第十一項まで」の下に「(第八百四十九條の二各号)」を加え、」第八百五十三條第一項第二号及び第三号を「(第八百五十三條第一項各号)」に改め、」第八百四十八條及び第八百四十九條第三項を削り、」(株式会社等)を「これらの規定(同法第八百四十八條、第八百四十九條第三項、第八百四十九條の二及び第八百五十三條第一項を除く。))中「(株式会社等)」に、「第三十八條の四)を「第三十八條の二第四項第三号中「(理事又は監事)」とあるのは「(清算人)」と、第三十八條の四)に改め、」監事」との下に、「同法第三百六十一條第一項第六号中「(金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。))とあるのは「(金銭でないもの)」とを加え、」第三百八十九條第四項中「を」第三百八十九條第三項中「前項の監

査役は、取締役」とあるのは「監事は、清算人」と、同条第四項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」とに改め、」清算人」との下に、「同項第二号中「(電磁的記録)」とあるのは「(電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。))を」と、同条第五項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と、「子会社)」とあるのは「(子会社(同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。))以下この項において同じ。))」とを、「(第八百四十七條第一項)」の下に「(株主による責任追及等の訴え)」を加え、」同法第八百四十七條の四第二項中「を」同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七條の四第一項(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)中「若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項と、同条第二項中」に改め、」同法第八百四十八條の下に「(訴えの管轄)」を加え、」第八百四十九條第三項中「(適格旧株主にあつては第八百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。))に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「に改め、」理事」との下に「(次の各号に掲げる株式会社)の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」と、同法第八百四十九條の二(和解)中「(株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。))、執行役」とあるのは「(組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。))が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社)の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場

合にあつては、各監事」とを、「(第三十八條の二第三項)」の下に「(同法第八百五十三條第一項(再審の訴え)中「(株式会社等)」とあるのは「(組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。))以下この項において同じ。))」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、清算人の責任を追及する訴え」とを加える。

(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の船主相互保険組合法第三十三条第六項において読み替えて準用する会社法改正法による改正前の会社法(以下「旧会社法」という。))第三百十條第七項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の船主相互保険組合法(以下この条において「新船主相互保険組合法」という。))第四十條において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新船主相互保険組合法第四十條において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の二第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

3 この法律の施行前に組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。))と保険者との間で締結された保険契約のうち役員(同法第三十五條第一項に規定する役員をいう。))以下この項において同じ。))がその職務の執行に關し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新船主相互保険組合法第四十條において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の三の規定は、適用しない。

を執行したことを知つたときは、当該役員等
に対し、補償した金額に相当する金銭を返還
することを請求することができる。
補償契約に基づく補償をした執行役員及び
当該補償を受けた執行役員は、遅滞なく、当
該補償についての重要な事実を役員会に報告
しなければならない。
民法 明治二十九年法律第八十九号 第百八
十條の規定は、第二項の決議によつてその内容

が定められた投資法人と執行役員との間の補償契約の締結については、適用しない。
(役員等のために締結される保険契約)

第百十六条の三 投資法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。次項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

2 民法第百八条の規定は、投資法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、執行役員を被保険者とするものの締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、前項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第百十九条第三項中「まで」の下に、「第八百四十九条の二を」、「において」の下に、「同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第百

十九条第三項において準用する投資法人法第百十五条の六第二項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百二十七条第二項中「まで」の下に、「第八百四十九条の二、第八百五十条第四項」を加える。

第百三十九条の三第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 投資法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第百三十九条の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 投資法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第百三十九条の七中「第八号まで」を「第八号の二まで」に改める。

第百三十九条の九第四項第一号中「その債務の下に」若しくはその債務を加え、同条第八項中「これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ投資法人債」、「投資法人債権者」及び「投資法人債権者集会」とを削る。

第百三十九条の九の次に次の一条を加える。
(投資法人債管理補助者)

第百三十九条の九の二 投資法人は、第百三十九条の八ただし書に規定する場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りでない。

2 会社法第七百十四条の三から第七百十四条の七まで、第八百六十八条第四項、第八百六十九條、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る

る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人債管理補助者について準用する。この場合において、同法第七百十四条の四第一項第三号中「第四百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第百五十七条第一項」と、同条第二項及び第四項中「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同条第二項第二号中「第七百五十五条第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第一項」と、同項第三号中「第七百六十六条第一項各号」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第四項各号」と、同条第三項中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、同条第五項中「第七百五十五条第二項及び第三項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第二項及び第三項」と、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の八」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同法第七百十四条の九の二第一項と、同法第七百十四条の七中「第七百四条中」とあるのは「これらの規定(同項を除く。中「社債権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、第七百四条中」と、「社債の管理の補助」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、「社債権者に対し」とあるのは「投資法人債権者に対し」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「投資法人債」と」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十九条の十第二項中「投資法人債管理者の下に」、「投資法人債管理補助者」を加え、

「第七百六条第一項」を「第七百六条第一項」に改め、「並びに」を削り、「又は第八百十條(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。又は第八百十六條の八に改め、「又は第八百四十九條の十四」の下に「において準用する場合を含む。」)を加え、「及び第八百十條第二項(第八百十三條第二項を「第八百十條第二項(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。及び第八百十六條の八第二項に改め、「及び第八百四十九條の十四」の下に「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加え、「及び第七百九十九條第二項を「第七百九十九條第二項及び第八百十六條の八第二項に改める。

第百五十四條の七中「まで」の下に、「第八百四十九條の二を加え、「清算執行人」を「清算執行人」に改め、「ついで」の下に、「同法第八百四十九條の二(第二号及び第三号を除く。の規定は清算執行人及び清算執行人であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれを、「において」の下に、「同法第八百五十條第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三條第三項、第二百二十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「投資法人法第百五十四條の四第二項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百六十四條第四項中「第五百二十四條」の下に、「第八百九十三條第一項及び第九百三十八條第二項(第四号)を加え、「第九百三十八條第一項中「本店(第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされた」と

きにあつては、本店及び支店」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号を「第八百八十六条中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資法人法第三編第一章第十二節第二款」と、「同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節」とあるのは「同節第一款若しくは第二款」と、同法第八百九十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第九百三十八条第二項第一号に改め、「第八百八条第二項」との下に、「一時清算人又は代表清算人」とあるのは「一時清算執行人又は代表清算人」と、同項第三号中「清算人又は代表清算人の選任又は選定」とあるのは「清算執行人又は清算監督人の選任」とを加える。

第百六十六条第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第二百四十九条第十九号の二において同じ。）をとる旨の規約の定めがあるときは、その定め

第百七十七条中「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条を」、「第十七条」に改め、「第二十條第一項及び第二項」、「第十七条」とあるのは「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」と及び「第四十八條から第五十條まで（第九十五条、第一百一条及び第一百八条において準用する場合を含む。）」を削り、「同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と並びに「とあるのは「及び」に改め、「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第百七十五

条」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百七十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法第四百五十五条」とを加える。

第二百四十三条第三項中「まで」の下に、「第八百四十九条の二を加える。

第二百四十九条中「事務を承継する投資法人債管理者」の下に、「投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第二百四十九条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 第百六十六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百四十九条第二十四号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百四十四条の七の規定において準用する同法」に改め、「投資法人債管理者」の下に「若しくは投資法人債管理補助者」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投資信託法」という。）第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百四十四条の規定による議案の提出及び同項において読み替えて準用する会社法第三百五十五

第一項本文の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧投資信託法第九十二条第四項若しくは第九十二条の二第五項又は旧投資信託法第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百十條第七項の請求については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投資信託法」という。）第百六十六条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

4 この法律の施行前に投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧投資信託法第十五条の六第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新投資信託法第百六十六条の三の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧投資信託法第百三十九条の三第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集投資法人債（同項に規定する募集投資法人債をいう。）の発行の手續については、新投資信託法第百三十九条の三第一項第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下この項において同じ。）であつて、投資法人債管理者を定めていないもの（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお

従前の例により投資法人債管理者を定めないので発行された投資法人債を含む。）には、新投資信託法第百三十九条の三第一項第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に存する投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に投資法人債発行法人（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人をいう。）が投資法人債管理者又は投資法人債権者（同法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。）が投資法人債権者集會の目的である事項について提案をした場合については、新投資信託法第百三十九条の十第二項において準用する新会社法第七百三十五條の二の規定は、適用しない。

（信用金庫法の一部改正）

第三十四条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條の四」を「第三十九條の六」に、「第四十八條の八」を「第四十八條の十三」に改める。

第十二条第三項中「第六十五條第二項第九号」を「第六十五條第二項第十号」に改め、同条第七項中「第七項まで」を「第八項まで」に改める。

第三十五条の六中「及び」を「第三号から第五号までを除く。及び」に改め、「できない損害」との下に、「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第三十八条の二第三項中「この条及び第六十一条第三号において」を削る。

第三十九条の四「中」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号を、株式会社の下に」取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者を、「が」の下に「理事及び理事と、同法第八百四十九条の二中」取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事」を加え、第四章第五節中同条を第三十九条の六とする。

第三十九条の三の次に次の二条を加える。
(補償契約)

第三十九条の四 金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
二 当該金庫が前項第二号の損害を賠償する

とすれば当該役員等が当該金庫に対して第三十九条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八百八条(自己契約及び双方代理等)の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。
(役員等のために締結される保険契約)

第三十九条の五 金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。第三項ただし書にお

いて「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八百八条(自己契約及び双方代理等)の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十六條第一項中「この条及び次条において」を削り、「議決権行使書面を」を「議員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)」に改める。

第四章第七節中第四十八条の八の次に次の五条を加える。
(電子提供措置をとる旨の定款の定め)

第四十八条の九 金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(第四十八条の十一第二項において「総会参考書類等」という。)の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

四 第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告
(電子提供措置)

第四十八条の十 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十五条第一項の通知を発した日のいずれか早い日(第四十八条の十三第三号において「電子提供措置開始日」という。)から総会の日後三月を経過する日までの間(第四十八条の十三において「電子提供措置期間」という。)、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第四十五条第一項各号に掲げる事項
二 第四十六条第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
三 第四十七条第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項

四 理事が通常総会を招集するときは、第三十八条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項
五 特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項(前号に掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、理事が第四十五条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。
(総会の招集の通知等の特則)
第四十八条の十一 第四十五条第一項及び第五

項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項又は第四項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとつている旨
二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十八条第五項、第三十八条の二第五項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫においては、理事は、第四十五条第一項の通知に際して、会員に対し、総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

(書面交付請求)
第四十八条の十二 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員(第四十五条第四項の承諾をした会員を除く。)は、金庫に対し、第四十八条の十第一項各号に掲げる事項(次項及び第三項において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第四十八条の十第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項の通知に際して、前項の規定による請求第四項及び第五項において「書面交付請求」という。)をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

4 書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日(当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この項及び次項において「催告期間」という。)内に異議を述べべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた会員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第四十八条の十三 第四十八条の十第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(会員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかつたこととなつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第六号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。
二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。
三 電子提供措置開始日から総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間(以下この項及び次項において「中断期間」という。)を超えないこと。

した時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 金庫が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第六十四条中「第三百六十一条第一項の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」の下に、「第三百八十二条(取締役への報告義務)」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に、「これらの規定(同法第三百五十七條第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五條第三項中「理事又は支配人その他の職員」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七條第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主(監査役設置会社)にあつては、監査役」とあるのは「監事」と、同法第三百六十條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」とを、「清算人」との下に、「同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社)にあつては、取締役会」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)」とあるのは「清算人」とを、「第三十五條の九第一項」の下に、「同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五條の九第一項」と、同法第四百三十條中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」とを、「当該会員」との下に、「同法第八百四十八條中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「清算金庫」とを加え、「及び第四項並びに」を「中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九條の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、同法」に改める。
第六十五條第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 第四十八條の九の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め
第七十四條から第七十六條までを次のように改める。
第七十七條第四項中「及び第四項」を削る。
第八十五條中「第二十七條まで(第二十四條第十六号を除く。)」を「第十九條の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十

令和元年十一月二十六日 衆議院會議録第十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

四六

七条まで(第二十四条第十五号を除く。)(二)に、「第四十八条」を、「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を(登記)」に、「第四百八十八条」を「第三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消並びに第三百三十九条から第四百八条まで(二)に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「同法第四十八条第二項中(会社法第九百三十三條第二項各号)とあるのは(信用金庫法第七十四條第二項各号)と」を削る。

第八十七條の四第四項中「第六十五條第二項第九号」を「第六十五條第二項第十号」に改める。

第九十一条第一項第九号中(含む。)(の下に「又は第三十九條の四第四項を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第四十八條の十第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたと

き。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の信用金庫法第十二條第七項において準用する旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項又は第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の信用金庫法(次項において「新信用金庫法」という。)第三十九條の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)(について適用する。

3 この法律の施行前に信用金庫法第二條に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第三十九條第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを

約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新信用金庫法第三十九條の五の規定は、適用しない。

4 前条の規定による信用金庫法の一部改正に伴う登記に關する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(労働金庫法の一部改正)

第三十六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條の四」を「第四十二條の六」に改める。

第三十七條の四(中「及び」を「第三号から第五号までを除く。及び」に改め、「できない損害」との下に、「同法第三百六十一條第一項第六号中(金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。))とあるのは(金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)(」を加える。

第三十七條の五中「第四十二條の四」を「第四十二條の六」に改める。

第四十二條の四(中「まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「株式会社の下に(取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」を、「(が、」の下に「理事及び理事」と、同法第八百四十九條の二中「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事を加え、第四章第五節中同条を第四十二條の六とする。

第四十二條の三の次に次の二條を加える。

(補償契約)

第四十二條の四 金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。))とあるのは(金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)(」を加える。

一 当該役員等が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に關する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第四十二條第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十七條の三第一項及び第三項並びに第四十二條第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八八條(自己契約及び双方代理等)の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第四十二條の五 金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十七條の三第一項及び第三項並びに第四十二條第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八八條(自己契約及び双方代理等)の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第六十八條中「第三百六十一條第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」

「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」

「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」

「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」

「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」

の下に、「第三百八十二条(取締役への報告義務)」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に、「これらの規定(同法第三百五十七条第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は参事その他の職員」とあるのは「清算人」と、第四十二条第四項第三号中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同法第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号、第三号から第五号までを除く。）」とを、「清算人」との下に、「同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)とあるのは「清算人」とを、「第三十七条の七第一項」との下に、「同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」とを、「当該会員」との下に、「同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」とを加え、「及び

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

第四項並びに」を「中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社等の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、同法に改める。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

第七十八条から第八十条まで 削除

第八十一条第四項中「及び第四項」を削る。

第八十九条中「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に、「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を(登記)」に、「第四百四十八条」を「第三百七条に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第三百九条から第四百四十八条まで」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」とを削る。

第一百一条第一項第九号中「含む。」の下に「又は第四十二条の四第四項」を加え、同条第二項中「準用する会社法」を「準用する同法」に改める。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 前条の規定による改正後の労働金庫法(次項において「新労働金庫法」という。第四十二条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

2 この法律の施行前に労働金庫法第三条に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第四十二条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。))がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新労働金庫法第四十二条の五の規定は、適用しない。

3 前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十八条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「又は第八百九条第二項」を「第八百九条第二項又は第八百六条の七第二項」に改める。

第二十六条第二項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第七項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同項ただし書中「設置」の下に「又は第七百十四条の二(社債管理補助者の設置)」を加える。

第六十四条第一項中「から」の下に「二週間以内」を加え、「は二週間以内」、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内」を削る。

(銀行法の一部改正)

第三十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

第四十四条第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

第五十二条の十九第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第四十条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十六日 衆議院會議録第十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

四八

第十四条第二項中「まで」の下に、「第八百四十九条の二」を加える。

第二十二條第五項第三号中「第三十九條の四」を「第三十九條の六」に、「第四十二條の四」を「第四十二條の六」に改める。

第四十條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)(電子提供措置)の規定は、第一項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類及び同項に規定する議決権行使書面の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により優先出資者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第四十五條第一項第六号及び第六十一條第一項第十五号において同じ。)について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「優先出資法第四十條第四項に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日前三週間前の日又は同条第一項の通知を發した日のいずれか早い日」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項の通知を發した日」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「優先出資法第四十條第一項に

おいて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百一条第一項」とあるのは「優先出資法第四十條第一項において準用する第三百一条第一項」と、同条第二項中「第二百九十九條第一項」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九條第四項の規定にかかわらず、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第二百九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項の通知には、同項に規定する定款で定めると、同項第一号中「とつている旨」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「優先出資法第四十條第一項において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九條第三項(第三百二十五條において準用する場合を含む。）」とあるのは「書面による招集通知の發出に代えて、電磁的方法により通知を發することについて」と、「(第三百二十五條の七において準用する場合を含む。）」に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第二百九十九條第一項」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四條第一項に規定する基準日をいう。))を定めた場合にあつては、当該基準

日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五條第一項に次の一号を加える。

六 第四十條第四項において準用する会社法第三百二十五條の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第四十五條第三項中「当該判決に係る事項について従たる事務所に登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所」を削る。

第六十一條第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第四十條第四項において準用する会社法第三百二十五條の三第一項(第一号及び第四号から第六号までを除く。)の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

(保険業法の一部改正)

第四十一條 保険業法平成七年法律第百五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三條の三十七」を「第五十三條の三十八」に改める。

第四條第一項第三号中「(以下同じ。）」にあっては取締役」を「第八條の二第二項第二号、第二百四十九條の二第三項、第二百七十二條の二第一項第三号及び第三百三十三條第一項第十七号において同じ。）」にあっては取締役」に、「(以下同じ。）」にあっては取締役及び」を「第八條第一項、第八條の二第二項第一号、第百三十六條の二第一項、第二百七十二條の二第二項第三号及び第二百七十二條の十第一項において同じ。）」に

あつては取締役及び」に改める。

第八條の二第二項第二号中「(以下)」を「次号及び第二百七十二條の二第二項第四号において」に改める。

第十二條第一項中「第三百三十一條第一項」を「第三百三十一條第一項第三号」に、「同法第三百三十一條第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号を「同号」に、「(保険業法)」を「(保険業法に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、株式会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

第十七條の五第二項中「第八十條」とあるのは「第八十六條の八」とあるのは「」に、「第八十條」と、「の規定」とあるのは「」を「第八十六條の八の規定に、「の規定とする」を「とする」に改める。

第三十條の八第六項中「清算人(監査等委員会設置会社)の下に(「保険業法第三十條の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。))」を、「(指名委員会等設置会社)の下に(同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。))」を加え、「(保険業法第三十條の十第一項を「同条第一項」に改め、「設立時取締役をいう。以下この項の下に」及び「第八百三十六條第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第三十條の十第一項に改め、「設立時監査役をいう。以下この項の下に」及び「第八百三十六條第一項」を、「取締役監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員」の下に(「同法第二十九條に規定する監査等委員会をいう。))」

第三十条の十第二項中「監査等委員会設置会

条第一項第六号において同じ。」を加え、同条

「会社法」を「同法」に、「第三百三十七条第一項

一項、第百八十条の三第五項並びに第百八十条

おいて同じ。)は」と、取締役会設置会社(指名

項に規定する監査等委員会設置会社をいう。」

令和元年十一月二十六日 衆議院會義録第十一

7 第五十三条の二第一項(第五十三条の五第

第三十条の十一第一項中「株式会社又は」を削

に、同法第九十三条第二項中「設立時取締役」

において同じ。」と、同法第九十四条第一項中

第一項各号」とあるのは「同法第三十条の十一第

第三十三条の二第二項中「第十一項まで」の下

会社法の一部を改正する法律の施行に関する法律

百四十七条の四第二項〔に、株主等〕を「若し

等委員及び監査委員」とあるのは「監査等委員

いう。」と、同項第二号中「監査等委員会設置会

の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四

項」とあるのは「第二百二十条第五項」と、同法第

となつた」と、同条第三項中「株式会社又は合併

車の整備等に関する法律案及び司報告書

ただし、次に掲げる場合は、この限りでな

議案の提出をする場合

その割合)以上の賛成を得られなかった日

4 社員が前項の規定による請求をする場合に

議案の数については、当該各号に定めるところ

人(次号において「役員等」という。)の選任

四九

案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十一条第一項中「及び第三百二十条」を「第三百二十条」に改め、「報告の省略」の下に「及び第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。）（電子提供措置）」を加え、「中（株式会社とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と）」を「（同法第二百九十八条第二項、第三百十條第七項及び第三百二十五条の二を除く。）中」、「本店」を「これらの規定（同法第二百九十九條第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中（株式会社とあるのは相互会社と）」に改め、「及び第四項」を削り、「に」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、「（株主総会）」を「株主（株主総会）」に、「の数」とあるのは「の数」を「とあるのは社員」と、同条第四項中「取締役会設置会社とあるのは相互会社と」、「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八條第二項又は第五十條第二項」に、「及び第三百二二條」を「並びに第三百二二條第一項及び第二項」に、「株主（当該）」を「（当該）」に、「社員の全員」を「の全員」と、同条第五項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）中「株主総会（種類株主総会を含む）」とあるのは「社員総会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る）」とあるのは「社員」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同条第三号中「第四百三十七條」とあるのは「保険業法第五十四條の五」と、同条第四号中「第四百四十四條第六項」とあるのは「保険業法第五十四條の十第六項において準用する同法第五十四條の五」と、同法第三百二十五条の三第一項（電子提供措置）中「第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「社員総会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九條第一項」と、同項第二号及び第三号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同項第四号中「第三百五十五條第一項」とあるのは「保険業法第三十九條第三項」とあるのは「保険業法第三十九條第三項」と

く。）（電子提供措置）」を加え、「中（株式会社とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と）」を「（同法第二百九十八條第二項、第三百十條第七項及び第三百二十五條の二を除く。）中」、「本店」を「これらの規定（同法第二百九十九條第一項及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く。）中（株式会社とあるのは相互会社と）」に改め、「及び第四項」を削り、「に」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、「（株主総会）」を「株主（株主総会）」に、「の数」とあるのは「の数」を「とあるのは社員」と、同条第四項中「取締役会設置会社とあるのは相互会社と」、「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八條第二項又は第五十條第二項」に、「及び第三百二二條」を「並びに第三百二二條第一項及び第二項」に、「株主（当該）」を「（当該）」に、「社員の全員」を「の全員」と、同条第五項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五條の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）中「株主総会（種類株主総会を含む）」とあるのは「社員総会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る）」とあるのは「社員」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同条第三号中「第四百三十七條」とあるのは「保険業法第五十四條の五」と、同条第四号中「第四百四十四條第六項」とあるのは「保険業法第五十四條の十第六項において準用する同法第五十四條の五」と、同法第三百二十五條の三第一項（電子提供措置）中「第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「社員総会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九條第一項」と、同項第二号及び第三号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同項第四号中「第三百五十五條第一項」とあるのは「保険業法第三十九條第三項」とあるのは「保険業法第三十九條第三項」と

三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百三十七條」とあるのは「保険業法第五十四條の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三條の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四條第六項」とあるのは「同法第五十四條の十第六項において準用する同法第五十四條の五」と、同法第三百二十五條の四第二項第一号（株主総会の招集の通知等の特則）中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「及び保険業法第五十四條の五（同法第五十四條の十第六項において準用する場合を含む）」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五十五條第一項」とあるのは「保険業法第三十九條第三項」と、「第三百二十五條の二」とあるのは「第四十一條第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五條の二」と、同法第三百二十五條の五第一項（書面交付請求中（第三百二十五條において準用する場合を含む）の承諾」とあるのは「承諾」と、「第三百二十五條の七において準用する場合を含む）」に掲げるとあるのは「に掲げると、同条第二項中「第二百二十四條第一項に規定する基準日」とあるのは「保険業法第三十三條第一項に規定する一定の日」に改め、同条第二項中「清算人（監査等委員会設置会社）」の下に「（保険業法第三十條の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」を、「指名委員会等設置会社」の下に「（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」を、「社員又は

取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員）の下に「（同法第二條第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を加え、「保険業法」を「同法」に改め、「者を含む。」との下に、「同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」とを加える。

第四十四條の二第三項中「同条第三項、第四項、第六項及び第七項中を「同項中「株主」とあるのは「総代」と」に改め、「同条第四項中の下に「株主」とあるのは「総代」と」を加え、「準用する第二百九十九條第三項」を「読み替えて準用する第二百九十九條第三項」と、同項及び同条第六項中「株式会社」とあるのは「相互会社」に改め、「社員」との下に、「同項及び同条第八項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「社員」と」を加える。

第四十六條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
二 総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、そ

の割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十六条第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準用する」を読み替えて準用するに改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

4 社員又は総代が前項の規定による請求をする場合において、当該社員又は総代が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員又は総代が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員又は総代が当該請求と併せて当該社員又は総代が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従

い、これを定めるものとする。
6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員又は総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合
三 第三項の規定による請求により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十九条第一項中「決議」及び「決議」に改め、「議事録」の下に「及び第二編第四章第一節第三款第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。」(電子提供措置)を加え、「規定中」を「規定(同法第二百九十八条第一項第三号及び第四号を除く。、第三百十一号第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二号第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四号、第三百十八号第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。中株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。中)に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。及び第四項、第三百十一号第四項、第三百十二号第五項、第三百十四号並

びに第三百十八号第四項を除く。中株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。中」前条第四項とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一号第四項及び第三百十二号第五項」を「第三百十一号第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二号第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削り、「読み替える」を、「同法第三百二十五条の二電子提供措置をとる旨の定款の定め」中「株主総会(種類株主総会を含む。）」とあるのは「総代会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、「株主(種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「総代」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「総代会参考書類(保険業法第四十八条第一項に規定する書類をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同条第三号中「第四百三十七号」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同条第四号中「第四百四十四号第六項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の三第一項(電子提供措置中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「総代会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、同項第二号中「第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面」とあるのは「総代会参考書類」と、同項第三号中「第三百二条第一項に規定

する場合には、株主総会参考書類」とあるのは「保険業法第四十八条第三項に規定する場合には、議決権行使書面」と、同項第四号中「第三百二十五条第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百三十七号」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百四十四号第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号(株主総会の招集の通知等の特則中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七号及び第四百四十四号第六項」とあるのは「保険業法第四十八条第一項及び第三項並びに第五十四条の五(同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。)」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五十五号第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四百九条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項(書面交付請求中「第三百二十五条において準用する場合を含む。の承諾」とあるのは「の承諾」と、「第三百二十五条の七において準用する場合を含む。)」に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日)をい

う。」を定めた場合にあつては、当該基準日まで
に書面交付請求をした者に限る。」とあるのは
「総代」と読み替える」に改め、同条第二項中「清
算人監査等委員会設置会社」の下に「(保険業法
第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設
置会社をいう。以下この項において同じ。)」を、
「指名委員会等設置会社」の下に「(同条第九
項に規定する指名委員会等設置会社をいう。)」
を、「社員又は取締役(監査等委員会設置会社にあ
つては、監査等委員)の下に」(同法第二条第
十九項に規定する監査等委員をいう。)」を加
え、「(保険業法)を「同法」に改め、「者を含む。」
と」の下に、「同法第八百三十六条第一項中「株
主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項
ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若
しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主
が設立時取締役若しくは設立時監査役」とある
のは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算
人」とを加える。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(社外取締役の設置義務)

第五十一条の二 監査役会設置会社は、社外取
締役(相互会社の取締役であつて、次に掲げ
る要件の全てに該当するものをいう。以下同
じ。)を置かなければならない。ただし、最終
事業年度(各事業年度に係る第五十四条の三
第二項に規定する計算書類につき第五十四条
の六第二項の承認(同条第四項に規定する場
合には、第五十四条の四第三項の承認)を受
けた場合における当該各事業年度のうち最も
遅いものをいう。以下この条において同じ。)
に係る貸借対照表(第五十四条の六第四項に
規定する場合には、同項の規定により読み替
えて適用する同条第三項の規定により定時社
員総会(総代会を設けているときは、定時総
代会。以下この款において同じ。)に報告され
た貸借対照表をいい、相互会社の成立後最初

の定時社員総会までの間においては、第五十
四条の三第一項の貸借対照表をいう。以下こ
の条において同じ。)に基金(第五十六条の基
金償却積立金を含む。)として計上した額が五
億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る
貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額
が二百億円未満であるものは、この限りでな
い。

一 当該相互会社又はその実質子会社の業務
執行取締役等(業務執行取締役(相互会社に
あつては第五十三条の十三第一項各号に掲
げる取締役及び当該相互会社の業務を執行
したその他の取締役をいい、株式会社にあ
つては会社法第三百六十三条第一項各号
(取締役会設置会社の取締役の権限)に掲げ
る取締役及び当該株式会社の業務を執行し
たその他の取締役をいう。以下同じ。若し
くは執行役又は支配人その他の使用人をい
う。以下同じ。)でなく、かつ、その就任の
前十年間当該相互会社又はその実質子会社
の業務執行取締役等であつたことがないこ
と。

二 その就任の前十年内のいずれかの時にお
いて当該相互会社又はその実質子会社の取
締役、会計参与(会計参与が法人であると
きは、その職務を行うべき社員)又は監査
役であつたことがある者(業務執行取締役
等であつたことがあるものを除く。)にあつ
ては、当該取締役、会計参与又は監査役へ
の就任の前十年間当該相互会社又はその実
質子会社の業務執行取締役等であつたこと
がないこと。

三 当該相互会社の取締役若しくは執行役又
は支配人その他の重要な使用人の配偶者又
は二親等内の親族でないこと。

第五十三条の二第一項中「第十二条第一項の
規定により読み替えて適用する」を削り、「の規

定は」を「及び第三百三十一条の二(取締役の資
格等)の規定は」に改め、「同項第三号中」の下に
「この法律」とあるのは「保険業法、この法律
と」を加え、同条第五項中「相互会社の取締役
であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当す
るものをいう。以下同じ。」を削り、各号を削
り、同項を同条第六項とし、同条第四項を第
五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中
「(相互会社にあつては第五十三条の十三第一項
各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を
執行したその他の取締役をいい、株式会社にあ
つては会社法第三百六十三条第一項各号に掲
げる取締役及び当該株式会社の業務を執行した
その他の取締役をいう。以下同じ。)」を削り、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。

2 心身の故障のため職務を適正に執行するこ
とができない者として内閣府令で定める者
は、相互会社の取締役となることができな
い。

第五十三条の三第一項中「総代会を設けてい
るときは、定時総代会。以下この款において同
じ。」を削り、同条第六項中「とあるのは、」を
「とあるのは」に改める。

第五十三条の五第一項中「の規定」を「及び第
二項の規定」に改め、同条第三項中「いずれに
も」を「全て」に改める。

第五十三条の十五中「(会社法)の下に」第三百
四十八条の二(業務の執行の社外取締役への委
託)を、「第三百六十一条の下に」(第一項第
三号から第五号までを除く。))を、「場合におい
て」の下に、「同法第三百四十八条の二第一項中
「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員
会等設置会社(保険業法第三十条の十第九項に
規定する指名委員会等設置会社をいう。以下こ
の条において同じ。)」と、「取締役の決定(取締
役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」と

あるのは「取締役会の決議」と、同条第三項中
「第二十五条第五号イ」とあるのは「(保険業法第五
十一条の二第一号)と」を、「(取締役会)と」の下
に、「同法第三百五十七条中「監査役設置会社」
とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条
の十一第一項に規定する監査役設置会社をい
う。第三百五十九条第三項において同じ。)」と、
同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは
「監査役会設置会社(保険業法第三十条の十第
四項に規定する監査役会設置会社をいう。第三
百六十一条第七項第一号において同じ。)」と、
同条第三項中「監査等委員会設置会社」とあるの
は「監査等委員会設置会社(保険業法第三十条の
十第二項に規定する監査等委員会設置会社をい
う。以下同じ。)」とを、「できない損害」と」の
下に、「同法第三百六十一条第一項第六号中「金
銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募
集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でない
もの」と、同条第二項中「監査等委員」とあるの
は「監査等委員(保険業法第二十九条第九項に規定
する監査等委員をいう。以下同じ。)」と、同条
第七項第一号中「公開会社であり、かつ、大会
社であるものに限る。」であつて、金融商品取引
法第二十四条第一項の規定によりその発行する
株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に
提出しなければならないもの」とあるのは「保険
業法第五十一条の二ただし書に規定するものを
除く。)」とを加える。

第五十三条の十八第一項中「会計参与設置会
社」の下に「(会計参与を置く相互会社をいう。
以下この節、第七十六条第三項第一号、第六十
六条第一項第五号イ及び第六百六十三条第一項
第五号イにおいて同じ。)」を加える。

第五十三条の二十二第三項中「株式会社又は」
を削り、「以下」の下に「この節、第七十六条第
三項第三号、第六百六十一条第一項第五号ハ及び
第六百六十三条第一項第五号ハにおいて」を加

え、同条第五項第一号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第五十三條の二十三の三第五項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 補償契約(第五十三條の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十條の二第一項に規定する補償契約をいう。第五十三條の三十第四項第十一号において同じ。)の内容の決定

十一 役員等賠償責任保険契約(第五十三條の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十條の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第五十三條の三十第四項第十二号において同じ。)の内容の決定

第五十三條の二十三の三第五項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第五十三條の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十一條第七項の規定による同項の事項の決定

第五十三條の二十三の三第五項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十三條の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八條の二第一項の規定による委託

第五十三條の二十三の三第七項中「において」の下に「同条中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(保険業法第三十條の十第二項に規定する監査等委員会設置会社

をいう。）」と読み替えるものとするほか」を加える。

第五十三條の二十六第四項中「の規定」を「及び第二項の規定に改め、同条第七項中「読み替えるを」、「が指名委員会等」とあるのは「(同法第三十條の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」が指名委員会等(同法第四條第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）」と読み替える」に改める。

第五十三條の二十八第三項中「第五十三條の十五において」の下に「読み替えて」を、「第三百六十一條第一項の下に」(第三号から第五号までを除く。))を加え、同条第五項中「及び第四百九條」の下に「(第三項第三号から第五号までを除く。))」を、「場合において」の下に「同法第四百五條第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社(保険業法第三十條の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。))」を、「第五十三條の三十二において」の下に「読み替えて」を加え、「の規定による請求」を削り、「第五十三條の三十七において」の下に「読み替えて」を加え、「読み替える」を、「同条第三項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。))とあるのは「金銭でないもの」と読み替える」に改める。

第五十三條の三十第一項第一号二中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 補償契約の内容の決定

十二 役員等賠償責任保険契約の内容の決定

げ、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十三條の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八條の二第二項の規定による委託

第五十三條の三十第五項中「において」の下に「同条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社(保険業法第三十條の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。))」と、「指名委員会等」とあるのは「指名委員会等(同法第四條第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。第三項において同じ。))」を加える。

第二編第二章第二節第四款第十目中第五十三條の三十七の次に次の一条を加える。

(補償契約及び役員等のために締結される保険契約)

第五十三條の三十八 会社法第二編第四章第十二節(第四百三十條の二第五項後段を除く。)(補償契約及び役員等のために締結される保険契約)の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百三十條の二第一項(補償契約)中「役員等」とあるのは「役員等(保険業法第五十三條の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。))」に、「株主総会(取締役会設置会社にあっては、取締役会)」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三條第一項」とあるのは「保険業法第五十三條の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社において、補償契約」とあるのは「補償契約」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。))、第四百二十三條第三項並びに」とあるのは「保険業法第五十三條の十五において

読み替えて準用する第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を同法第五十三條の三十二において読み替えて準用する第四百十九條第二項前段において準用する場合を含む。))、同法第五十三條の三十三第三項並びに同法第五十三條の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十條の三第一項(役員等のために締結される保険契約)中「株主総会(取締役会設置会社にあっては、取締役会)」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。))並びに第四百二十三條第三項」とあるのは「保険業法第五十三條の十五において読み替えて準用する第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を同法第五十三條の三十二において読み替えて準用する場合を含む。))並びに同法第五十三條の三十三第三項」と読み替えるものとする。

第六十一條第七号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

第六十一條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第六十一條の五中「これらの規定」の下に「同法第六百八十二條第一項を除く。))」を加え、「第八号」を「第八号の二」に改め、「まで」と、の下に「同法第六百八十二條第一項中「会社以下この編において「社債発行会社」という。))とあるのは「相互会社」と、を、「第六十一條の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第六十一條の七第四項第一号中「猶予」の下

二項第一号」とあるのは「同法第六十一条の七の三第二項第一号」と、同法第八百六十五条第一

項(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)中「会社」とあるのは「相互会社」と、同条第四項中「会社法」とあるのは「保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法」と、同法第八百六十七條(訴えの管轄)、第八百六十八條第四項並びに第八百七十条第一項第八号及び第九号中「会社」とあるのは相互会社と読み替える」に改める。

第六十四條第二項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十一条第一項又は第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する会社法第三百二十五條の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六十四條第三項中、「第九百十八條」を「及び第九百十八條に改め、」及び第七編第四章第二節第二款(第九百三十二條を除く。)(支店の所在地における登記)を削り、「読み替える」を「同法第九百六十六條第一号中「第九百一十一條第三項各号」とあるのは「保険業法第六十四條第二項各号」と、同法第九百七十七條第一号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(保険業法第三十條の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。)」と、「監査等委

員」とあるのは「監査等委員(同法第二條第十九項に規定する監査等委員をいう。)」と読み替える」に改める。

第六十七條中「第二十七條まで」を「第十九條の三まで」に、「一 印鑑の提出」を「二、第二十一条から第二十七條まで」に、「から第四十六條まで(会社の支配人の登記)」を「(第三項を除く。)、第四十五條(会社の支配人の登記)、第四十六條」に、「第四十八條」を「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」に、「第百四十八條」を「第百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第百三十九條から第百四十八條まで」に、「同法第二十七條中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」を「会社法第七編第四章第一節(第九百七條を除く。)」の規定中「この法律」とあるのは「保険業法」と、商業登記法第十二條第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と、同法第十九條の三「この法律」とあるのは「保険業法」に改め、「第四十一条第一項において」の下に「読み替えて」を、「同条第四項中」の下に「会社法第三百九十九條の十三第五項」とあるのは「保険業法第五十三條の二十三の三第五項」と、同条第五項中「を加え、」第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第四項」と、同法第百四十六條の二「商業登記法」中「とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七條において準

用する商業登記法」中「と、「商業登記法第百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第百四十五條」と、同法第百四十八條中「この法律」とあるのは「相互会社法」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める。

第七十七條第六項中「第七十四條第三項において」の下に「読み替えて」を、「同じ。」の下に「とあり、並びに同条第八項第一号及び第二号中「株主」を、「第七十六條まで」の下に「議決権の代理行使、書面による議決権の行使」を加え、「及び第七十六條を(書面による議決権の行使、第七十六條)に改め、「同項及び同条第四項中「保険契約者」とあるのは「総代」とを削る。

第八十四條第一項中「から」の下に「二週間以内」に、そのを加え、「は二週間以内」に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に「を削り、「前」を「を」にするに「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同条第二項中「相互会社の設立」を「設立」に、「第十九條及び」を「及び第十九條並びに第六十七條において読み替えて準用する同法」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第七十條第二項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十四條第二項第十一号及び第十二号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第八十四條の二第二項中「株主、取締役、監査役又は清算人(監査等委員会設置会社)の下に「監査等委員会を置く株式会社をいう。」を、「株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社」の下に「(指名委員会等を置く株式会社をいう。)」を、「社員、取締役、監査役又は清算人(監査等委員会設置会社)の下に「監査等委員会を置く相互会社をいう。」を、「社員、取締役又

は清算人、指名委員会等設置会社」の下に「指名委員会等を置く相互会社をいう。」を加える。

第八十六條第三項中「準用する」を「それぞれ読み替えて準用する」に改め、同条第四項第四号イ中「である」を「(会計参与を置く株式会社をいう。第九十六條の九第一項第四号イ及び第百六十五條第一項第五号イにおいて同じ。)」である」に改め、同号ロ中「である」を「(監査役を置く株式会社をいう。第九十六條の九第一項第四号ロ、第九十六條の十四第三項第四号及び第百六十五條第一項第五号ロにおいて同じ。)」である」に改め、同号ハ中「である」を「(会計監査人を置く株式会社をいう。第九十六條の九第一項第四号ハ及び第百六十五條第一項第五号ハにおいて同じ。)」である」に改め、同条第六項中「である場合」を「(監査等委員会を置く株式会社をいう。第九十六條の九第二項、第九十六條の十四第三項第四号、第百六十五條第二項、第二百七十二條の三十六第一項第四号、第三百二十四條第四項及び第三百二十五條第四項において同じ。である場合)」に改める。

第九十三條第四項中「以下この款を」次項、次条及び第九十五條に改める。

第九十六條の四「第十項第二号」の下に「第八百四十九條の二」を、「保険業法第九十六條の四において」の下に「読み替えて」を加え、「第三項本文」を「保険業法第九十六條の四において準用する会社法第八百四十七條の二第三項本文」に改める。

第九十六條の四の二「第十項第二号」の下に「第八百四十九條の二」を、「保険業法第九十六條の四の二において」の下に「読み替えて」を加える。

第九十六條の五第一項中「(以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という。)」を削り、同条第二項中「との間」を「(組織変更株式

交換に際して組織変更後株式会社の株式の全部を取得する株式会社をいう。以下この款において同じ。」との間に改め、同条第三項中「会社法」の下に「第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法を加える。

第九十六条の七第二号中「この節を」この号及び次号に改める。

第九十六条の八第一項中「（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）を削り、同条第二項中」と、同条第二項を「第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。第三項において同じ。」と、同条第二項に改め、「第九十六条の八第二項において」の下に「読み替えてを加える。

第九十六条の九第一項第一号中「の目的を」を「（組織変更株式移転に際して設立する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の目的」に改め、同条第五項中「会社法」の下に「第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法を加え、」第九十六条の八第一項を「第九十六条の九第一項第一号」に改める。

第九十六条の九の次に次の九条を加える。
（組織変更株式交付）

第九十六条の九の二 組織変更をする相互会社は、組織変更を際して、組織変更株式交付（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に株式会社をその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、内閣府令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）とするために当該株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社の株式を交

付することをいう。以下この款において同じ。）をすることができ、

2 組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社（組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の株式及び新株予約権等（次条第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。）の譲渡人に対して交付する金銭等（会社法第五百十一條第一項株式の買入れの効果に規定する金銭等をいう。以下この款において同じ。）（組織変更後株式会社の株式を除く。）が組織変更後株式会社の株式に準ずるものとして内閣府令で定めるもののみである場合以外の場合には、第八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも公告しなければならない。

一 組織変更を際して組織変更株式交付をする旨
二 組織変更株式交付子会社の商号及び住所
三 組織変更をする相互会社及び組織変更株式交付子会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの
3 会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は、組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額について準用する。
（組織変更株式交付に際して組織変更計画に定めるべき事項）

第九十六条の九の三 組織変更株式交付をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 組織変更株式交付子会社の商号及び住所
二 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社の種類株式発行会社である場合にあつては、

株式の種類及び種類ごとの数の下限
三 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
四 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の組織変更後株式会社の株式の割当てに関する事項
五 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（会社法第二条第二十三号（定義）に規定する社債をいう。以下この款において同じ。）（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは

は、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
六 前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
七 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式と併せて組織変更株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
八 前号に規定する場合において、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事

は、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
六 前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
七 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式と併せて組織変更株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
八 前号に規定する場合において、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事

は、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
六 前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
七 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式と併せて組織変更株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
八 前号に規定する場合において、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事

項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての八に規定する事項ホ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式等(会社法第一百七条第二項第二号ホ)株式の内容についての特別の定め)に規定する株式等をいう。以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 九 前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項 十 組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日 2 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式交付子会社が効力発生日において組織変更後株式会社の子会社となる数と内容とするものでなければならない。 3 第一項に規定する場合において、組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。 一 ある種類の株式の譲渡人に対して組織変更後株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類二 前号に掲げる事項のほか、組織変更後株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容 4 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人(前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。)が組織変更後株式会社に譲り渡す組織変更株式交付子会社の株式の数(前項第二号に掲げる事項についての	定めがある場合にあっては、各種種類の株式の数に応じて組織変更後株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならぬ。 5 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「組織変更後株式会社の株式」とあるのは、「金銭等(組織変更後株式会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。 (組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み) 第九十六条の九の四 組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一 組織変更後株式会社の商号 二 組織変更計画の内容 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする相互会社に交付しなければならない。 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所 二 譲り渡そうとする組織変更株式交付子会社の株式の数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数) 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、組織変更をする相互会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。 4 組織変更をする相互会社は、第一項各号に	掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。 5 組織変更をする相互会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該相互会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)に宛てて発すれば足りる。 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。 7 第十条の規定は、組織変更をする相互会社が第一項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当て) 第九十六条の九の五 組織変更をする相互会社は、申込者の中から当該相互会社が組織変更株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)を定めなければならない。この場合において、組織変更をする相互会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。 2 組織変更をする相互会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付	子会社の株式の数を通知しなければならない。 (組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当てに関する特則) 第九十六条の九の六 前二条の規定は、組織変更株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合に、適用しない。 (組織変更株式交付子会社の株式の譲渡) 第九十六条の九の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更株式交付子会社の株式の数について組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となる。 一 申込者 第九十六条の九の五第二項の規定により通知を受けた組織変更株式交付子会社の株式の数 二 前条の契約により組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した組織変更株式交付子会社の株式の数 2 前項各号の規定により組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の組織変更株式交付子会社の株式を組織変更後株式会社に給付しなければならない。 (組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限) 第九十六条の九の八 民法第九十三条第一項ただし書(心裡留保)及び第九十四条第一項(虚偽表示)の規定は、第九十六条の九の四第二
--	--	--	--

項の申込み、第九十六条の九の五第一項の規定による割当て及び第九十六条の九の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、第九十六条の十三の二第二項の規定により組織変更後株式会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用)

第九十六条の九の九 第九十六条の九の四から前条までの規定は、第九十六条の九の三第一項第七号に規定する場合における組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第九十六条の九の四第二項第二号中「数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)」とあるのは「内容及び数」と、第九十六条の九の五第一項中「数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第九十六条の十三の二第二項」とあるのは「第九十六条の十三の二第四項第一号」と読み替えるものとする。

(申込みがあつた組織変更株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合)

第九十六条の九の十 第九十六条の九の五(前条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第九十六条の九の七(第一項第二号に係

る部分を除く。)(前条において準用する場合を含む。)の規定は、第九十六条の九の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした組織変更株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、組織変更をする相互会社は、申込者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。

第九十六条の九の十一第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第八十八条の規定による手続が終了していない場合

二 組織変更を中止した場合

三 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 効力発生日において組織変更後株式会社が第九十六条の九の七第二項の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式の総数が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数に満たないとき。

ロ 効力発生日において第九十六条の九の三第二項の規定により第九十六条の九の三第一項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる者がいないとき。

第九十六条の九の十二第三項中「第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止したを」前条第三項第一号又は第二号に掲げる」に改める。

第九十六条の九の十三の次に次の一条を加える。

第九十六条の九の十三の二 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合には、当該相互会社は、効力発生日に、第九十六条の九の七第二項(第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の三第一項第八号ロに掲げる事項)について定めがある場合、同号イの株式の株主

用する場合を含む。)(規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第九十六条の九の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第九十六条の九の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

3 第九十六条の九の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第九十六条の九の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前各項の規定は、第九十六条の九の十一第三項各号に掲げる場合には、適用しない。

6 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、第九十六条の九の三第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の九の七第一項各号(第九十六条の九の九において準用する場合を含む。)に掲げる者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第九十六条の九の七第二項(第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の三第一項各号及び第九十六条の九の三第二項)の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、当該相互会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

7 会社法第二百三十四条(第一項各号及び第六項を除く。)(二)に満たない端数の処理、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、組織変更後株式会社に組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者に組織変更後株式会社の

第九十六条の九の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第九十六条の九の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

四 第九十六条の九の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合 同号九の新株予約権の新株予約権者

株式、社債又は新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「組織変更株式交付(保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下同じ。)」と、「当該各号に定める者」とあるのは「組織変更後株式会社(同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)」に組織変更株式交付子会社(同法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。))の株式又は新株予約権等(同項に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。))を譲り渡した者」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「取締役が二人以上あるときは、その」とあるのは「取締役」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「数(種類株式発行会社)」とあるのは「株式の種類及び種類ごとの数」とあるのは「数」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

第九十六条の十四第一項中「から」の下に「二週間以内に、その」を加え、「は二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第二項中「及び第九百三十条第一項(第四号に係る部分に限る。)(支店の所在地における登記の規定並びに)」を「の規定及び」に改め、同条第三項中「第六十七条において準用する」を削り、「第十九条の下に(申請書の添付書面)」を、「第四十六条の下に(添付書面の通則)」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更の際に組織変更株式交付をしるときは、次に掲げる書面

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み又は第九十六条の九の六の契約を証する書面

ロ 資本金の額が第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従って計上されたことを証する書面

第九十六条の十四第四項中「(申請書の添付書類)及び(添付書類の通則)」を削り、「ほか」の下に「組織変更をする」を、「管轄区域内」の下に「当該」を加え、同条第五項中「ほか」の下に「組織変更をする」を、「管轄区域内」の下に「当該」を加え、同条第六項中「第六十七条において準用する」を削り、「書面」を「書類」に改め、「場合において」の下に「同法第四十六条第三項中(会社法第二百九十九条第一項(同法第二百二十五条において準用する場合を含む。))又は第三百七十条(同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。))とあるのは「保険業法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第四百八十条の十五において準用する会社法第二百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか」を加える。

第九十六条の十六第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 組織変更株式交付を伴う組織変更の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であった者、組織変更株式交付の際に組織変更後株式会社に組織変更株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者

第九十六条の十六第三項第三号中「前項第三

号」の下に「又は第四号」を加え、同条第四項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、「組織変更株式移転」の下に「を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百四十四条の二(株式交付の無効判決の効力)の規定は組織変更株式交付」を加え、「同条第一項中(株主」とあるのは「株主又は社員」を「同法第八百三十六条第一項中(会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるもの」とあるのは「組織変更の無効の訴え」と、「株主又は設立時株主に対し」とあるのは「社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主に對し」と、「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるとき」とあるのは「社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主で清算人であるとき」と、同条第二項中「株式交付」とあるのは「組織変更株式交付(保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下同じ。)」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社(同条第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。)」と、「新株予約権等」とあるのは「新株予約権等(同法第九十六条の九の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)」と、同法第八百三十九条中「無効とされ、又は取り消された」とあるのは「無効とされた」と、同法第八百四十条第一項中「株式会社は、当該判決」とあるのは「組織変更後株式会社(保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。))は、当該判決」と、「株式会社が」とあるのは「組織変更後株式会社が」と、「株式会社は、当該株主」とあるのは「組織変更後株式会社は、当該株主」と、同条第二項、第五項及び第六項中「株式

会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第八百四十四条第一項中「株式会社の」とあるのは「相互会社の」と、「株式交換又は株式移転をする株式会社(以下この条において旧完全子会社という。))とあるのは「組織変更後株式会社」と、「旧完全子会社の株式」とあるのは「組織変更後株式会社の株式」と、同条第三項から第五項までの規定中「旧完全子会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第八百四十四条の二第一項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「旧株式交付親会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式会社株式」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社」と、「旧株式交付子会社株式」とあるのは「旧組織変更株式交付子会社株式」と、同条第二項中「旧株式交付親会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式会社株式」と、「旧株式交付子会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式交付子会社株式」と、同法第八百六十八条中「会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第九百三十七条第三項第一号中「組織変更後の会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「組織変更をする会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」に改める。

第九十六条第七項中「次条第四項第一号」を「次条第四項第二号」に改め、「とき」は「の下に」第九十六条の十第一項を、「により」の下に「組織変更第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。次条第四項第一号において同じ。」を加える。

第九十六条第四項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第六号中「限る。」を「限る。」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「とき」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「限る。」を「限る。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「とき」を

「とき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「限る。」を「限る。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。」を「限る。」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該保険会社が第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更をしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)その組織変更をした日

第六百六十五条の二十二第一項中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第六百六十九条の五第三項を削る。

第六百七十一条中「及び第四項」を削る。

第六百七十四条第五項中「の規定」を「及び第十二条第二項の規定」に改め、同条第六項中「第三百三十一条第一項を「第三百三十一条第一項第三号」に、「同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱い扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として内閣府令で定める者」と、同項第三号を「同号」に、「保険業法」を「保険業法」に改める。

第六百八十条の四第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第五十三号の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第六百八十条の八第四項中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「場合において」の下に「これらの規定(同法第三百六十一条第一項第六号を除く。中「株式会社」とあるのは「清算相互会社」とを、「代表清算人」との下に「同法第三百五十七号中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監査役」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社(保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。)」とを、「できない損害」との下に「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」とを加える。

置会社をいう。)」とを、「できない損害」との下に「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」とを加える。

第八百八十三条第二項中「第九百二十九条」を「及び第九百二十九条」に改め、「及び第九百三十二条本文(支店における変更の登記等)」を削る。

第二百六十六条中「第十七条第一項、第二項及び第四項(登記申請の方式、第十八条)を「第十七条」に改め、「第十九条の三まで」の下に「登記申請の方式」を加え、「第二十条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第二十号及び第二十二号」を「第二十号及び第二十一号」に、「登記並びに」を「登記」に、「第四百四十八条を「第四百三十七号」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第三百三十九条から第四百四十八条まで」に改め、「において」の下に「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加え、「第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所を「第十九条の三」中「この法律」とあるのは「保険業法」に改め、「設置」との下に「同項第四号中「会社法第九百三十九条第二項」とあるのは「保険業法第二百七十七条第一項」とを、「同項」との下に「同法第四百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第五号)第二百六十六条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五号」とあるのは「保険業法第二百六十六条において準用する商業登記法第四百四十五号」と、同法第四百四十八号中「この法律」とあるのは「保険業法」と、「この法律の施行」とあるのは「外国相互会社に関する登記」とを加える。

行」とあるのは「外国相互会社に関する登記」とを加える。

第二百七十一条の十九の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第十二条第二項の規定は、保険持株会社の取締役、執行役又は監査役について準用する。

第二百七十二号の三十三第一項第一号ハ(3)中「うち」の下に「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」を加え、「第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号」を「第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第二百七十二号の三十六第一項第四号中「指名委員会等設置会社」の下に「(指名委員会等を置く株式会社をいう。)」を加える。

第三百三十三号第一項中「第五百二十五条第一項」の下に「清算人代理」を、「第五百二十七条第一項」の下に「監督委員の選任等」を、「第五百三十三号」の下に「調査委員の選任等」を、「民事保全法第五十六条」の下に「(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)」を、「第九百六十条第一項第五号」の下に「(取締役等の特別背任罪)」を、「第九百六十七号第一項第三号」の下に「(取締役等の贈収賄罪)」を、「事務を承継する社債管理者」の下に「社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者」を加え、同項第六号中「読み替えて」を削り、同項第十八号を同項第十八号の三とし、同項第十七号の二中「第五十三号の二第五項」を「第五十三号の二第六項」に改め、同号を同項第十八号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

第十八 第五十一条の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。

第三百三十三号第一項第十七号の次に次の一号を加える。

第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置(第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとらなかつたとき。

第三百三十三号第一項第二十号中「含む。」の下に「第五百三十三号の三十八において準用する同法第四百三十三号の二第四項(第五百三十三号の三十八において準用する同法第四百三十三号の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二十五号中「第七百十四号第一項」の下に「(第六十一条の七の三第六項において準用する同法第七百十四号の七において準用する場合を含む。)」を、「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を加え、同項第三十一号中「第二百七十一条の十九の二第三項」を「第二百七十一条の十九の二第四項」に改め、同項第四十五号中「次号において同じ」を削る。

附則第一条の二の十四第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)
第四十二条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。第三十九号第二項又は第四十六号第二項の規定による議案の提出及び旧保険業法第三十九号第三項又は第四十六号第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十四号の二第三項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十号第七項又は旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十九号第一項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百三十一条第四項

若しくは第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

3 施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新保険業法」という。)第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項」とあるのは「並びに第三百十八条第四項」と、及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く」とあるのは「を除く」とする。

4 この法律の施行の際現に存する監査役会設置会社(新保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいい、新保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。)については、同条本文の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の終結の時までは、適用しない。

5 新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

6 この法律の施行前に相互会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前に旧保険業法第六十一条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債の発行の手續については、新保険業法第六十一条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に存する社債であつて、社債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないうで発行された社債を含む。)には、新保険業法第六十一条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

9 この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

11 前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に関する手續について必要な経過措置は、財務省令で定める。

(金融機関等の更生手續の特例等に関する法律の一部改正)

第四十三条 金融機関等の更生手續の特例等に関する法律平成八年法律第九十五号の一部を次のように改正する。

第四十三条中「準用する会社法第三百六十一条第一項の下に(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第六百六十二条第一項後段を削る。

第九百九十七条第一項第七号中「同じ。又は」を「同じ。」に改め、「組織変更株式移転を」の下に「いう。以下この章において同じ。」又は組織変更株式交付(同法第九十六条の九の第二項に規定する組織変更株式交付を)を加える。

第二百九条中「第八十条の八第四項において

て」の下に「読み替えて」を、「準用する会社法第三百六十一条第一項の下に(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第二百四十四条中「第九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等」を「相互会社の更生手續における社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法明治三十八年法律第五十二号第二條第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

第二百六十一条第一項第二号中「第四條第一項第三号」を「第三十条の十第二項」に、「以下この章において同じ。」とを「第二百七十二條第七号、第八号二及び第九号、第二百九十九條第七号並びに第三百六十條第一項第二号及び第三号二において同じ。」とに改め、「監査等委員をいう。以下この章の下に及び第三百六十條第一項第二号」を加え、同項第三号中「第四條第一項第三号」を「第三十条の十第九項」に、「以下この章において同じ。」とを「第七号、第二百七十二條第八号及び第三百六十條第一項第三号」において同じ。」とに改め、「各委員会をいう。以下この章の下に及び同号」を加え、同項第四号中「第八條の二第一項第二号」を「第五十三條の十八第一項」に、「以下この章」を「第二百七十二條第八号イ及び第三百六十條第一項第三号イ」に改め、同項第五号中「以下この章」を「第二百七十二條第八号ロ及び第三百六十條第一項第三号ロ」に改め、同項第六号中「以下この章」を「第二百七十二條第八号ハ及び第三百六十條第一項第三号ハ」に改める。

第二百六十四條第二号中「明治三十八年法律第五十二号」を削る。

第二百六十五條第二項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第二百六十六條第一項第一号中「事項」を「事項並びに第二百六十八條の二に規定する事項」に改め、同項第二号中「である場合」を

「(保険業法第八十六条第六項に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号二において同じ。)」である場合」に改め、同項第三号イ中「である」を「(保険業法第八十六条第四項第四号イに規定する会計参与設置会社をいう。である)」に改め、同号ロ中「である」を「(保険業法第八十六条第四項第四号ロに規定する監査役設置会社をいう。である)」に改め、同号ハ中「である」を「(保険業法第八十六条第四項第四号ハに規定する會計監査人設置会社をいう。である)」に改め、同号ホ中「である」を「(保険業法第二百七十二條の三十六第一項第四号に規定する指名委員会等設置会社をいう。である)」に改める。

第二百六十七條第二号中「第九十六條の五第一項」を「第九十六條の五第二項」に改める。

第二百六十八條第二号中「第九十六條の八第一項」を「第九十六條の九第一項第一号」に改める。

第二百六十八條の次に次の一条を加える。

(組織変更株式交付)
第二百六十八條の二 組織変更株式交付に関する事項においては、組織変更計画において定めるべき事項(組織変更株式交付に関するものに限る。)を定めなければならない。
第二百八十三條中「第九十六條において」の下に「読み替えて」を、「第七百六條第一項」の下に「若しくは第七百四十四條の四第三項」を、「第六十一条の七第四項」の下に「若しくは第六十一条の七の三第三項」と、「第七百六條第一項ただし書」とあるのは第六十一条の七第四項ただし書を加える。

第三百十六條第一項中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条第七項中「対して第二百七十三條において」、「第二百七十五條第三号」とあるのは第二百七十三條において「及び「更生特例法第二百七十三條において」の下に

「読み替えて」を加え、同条第八項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る。

第三百五十八条の表第四十五条第一項第七号の項中「若しくは株式移転」を「株式移転若しくは株式交付」に改め、「組織変更株式移転」の下に「を含む」、株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付）を、「において」の下に「読み替えて」を加える。

第三百六十条第一項第二号中「保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号二において同じ。」及び「同法第二十九項に規定する監査等委員会をいう。」を削り、同項第三号イ中「保険業法第八條の二第二項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。」を削り、同号ロ中「保険業法第三十條の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。」を削り、同号ハ中「保険業法第五十三條の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。」を削り、同号ホ中「保険業法第四條第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をいう。」及び「同法第五十三條の二十四第一項に規定する各委員会をいう。」を削る。

第三百七十二條第五項中「第二百六十三條第三号」とあるのは「第二百六十三條において」及び「第二百六十五條第二項」とあるのは「第二百六十三條において」の下に「読み替えて」を加え、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百七十四條中「保険業法第六十四條第三項において準用する会社法第九百三十條第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八條第一項を同項」に改め、「及び従たる事務所」を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四條 この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十五條 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第六十五條第三項において準用する会社法第三百二十五條の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第三百六十六條第一項第十七号の二において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第二十二條第四項を削る。

第二十五條第四項中「まで」の下に「第八百四十九條の二を加える。

第三十六條第五項中「第二百一十一條第三項」の下に「第二百一十一條の二、第二百五十五條第三項から第五項まで」を、「第五号」の下に「第二百九條第四項」を加え、同条第九項中「において」の下に「同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第十項中「まで」の下に「第八百四十九條の二を加え、「規定は、一を「規定は」に改め、「ついで」の下に「第九十七條第四項の規定は第五項において準用する同法第二百一十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え及び第五項において準用する同法第二百一十三條の三第一項の規定による同項に規定する取締役

の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を加える。

第四十二條第七項中「において」の下に「同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第八項中「まで」の下に「第八百四十九條の二を加える。

第五十七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第五十七條第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当

該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で

定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第六十一条中「において」の下に、「同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」とを、「社員総会」との下に、「同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」とを加える。

第六十五条第一項中「第三十条中」を「第三十条本文中「前条」とあるのは「資産流動化法第五十六條第一項及び第二項」とに改め、「及び第五項から第七項までの規定」を削り、「含む。」との下に、「同条第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」とを加え、同条第二項中「並びに」を「及び第五項中「株主」とあるのは「社員」とに改め、「第三項及び第五項」及び「同条第二項中」を削り、「含む。」との下に、「同条第三項、第五項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」とを加え、同条第三項中「及び第三十八條第一項」を、「第三百十八條第一項」に改め、「議事録」の下に、「第三百二十五條の二(第四号を除く。)(電子提供措置をとる旨の定款の定め)及び第三百二十五條の三から第三百二十五條の六まで(電子提供措置、株主総会の招集の通知等の特則、書面交付請求、電子提供措置の中断)」を加え、「同法第三百十四條中「株主から」とあるのは「社員から」とこれらの規定(同法第三百二十五條の二を除く。中「株主」とあるのは「社員」と、これらの規定中「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」に改め、「除く。」との下に、「同法第三百二十五條の二中「株主(種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。)」とあるのは「社員」と、同条第三号中「第四百三十七條の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第九十三條第一項(同条第二項において準用する場合

令和元年十一月二十六日 衆議院會議録第十一号

を含む。)の計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告」と、同法第三百二十五條の三第一項中「第二百九十九條第二項各号に掲げる場合」とあるのは「資産流動化法第五十五條第二項に規定する場合又は有議決権事項(資産流動化法第五十一條第一項第四号に規定する有議決権事項をいう。第二号において同じ。)を会議の目的に含む社員総会の場合」と、「同条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第一項又は第五十六條第一項」と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「資産流動化法第五十四條第一項各号」と、同項第二号中「第三百一十一條第一項に規定する場合」とあるのは「資産流動化法第五十四條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合又は有議決権事項を会議の目的に含む社員総会の場合」と、同項第三号中「第三百一十一條第一項に規定する場合」とあるのは「資産流動化法第五十四條第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」と、同項第四号中「第三百一十一條第一項」とあるのは「資産流動化法第五十七條第三項」と、同項第五号中「取締役会設置会社である場合」とあるのは「会計監査人設置会社でない場合」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百三十七條の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第九十三條第二項において準用する同条第一項の計算書類、事業報告、利益処分案及び監査報告」と、同項第六号中「会計監査人設置会社(取締役会設置会社に限る。)」とあるのは「会計監査人設置会社」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四條第六項の連結計算書類」とあるのは「資産流動化法第九十三條第一項の計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告」と、同条第二項中「第二百九十九條第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第一項又は第五十六條第一項」と、同条第三項中「第二十四條第一項

の規定によりその発行する株式とあるのは「第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定によりその発行する優先出資」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五條の四第一項中「第二百九十九條第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第一項」と、「ときを除き、公開会社でない株式会社」とあるのは「場合以外の場合」と、「当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを」とあるのは「これを」と、同条第二項中「第二百九十九條第四項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第四項及び第五十六條第二項」と、「第二百九十九條第二項又は第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第二項若しくは第三項(資産流動化法第五十六條第三項において準用する場合を含む。又は第五十六條第一項」と、「第二百九十八條第一項第五号」とあるのは「資産流動化法第五十四條第一項第五号」と、同条第三項中「第三百一十一條第一項、第三百一十二條第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第六項及び第五十六條第三項においてそれぞれ準用する第三百一十一條第一項及び第三百一十二條第一項並びに資産流動化法第九十三條」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第一項又は第五十六條第一項」と、同条第四項中「第三百一十五條第一項」とあるのは「資産流動化法第五十七條第三項」と、「第三百二十五條の二」とあるのは「第六十五條第三項において準用する会社法第三百二十五條の二」と、同法第三百二十五條の五第一項中「第二百九十九條第三項(第三百二十五條)とあるのは「資産流動化法第五十五條第三項(資産流動化法第五十六條第三項)」と、「第三百二十五條の三第一項各号(第三百二十五條の七において準用する場合を含む。)」とあるのは「第三百二十五條の三第一項各号」と、同条第二項中「第二百九十

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五條第一項又は第五十六條第一項」と、「第二百二十四條第一項」とあるのは「資産流動化法第二十八條第二項及び第四十三條第二項」とを加える。第八十四條第二項中「第一項第二号」とあるのは「第一項各号」とあるのは「に」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」を「又は第三号」に改める。

第九十六條の次に次の一条を加える。

(会社法の準用)

第九十六條の二 会社法第四百三十條の二(第四項及び第五項を除く。)(補償契約及び第四百三十條の三(役員等のために締結される保険契約)の規定は、特定目的会社の役員等について準用する。この場合において、これらの規定中「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「社員総会」と、同法第四百三十條の二第二項第二号中「第四百三十三條第一項」とあるのは「資産流動化法第九十四條第一項」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百二十九條第二項において準用する場合を含む。、第四百二十三條第三項並びに第四百二十八條第一項)」とあるのは「資産流動化法第八十條第一項並びに第九十四條第三項及び第五項」と、同法第四百三十條の三第二項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百二十九條第二項において準用する場合を含む。)」並びに第四百二十三條第三項」とあるのは「資産流動化法第八十條第一項及び第九十四條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。第九十七條第二項中「第十一項まで」の下に「第八百四十九條の二」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特定目的会社が、取締役若しくは清算人又はこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、特定社員的全員の同意を得なければならない。 第百十九條第二項中「第九十七條第三項及び」の下に「第四項並びに」を、「まで」の下に「第八百四十九條の二」を加える。 第百二十條第六項中「まで」の下に「第八百四十九條の二」を加える。 第百二十二條第一項第十号の次に次の一号を加える。 十の二 特定社債管理者を定めないこととするときは、その旨 第百二十二條第一項第十一号の次に次の一号を加える。 十一の二 特定社債管理補助者を定めることとするときは、その旨 第百二十五條中「第八号」を「第八号の二に」、「第十一号」を「第十一号の二に」改める。 第百二十七條第四項第一号中「その債務」の下に若しくはその債務を加える。 第百二十七條の次に次の一条を加える。 (特定社債管理補助者) 第百二十七條の二 特定目的会社は、第百二十六條ただし書に規定する場合には、特定社債管理補助者を定め、特定社債権者のために、特定社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該特定社債が担保付社債である場合は、この限りでない。 2 会社法第七百十四條の三から第七百十四條の七まで(「社債管理補助者の資格、社債管理補助者の権限等、二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用」、第八百六十八條第四項(非訟事件の管轄)、第八百六十九條(疎明)、第八百七十條第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四條第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條最高裁判所規則の規定は、特定社債管理補助者について準用する。この場合において、これらの規定(同法第七百十四條の七を除く。中「社債権者」とあるのは「特定社債権者」と、「社債」とあるのは「特定社債」と、同法第七百十四條の四第二項中「第七百十四條の二」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條の二第一項」と、同項第二号中「第七百五十五條第一項」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條各号」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條第四項各号」と、同項第四号中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、同条第三項中「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、同条第四項中「第七百十四條の二」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條の二第一項」と、同条第五項中「第七百五十五條第二項及び第三項」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條第二項及び第三項」と、同法第七百十四條の六中「第七百二條」とあるのは「資産流動化法第七百二十六條」と、「第七百十四條の二」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條の二第一項」と、同法第七百十四條の七中「第七百四條中」とあるのは「これらの規定(同項を除く。中「社債権者」とあるのは「特定社債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、第七百四條中」と、「社債の管理の補助」とあるのは「特定社債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中」この法律」とあるのは「資産流動化法」と、「社債権者に対し」とあるのは「特定社債権者に対し」と、「第七百十四條の二」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「特定社債」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 第百二十九條第二項中「特定社債管理者」の下に「特定社債管理補助者」を加え、「同法第七百二十九條第一項中「第七百七條」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條第八項において準用する第七百七條」とを削り、「第四百四十九條」の下に「第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九條(第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九條(第八百二條第二項において準用する場合を含む。)、第八百十條(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。))又は第八百十六條の八を、「第百二十六條」との下に「同条第三項中「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七百八十九條第二項(第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七百九十九條第二項(第八百二條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八百十條第二項(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第八百十六條の八第二項」とあるのは「資産流動化法第七百一十一條第二項」と、「第四百	あるのは「同項中」この法律」とあるのは「資産流動化法」と、「社債権者に対し」とあるのは「特定社債権者に対し」と、「第七百十四條の二」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「特定社債」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 第百二十九條第二項中「特定社債管理者」の下に「特定社債管理補助者」を加え、「同法第七百二十九條第一項中「第七百七條」とあるのは「資産流動化法第七百二十七條第八項において準用する第七百七條」とを削り、「第四百四十九條」の下に「第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九條(第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九條(第八百二條第二項において準用する場合を含む。))又は第八百十六條の八を、「第百二十六條」との下に「同条第三項中「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七百八十九條第二項(第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第八百十六條の八第二項」とあるのは「資産流動化法第七百一十一條第二項」と、「第四百	四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項、第七百九十九條第二項及び第八百十六條の八第二項」とあるのは「同項」とを加える。 第百三十八條第二項及び第百四十七條第二項中「まで」の下に「第八百四十九條の二」を加える。 第百八十三條第一項中「第二十七條を」第九條の三に、「印鑑の提出」を、「第二十一條から第二十七條まで」に、「第四十八條を」第五十一條に改め、「支店所在地における登記」を削り、「及び第百三十二條から第百四十八條までを」、「第百三十二條から第百三十七條まで」に、「職権抹消」を「職権抹消」及び第百三十九條から第百四十八條まで(に改め、「第五十條まで(第九十五條、第百一十一條及び第百十八條において準用する場合を含む。))とあるのは「第五十條まで」と及び「同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削り、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。第二十二條第四項において準用する会社法第九百三十條第二項各号」と、同法第五十四條第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号を「第四十六條第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるのは「社員全
--	--	---

員」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会」とあるのは社員総会」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第六十三条第一項」と、「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会」とあるのは社員総会」と、同法第五十四條第二項第三号に改め、「第七十六條第四項」との下に、「同法第六十四條中「株主名簿管理人」とあるのは「特定社員名簿管理人又は優先出資社員名簿管理人」とを、「準用する会社法第五百七条第三項」との下に、「同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第六十三條第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四百八十三條第一項において準用する商業登記法第四百十五條」とを加える。

第二百四十二條第五項中「同法」を「信託法第八條第三号中「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第四号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第九十一條第一項中「受益証券発行信託の受益者が受益者に対してする通知又は催告」とあるのは「受益信託会社等が資産流動化法第二百四十二條第二項又は第三項の規定により各受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）に対して発する通知」と、「受益権原簿」とあるのは「権利者名簿」と、「当該受益者」とあるのは「当該権利者」と、「通知又は催告を」とあるのは「通知を」と、「当該受益者」とあるのは「当該受益信託会社等」と、同条第二項中

「通知又は催告」とあるのは「通知」と、同条第三項中「受益証券発行信託の受益権」とあるのは「受益証券」と、「受益証券発行信託の受益者」とあるのは「受益信託会社等」と、「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、「当該受益者」とあるのは「当該受益信託会社等」と、同条第四項中「受益証券発行信託の受益者」とあるのは「受益信託会社等」と、「受益権」とあるのは「受益証券」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、「会社法」に、「金額を」と改め、「総元本持分」との下に、「社債を」とあるのは「特定目的信託の受益権を」と、「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」とを加え、「又は社債管理者を」と、「社債管理者又は社債管理補助者」に改め、「特定信託管理者」との下に、「同条第三項中「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」とを加える。

第二百四十五條第二項中「及び第四項（書面による議決権の行使）」を「から第五項まで（書面による議決権の行使）及び第三百十二條第四項から第六項まで（電磁的方法による議決権の行使）」に改め、「権利者集会の招集」との下に「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「知れている受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」とを、「第二百四十二條第三項」との下に、「受益者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第一百十五條第二項及び第一百六條第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第九十一條第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十

二條第三項」と、会社法第三百十一條第三項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五條第二項において準用する信託法第一百五條第二項」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五條第二項において準用する信託法第一百五條第二項」と、同法第三百十二條第四項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五條第二項において準用する信託法第一百五條第二項」と、同法第六十六條第一項と、同条第五項及び第六項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」とを加える。

第二百四十九條第一項中「第七百三十五條まで」を「第七百三十五條の二まで」に改め、「公告」の下に、「社債権者集会の決議の省略を加え、「第九十九條中」を「第一百十四條第一項及び第三項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同条第四項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第九十九條第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」と、同法第一百七條第一項中「受益者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益権」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第一百八條第二項中「受益者」とあるのは「受益信託会社等」と、「その出席」とあるのは「代表者又は代理人の出席」と、同法第一百九條中「に、「会社法第三百十四條中」を「同法第二百二十條中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、会社法第三百十四條中」に、「同法第七百三十一條第二項」を「株主から」とあるのは「受益証券の権利者から」と、「株主の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第七百三十一條第二項に改め、「社債管理者」の下に、「社債管理補助者」を

加え、「同法第七百三十五條」を「同条第四号中「社債権者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同法第七百三十四條第二項中「当該種類の社債」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、「社債権者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「社債権者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、同法第七百三十五條に、「同法第七百三十八條」を「同法第七百三十五條の二第二項中「社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあつては、第七百十四條の七において準用する第七百十一條第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「議決権者」とあるのは「受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と、同条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受益信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受益信託会社等」と、同法第七百三十八條に改める。

第二百五十條第三項中「第六十三條第一項から第三項までの規定及び」及び「第六十三條第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と読み替えるものとするほかを削る。

第三百十六條第一項中「事務を承継する特定社債管理者の下に」、特定社債管理補助者、事務を承継する特定社債管理補助者」を加え、同項第八号中「第六十五條第二項」を「第六十五條第二項若しくは第二百四十五條第二項（第

二百五十三条において準用する場合を含む。)に改め、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の第三項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第三百十六条第一項第二十二号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法」に改め、「特定社債管理者」の下に「若しくは特定社債管理補助者」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化法」という。)第五十七条第二項の規定による議案の提出及び同条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧資産流動化法第六十一条において準用する旧会社法第三百十一条第四項、旧資産流動化法第六十五条第一項において読み替えて準用する旧会社法第三百十條第七項、旧資産流動化法第六十五条第二項において読み替えて準用する旧会社法第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項又は旧資産流動化法第二百四十五条第二項(資産の流動化に関する法律第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する旧会社法第三百十一条第四項の請求については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化

法」という。)第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

4 この法律の施行前に特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新資産流動化法第九十六條の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集特定社債(同項に規定する募集特定社債をいう。)の発行の手續については、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二及び第十一号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この項において同じ。)であつて、特定社債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により特定社債管理者を定めないうで発行された特定社債を含む。)には、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二に掲げる事項について定めがあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に存する特定社債券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。)の記載事項について

は、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に特定社債発行会社(資産の流動化に関する法律第二百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。)、特定社債管理者又は特定社債権者が特定社債権者集会の目的である事項について提案をした場合について読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

9 前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手續について必要な経過措置は、法務省令で定める。(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第八項中「第六十五条第一項(を「第六十五条第一項第三号(に改め、「附則第三十四條の二第二項において同じ)を削り、「同

第百七十四條第五項

第十二条第二項

平成十七年改正法附則第二条第九項

附則第十六条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。附則第三十四條の二第二項中「附則」を「附則及び」に改め、「及び附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項」を削る。

第四章 総務省関係

(行政書士法の一部改正)

第四十八條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十六條の六第二項中「新所在地」の下に「従たる事務所を設け、又は移転したときにあつて

法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号を「同号」に、「保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者は、認可特定保険業者の理事又は監事となることができる。

附則第四条第二項の表第三百三十三條第一項第四十一号の項中「第二百三十三條第二項(を削り、同条第十七項の表第七百七十四條第三項の項の次に次のように加える。

は、主たる事務所の所在地」を、「当該事務所の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所)を加え、同条第三項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)を加える。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、「(第二十三條第三号)を「(同号」に改める。

第二十三号第三号及び附則第十四号第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第五十条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「第三項を除く。」及び「第二十号第一項及び第二項」を削り、「第十三号、第十五号及び第十六号」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「並びに第百三十九号」を「及び第百三十九号」に改め、「とあり」の下に「同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店」とありを加え、「同法第十七条第二項第一号」を「同号並びに同法に、「第二十四号第十四号」を「第二十四号第十三号」に改める。

(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部改正)

第五十一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十七号第二項及び第三項中「平成四十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

第三十五号及び第四十五号第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第五章 財務省関係

(会社経理応急措置法の一部改正)

第五十二条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一条第一項第一号但書」を「第一条第一項第一号ただし書」に、「には」を「は、二週間以内」に改め、「は二週間以内

に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

第十七条第一項中「の外を」を「ほか」に改め、同条第三項中「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に」を削り、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第四項中「ときは」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に」を削り、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

(企業再建整備法の一部改正)

第五十三条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十七号第一項中「ときは」を「ときは」に改め、「公告し」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に」を削り、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、「なし、且つ」を「し、かつ」に改める。

第四十二条第一項中「その他」を「その他」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「なした」を「した」に改め、同条第二項中「からの」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に」に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

(減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正)

第五十四条 減額社債に対する措置等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「なすべきこと」を「すべきこと」に改め、同項第三号中「社債管理者」の下に「社債管理補助者」を加え、「こと」を「こと」に改め、同項第四号中「こと」を「こと」に改め、同条第三項中「社債管理者」の下に「社債管理補助者」を加え、「には」を「において」に改める。

(税理士法の一部改正)

第五十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百

三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九号の六第四項中「新所在地」の下に「主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地」を、「当該事務所」の下に「主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該主たる事務所以外の事務所」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「主たる事務所以外の事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地」を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第五十六条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二号中「第五十六号」を「及び第五十六号」に、「及び」を「の」の規定は発起人について、同法に改め、「第十一項まで」の下に「第八百四十九号の二第二号及び第三号」を、「は発起人の下に」の責任を追及する訴えを加え、「同法第九百三十七号第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七号第二項各号」とを削る。

第三十三号中「第三百六十一号第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を加え、「及び」を「、」第四百三十条の二第一項から第四項まで(補償契約並びに第四百三十条の三第一項(役員等のために締結される保険契約)の規定は理事及び監事について、同法に、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項及び」に改め、「まで」の下に「第八百四十九号の二」を、「及び監事の下に」の責任を追及する訴えを、「理事について」の下に「同法第八百四十九号第三項第一号に係る部分に限る。」(訴訟参加)及び第八百四十九号の二第一号に係る部分に限る。(和解)の規定は理事の責任を追及する訴えについてを、「と、同法」の下に「第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三号第一項」とあるのは「その任務を怠ったことによつて生じた損害を賠償する」と、同法第四百三十条の三第一項並びに」を加える。

第三十九号中「同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七号第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十六号第六項中「同条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七号第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十七号中「及び第四項」及び「同法第九百三十七号第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七号第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十八号第二項中「第三百六十一号第一項」を「並びに第三百六十一号第一項第三号から第五号までを除く。」に、「及び」を「の」の規定は酒類業組合の清算人について、同法に改め、「第十一項まで」の下に「第八百四十九号の二第二号及び第三号」を加え、「酒類業組合の清算人について」を「酒類業組合の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ」に改める。

第六十七号から第六十九号までを次のように改める。

第六十七号から第六十九号まで 削除

第七十八号中「第二十七号まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七号まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）」に、「第四十八号を」第五十一条

に改め、「支店所在地における登記及び」を削り、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項を「同項に、「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは、「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは、「」に改める。

第八十三条中「第五十一条から」の下に「第六十六条まで及び第七十条から」を加える。

第九の二 第三十三条(第八十三条において準用する場合を含む。)

法第四百三十条の二第四項(補償契約)の規定に違反して理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新酒類業組合法」という。第三十三条(新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百三十条の二第二項から第四項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

2 この法律の施行前に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条に規定する酒類業

組合等と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は監事を被保険者とするものについては、新酒類業組合法第三十三条(新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百三十条の三第一項の規定は、適用しない。

3 前条の規定による酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(一)中「につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記(四)」を「の登記(三)」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする登記(四)」を「の登記(三)」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同号(四)中「につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算」及び「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする清算」を「の清算」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同表第二十五号を次のように改める。

別表第一第二十六号(一)中「につきその本店の所在地においてする設立」を「の設立」に改め、同表第二十七号(一)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(三)」を「の登記(二)」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同表第二十八号(一)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(三)」を「の登記(二)」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(三)を同号(二)とする。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第五十九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二十七條第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第六十条 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号及び第四号中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第十七条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

七項(同法第九十五条、第一百一条及び第一百八条において準用する場合を含む。))及び「を削る。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十二条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「第四章第一節及び第四章の二」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第六十三条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「若しくは株式移転」を「株式移転若しくは株式交付」に改める。

第十二条第一項及び第三十四条第四号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第六十四条 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「第四章第一節及び第四章の二」に改める。

第六章 文部科学省関係

(私立学校法の一部改正)

第六十五条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、「第四十四条の四」を「第四十四条の五」に改める。

二十五 特定目的会社の登記			
(一) 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二	申請件数	一件につき三万円	
	申請件数	一件につき一万五	
	申請件数	一件につき一万五	
(二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五	
(三) 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円	

第四十一条第九項中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の五」に改める。
第三章第三節第三款の款名を次のように改める。
第三款 役員の損害賠償責任等
第四十四条の二第四項を削る。
第三章第三節第三款中第四十四条の四の次に次の一条を加える。
(二) 一般社団・財団法人法の規定の準用
第四十四条の五 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人

について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条	社員総会	評議員会
第百十三条第一項第二号ロ	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
(1)	理事(当該責任を負う理事を除く)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第一項	社員総会	評議員会
第百十四条第二項	、同項 限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	及び同項 限る。)
第百十四条第三項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第四項	役員等 議決権を有する社員	役員 評議員

第百十五条第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五条第三項及び第四項	限る。)	限る。又は
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第百八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第百八十四条第一項第二号
第百十八条の二第一項	社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)	理事会
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十八条の二第五項	第百八十四条第一項、 第百十一条第三項及び	私立学校法第四十条の五において準用する第百八十四条第一項及び
第百十八条の三第一項	役員等を 役員等賠償責任保険契約 社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)	役員を 役員賠償責任保険契約 理事会
第百十八条の三第二項	第百八十四条第一項、 及び第百十一条第三項	私立学校法第四十条の五において準用する第百八十四条第一項及び
第百十八条の三第三項ただし書	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 前条の規定による改正後の私立学校法(次項において「新私立学校法」という。)第四十四条の五において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に学校法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員を被保険者とするものについては、新私立学校法第四十四条の五において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

(宗教法人法の一部改正)

第六十七条 宗教法人法昭和二十六年法律第百二十六号の一部を次のように改正する。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

第五十九条から第六十一条まで 削除

第六十五条中「第十九条の二の下に」第十九条の三、第二十一条を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八号」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条から第百四十八条まで」を「第三章第十二節に、並びに雑則」を「並びに第四章(雑則)」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは宗教法人法第五十九条第二項各号」とを削り、「清算人」との下に「同法第百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える。

第八十条第六項及び第八十一条第六項中「及び従たる事務所」を削る。

(宗教法人法の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 前条の規定による宗教法人法の一部改正に伴う登記に關する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

第七章 厚生労働省関係

(消費生活協同組合法の一部改正)

第六十九条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「監事」との下に「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第三十一条の四第二項第一号イ中「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改める。

第三十一条の九を第三十一条の十一とする。

第三十一条の八第四項中「第三十一条の五まで及び第三十一条の七第一項」を、「第三十一条の五の下に「並びに第三十一条の六第一項及び第二項」を、「役員又は会計監査人」との下に「同条第三項中「役員」とあるのは「役員若しくは会計監査人が」と、「役員」に」とあるのは「役員又は会計監査人」と、第三十一条の七第一項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」とを、同条第五項中「第三十一条の六を第三十一条の八」に改め、同条を第三十一条の十とする。

第三十一条の九とし、同条の前に見出しとして「(決算関係書類等の作成等)」を付する。

第三十一条の六中「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二各号」を、「厚生労働省令」との下に「同法第八百四十九条の二」の各号に掲げる株式会社区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」とを加え、同条を第三十一条の八とする。

第三十一条の五の次に次の二条を加える。

第三十一条の六 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするに

一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することに より生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に關する紛争について 当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部

分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同様の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づき補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十一条の二第一項及び第三項の規定

は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十二条第五号中「第三十一条の八第四項」を「第三十一条の十第四項」に改める。

第七十三条中「第三十一条の七」を「第三十一条の九」に改め、「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二各号」を加え、「第三十一条の七第二項」を「第三十一条の九第二項」に改め、「までの間」との下に「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項(第三号から第五号までを除く。)」とを、「第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」との下に「同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社」の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」とを加える。

第八十一条から第八十三条までを次のように改める。

第八十一条から第八十三条まで 削除

第九十条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十二条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」

に、「第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」とを削り、「清算人」との下に「同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第九十四条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第九十五条」とを加える。

第九十二条の二第二項中「第三十一条の八第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。

第一百零一条第五号中「第三十一条の七第九項」を「第三十一条の九第九項」に改め、同項第六号中「第三十一条の七第十一項」を「第三十一条の九第十一項」に改め、同項第十四号中「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改め、同項第十七号中「含む」の下に「又は第三十一条の六第四項を加え、同項第十八号中「第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項」を「第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の十第三項」に改め、同項第二十一号中「第三十一条の九第一項」を「第三十一条の十一第一項」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 前条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下この条において「新消費生活協同組合法」という。第三十一条の六新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新消費生活協同組合法第

三十一条の六第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新消費生活協同組合法第三十一条の七(新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 前条の規定による消費生活協同組合法の一部改正に伴う登記に關する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(医療法の一部改正)

第七十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 役員等の損害賠償責任(第四十七條—第四十九條の三)」を「第八款 補償契約及び役員等の損害賠償責任(第四十七條—第四十九條の三)」に改める。

第四十六條の三の六中「第五十七條」を「第四十七條の二(各号列記以外の部分に限る。)、第四十七條の三第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第四十七條の四第三項、第四十七條の五、第四十七條の六及び第五十七條」に、「同条第一項」を「同法第四十七條の二中「次に掲げる資料(第四十七條の四第三項において「社員総会参考書類等」という。とあるのは「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七條の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七條の

五第一項中「第四十七條の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前」と、同法第四十七條の六中同項第六号とあるのは「医療法第四十六條の三の六において読み替へて準用する同項」と、同法第五十七條第一項に「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第四十九條の二中「第二百八十条第二項」の下に「及び第二百八十条の二」を加える。

第六章第三節に次の一款を加える。

第九款 補償契約及び役員のために締結される保険契約

第四十九條の四 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第二章第三節第九款の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人について準用する。この場合において、これらの規定(同法第八十八條の三第一項及び第三項を除く。中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第一項中「役員等が」とあるのは「役員が」と、「役員等」を「とあるのは「役員を」と、「役員等」とあるのは「役員の」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同項及び同条第三項中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条の三「者に限る」の下に「次項において同じ」を、「前条第三項」の下に「の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替へて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が厚生労働省令で定める方法である医療法人

は、同項に規定する事業報告書等の要旨を公告することとする。

第五十四条の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

ハの二 社会医療法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第五十四条の三第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第五十四条の四第一号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第五十四条の五の次に次の一号を加える。

第五十四条の五の二 社会医療法人は、前条ただし書に規定する場合には、社会医療法人債管理補助者を定め、社会医療法人債権者のために、社会医療法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社会医療法人債が担保付社会医療法人債である場合は、この限りでない。

第五十四条の七中「第七百十四条まで」の下に「第七百十四条の三から第七百十四条の七まで」を、「社会医療法人債管理者の下に」「社会医療法人債管理補助者」を加える。

第七十条の十四中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第二項」に、「者に限る。」とあるのは「者に限る。次項において同じ。」とあるのは「に」に、「同条中「前条第三項」を「同項中社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項」に、「前条第三項」を「社員総会の終結後遅滞なく、同項」に改める。

第七十条の二十一第六項中「及び従たる事務所」を削る。

第九十一条中「社会医療法人債管理者をいう。」の下に「社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者（第五

十四条の七において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。）を加え、同条第四号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十号中「第七百十一条第一項」の下に「（第五十四条の七において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む。）を、社会医療法人債管理者の下に若しくは社会医療法人債管理補助者」を加える。

第九十三条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改め、同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。）をとらなかつたとき。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）
第七十二条 前条の規定による改正後の医療法（以下この条において「新医療法」という。）第四十九条の四において準用する新一般社団法人・財団法人法第十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2 この法律の施行前に医療法人と保険者との間で締結された保険契約のうち医療法人の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新医療法第四十九条の四において準用する新一般社団法人・財団法人法第十八条の三の規定は、適用しない。

3 新医療法第五十一条の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に前条の規定による改正前の医療法第五十四条の三第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社会医療法人債（同項に規定する募集社会医療法人債をいう。）の発行の手續については、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二及び第九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に存する社会医療法人債（医療法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債をいう。以下この項及び第七項において同じ。）であつて、社会医療法人債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社会医療法人債管理者を定めないで発行された社会医療法人債を含む。）には、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

6 この法律の施行の際現に存する社会医療法人債（医療法第五十四条の三第一項第七号に規定する社会医療法人債をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に社会医療法人債を発行する社会医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。）、社会医療法人債管理者又は社会医療法人債権者（同法第五十四条の三第一項第八号に規定する社会医療法人債権者をいう。）が社会医療法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新医療法第五十四条の七において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（社会福祉法の一部改正）
第七十三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員等の損害賠償責任」を「役員等の損害賠償責任等」に、「第四十五条の二十二」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第四十五条の九第七項第二号及び第四十五条の十三第四項第六号中「第四十五条の二十第四項」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第六章第三節第七款の款名を次のように改める。

第七款 役員等の損害賠償責任等
第四十五条の二十第四項を削る。

第六章第三節第七款中第四十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（準用規定）
第四十五条の二十二の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百十八条の二及び第百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と

の新しい会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（社会福祉法の一部改正）
第七十三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員等の損害賠償責任」を「役員等の損害賠償責任等」に、「第四十五条の二十二」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第四十五条の九第七項第二号及び第四十五条の十三第四項第六号中「第四十五条の二十第四項」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第六章第三節第七款の款名を次のように改める。

と、同条第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五條第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八條の二第二項中「社員総会(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第七十四條 前条の規定による改正後の社会福祉法(次項において「新社会福祉法」という。)第四十五條の二十二の二において準用する新一般社団法人・財団法人法第百十八條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に社会福祉法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(社会福祉法第四十五條の二十第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新社会福祉法第四十五條の二十二の二において準用する新一般社団法人・財団法人法第百十八條の三の規定は、適用しない。
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)
第七十五條 生活衛生関係営業の運営の適正化及

び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第三十四條の二第五項中「第三十四條の二第二項を」第三十四條の四第二項に改め、同条を第三十四條の四とする。
第三十四條の次に次の二条を加える。
(補償契約)

第三十四條の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用。
二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の

責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
5 第三十三條の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
6 民法第百八條の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)
第三十四條の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
2 第三十三條の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約す

るものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。
3 民法第百八條の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。
第三十九條中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「部分を除く。」の規定を「の下に」、「それぞれ」を加える。
第五十二條中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「部分を除く。」の規定を「の下に」、「それぞれ」を加える。
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十六條 前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(次項において「新生活衛生法」という。)第三十四條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。
2 この法律の施行前に生活衛生同業組合と保険者との間で締結された保険契約のうち生活衛生同業組合の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新生活衛生法第三十四條の三の規定は、適用しない。
(社会保険労務士法の一部改正)
第七十七條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第二十五條の二十九第四項中「新所在地」の下に「従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地」を、「当該事務所」の下に「(従たる事務所を設け、又は移

転したときにあつては、当該従たる事務所」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を加える。

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十九条 医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第八章 農林水産省関係

(農村負債整理組合法の一部改正)

第八十条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第十七条(第三項ヲ除ク)」を「第十七条に改め、第二十条(第三項ヲ除ク)」を削り、「第十五号及第十六号」を「第十四号及第十五号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第八十一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中を」第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十五条の四第一項中「及び第四項」を「(第三号から第五号までを除く。及び第四項)」に改める。

第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十五条の六の次に次の二条を加える。

第三十五条の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。)の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の

責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同様の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

補償契約に基づき補償をした理事及び当該補償を受けた理事(経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。)は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

民法第八八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

第三十五条の八 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議によらなければならない。

第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することによつて生ずるものであるであつて、理事(経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員)を被保険者とするものの締結については、適用しない。

民法第八八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十六条第七項中「この条」の下に「及び第四十三条の六の二」を加える。

第三十七条の三第二項中「第三十五条の六の下に」第三十五条の七第一項から第三項まで及び第三十五条の八第一項を加え、「同条第一項」を「第三十五条の六第一項」に改め、「同条第十項の下に」及び第三十五条の七第一項から第三項までの規定を加え、「読み替えるを」を「第三十五条の八第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と読み替える」に改める。

第四十一条中「まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十三条の六の次に次の一条を加える。

第四十三条の六の二 組合が行う総会参考書類(前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう。))及び決算関係書類の内容である情報に関する電子提供措置(電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。第百一条第一項第四十号の二

において同じ。については、同法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(農業協同組合法第四十三條の五第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十三條の六の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日(三週間前の日又は同条第一項)とあるのは「総会招集者は、総会の日(二週間前の日又は農業協同組合法第四十三條の六第一項)と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の五第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第五項において読み替へて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第五項において読み替へて準用する第三百一条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九條第一項」とあるのは「総会招集者が農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九條第四項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第三項」と、「第二百

九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第一項第五号」とあるのは「同法第四十三條の六第一項又は第二項の通知には、同法第四十三條の五第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「農業協同組合法第三十六條第七項並びに同法第四十三條の六第五項において読み替へて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九條第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十三條の六第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九條第三項第三百二十五條において準用する場合を含む。）」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四條第一項に規定する基準日をいう。))を定めた場合にあつては、当該基準日まで(書面交付請求をした者に限る。))とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第四十三條の七第三項中「前条第一項を」第四十三條の六第一項に改める。

第五十八條第七項中「第六項及び第七項を」及び第六項から第八項まで」に、「第四項及び第五項を」及び第四項から第六項まで」に改め、「第三百十條第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加へ、「及び第五項

中」を、「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第七十二條の三中「第十一項まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加へる。

第一百一条第三十一号の次に次の一号を加へる。

三十一の二 第三十五條の二第四項(第七十二條の三において準用する場合を含む。))又は第三十五條の七第四項の規定に違反して、理事会(経営管理委員会)に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一百一条第四十号の次に次の一号を加へる。

四十の二 第四十三條の六の二において読み替へて準用する会社法第三百二十五條の三第一項第四号及び第六号を除く。)の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第一百一条第四十二号中「譲渡し若しくは」を「譲渡し、若しくは」に改める。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)第八十二條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農業協同組合法第十六條第八項又は第五十八條第七項において準用する旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項又は第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の農業協同組合法(以下この条において「新農業協同組合法」という。第三十五條の七第一項から第三項まで(これらの規定を新農業協同組合法第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。))及び第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新農業協同組合法第三十五條の七第一項(新農業協同組合法第三十七

條の三第二項において準用する場合を含む。))に規定する補償契約をいう。))について適用する。

3 この法律の施行前に農業協同組合又は農業協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものとして、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新農業協同組合法第三十五條の八第一項(新農業協同組合法第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。))並びに第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(水産業協同組合法の一部改正)

第八十三條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第七項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加へ、「及び第五項中」を、「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十九條の四第一項中「及び第四項を」(第三号から第五号までを除く。))及び第四項に改める。

第三十九條の六第九項第一号イ中「次条第一項を」(第四十條第一項に改める。)

第三十九條の六の次に次の二條を加へる。

(補償契約)

第三十九條の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。))の内容の決定をするには、理事会(経営管理委員会設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。))の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責

任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事(経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。)は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	5 第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。 6 民法第八八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。 (役員のために締結される保険契約) 第三十九条の八 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議によらなければならない。 2 第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することによつて、理事及び経営管理委員(を被保険者とするものの締結については、適用しない。 3 民法第八八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。 第四十条第七項中「この条の下に」及び第四十七條の五の二を加える。	第四十一条の三第二項中「除く。」の下に「第三十九条の七第一項から第三項まで及び第三十九条の八第一項を加え、同条第四項第二号」を「第三十九条の六第四項第二号」に改める。 第四十四条中「まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。 第四十七条の五の次に次の一条を加える。 第四十七条の五の次に次の一条を加える。 (電子提供措置に関する会社法の準用) 第四十七条の五の二 組合が行う総会参考書類(前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書類をいう。)、及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)については、同法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(水産業協同組合法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)」が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日又は三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日又は二週間前の日又は水産業協同	組合法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第四十七條の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつている旨」とは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七條第七項並びに同法第四十七條の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十七條の五第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)」とある
--	--	--	---

のは「水産業協同組合法第四十七条の五第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。)を定めた場合にあっては、当該基準日まで)に書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「組合員」と読み替えるものとす。

第七十七条中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第八十六条第二項中「第五十八条第一項」の下に、「会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第四号から第六号まで及び第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)」を、「損失処理案」との下に、「会社法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「株主(種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。)」とあるのは「組合員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」と

あるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十九条第一項第五号」とあるのは「同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七号及び第四百四十四号第六項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四

十七条の五第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。)を定めた場合にあっては、当該基準日まで)に書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「組合員」とを加える。

第三百三十条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 第三十九条の二第四項(第七十七号、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。又は第三十九号の七第四項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、理事会(経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会)に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百三十条第一項第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 第四十七条の五の二(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項(第四号から第六号までを除く。))の規定に違反して、電子提供措置(第四十七条の五の二に規定する電子提供措置又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとらなかつ

たとき。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)第八十四条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の水産業協同組合法第二十一条第七項(水産業協同組合法第八十六条第一項、第八十九条第三項(同法第九十八条の二第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。))において準用する旧会社法第三百十条第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下この条において「新水産業協同組合法」という。))第三十九条の七第一項から第三項まで(これらの規定を新水産業協同組合法第四十一条の三第二項(水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))並びに同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。))及び第四項から第六項まで(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新水産業協同組合法第四十一条の三第二項並びに水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第二百五条第三項において準用する場合を含む。))に規定する補償契約をいう。))について適用する。

3 この法律の施行前に漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役

員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新水産業協同組合法第三十九条の八第一項(新水産業協同組合法第四十一条の三第二項並びに水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)並びに第二項及び第三項(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第八十五条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

第七十一条から第七十三条まで 削除

第八十三条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を、「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」とを削り、「により清算人となつたもの」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える。

(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)
第八十六条 前条の規定による漁船損害等補償法の一部改正に伴う登記に関する手続については必要経過措置は、法務省令で定める。

(森林組合法の一部改正)

第八十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第八項中「同条第七項第二号の下に」並びに第八項第三号及び第四号を加え、「及び第五項中」を、「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第四十九条第一項中「及び第四項」を「第三号から第五号までを除く。」及び第四項」に改める。

第四十九条の三第九項第一号イ中「次条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第四十九条の三の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第四十九条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であ

つても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八十八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)
第四十九条の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者であ

る役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第五十条第七項中「この条」の下に「及び第六十条の三の二」を加える。

第五十四条中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第六十条の三の次に次の一条を加える。

第六十条の三の二 組合が行う総会参考書類(総会参考書類等の内容である情報については電子提供措置に関する会社法の準用)

第六十条の五 組合が行う総会参考書類(前条第五項において読み替へて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう。))及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。))については、同法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第

号」とあるのは「同法第百条第二項において準用する同法第六十条の第三項又は第二項の通知には、同法第百条第二項において準用する同法第六十条の第二項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは及び第二号と、同項第一号中「とつて」とあるときは、その旨とあるのは「とつて」旨と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の第三項第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第百条第二項において準用する同法第六十条の第三項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む）」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の第三項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の第三項第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日まで）に書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「組合員」と、同法を加え、同条第三項中「第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に、「第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第三百十條第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第二百二十二条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第四十七条第四項(第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(又は第四十九条の四第四項(第九十九条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百二十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第六十条の三の二(第九十九条第三項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。)(又は第九十九条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。))の規定に違反して、電子提供措置(第六十条の三の二に規定する電子提供措置又は第九十九条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。))をとらなかつたとき。

(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の森林組合法第三十一条第八項(森林組合法第九十九条第一項又は第九十九条第二項において準用する場合を含む。)、第七十七条第八項(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)(又は第九十九条第三項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。)

2 前条の規定による改正後の森林組合法(以下この条において「新森林組合法」という。)(第四十九条の四(森林組合法第九十九条第三項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新森林組合法第四

十九条の四第一項(森林組合法第九十九条第三項において準用する場合を含む。))に規定する補償契約をいう。))について適用する。

3 この法律の施行前に森林組合又は森林組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約束するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新森林組合法第四十九条の五(森林組合法第九十九条第三項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第八十九条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び第四項を削る。附則第二十六條第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第九十条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第七項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十一條中「及び第四項」を「(第三号から第五号までを除く。)(及び第四項)」に改める。

第三十四條第十一項第一号イ中「次条第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

第三十四條の次に次の二条を加える。

(補償契約)
第三十四條の二 農林中央金庫が、役員等に対

して次に掲げる費用等の全部又は一部を農林中央金庫が補償することを約束する契約(以下この条において「補償契約」という。))の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 農林中央金庫は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 農林中央金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が農林中央金庫に對して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した農林中央金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は農林中央金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役

員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事又は経営管理委員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならない。

5 第三十条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第八項の規定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第三十四條の三 農林中央金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約束するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。))の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

2 第三十条第二項及び第四項並びに第三十四条第二項の規定は、農林中央金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補すること

を約束するものであつて、理事又は経営管理委員を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の

締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第四十条の二「中」まで「の下に」、第八百四十九条の二「第二号及び第三号」を加える。

第四十六条の三の次に次の一条を加える。

(総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用)

第四十六条の四 会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)の規定は、農林中央金庫が行う総会参考書類(前条第四項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう。))及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第百条第一項第十六号の二において同じ。))について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二「中」[取締役]とあるのは「総会招集者(農林中央金庫法第四十六条の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。))が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十六条の四に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項「中」[取締役]は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項とあるのは総会招集者は、総会の日の二週間

前「の日又は農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同項第一号「中」[第二百九十九条第一項各号]とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項各号」と、同項第二号「中」[第三百一条第一項]とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号「中」[第三百一条第一項]とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第五号「中」[株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役]とあるのは「総会招集者」と、同条第二項「中」[取締役が第二百九十九条第一項]とあるのは「総会招集者が農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項「中」[第二百九十九条第四項]とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十九条第一項第五号」とあるのは「同法第四十六条の三第一項又は第二項の通知には、同法第四十六条の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号「中」とついているときは、その旨とあるのは「とついている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項「中」[法務省令]とあるのは「主務省令」と、同法第三百二十五条の四第三項「中」[第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項]とあるのは「農林中央金庫法第三十五条第六項並びに同法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「[取締役]は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項「中」[第二百九十九条第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)]とあるのは「農

林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第二項「中」[取締役]とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。))を定めた場合にあつては、当該基準日まで」に書面交付請求をした者に限る。』とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第四十七条第三項「中」[前条第一項]を「第四十六条の三第一項に改める。

第九十五条「中」[第十一項まで]の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第百条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 第三十条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。))又は第三十四条の二第四項の規定に違反して、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 第四十六条の四において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号を除く。』の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九十一条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農林中央金庫法第十一條第七項において準用する旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項又は第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の農林中央金庫法(次項において「新農林中央金庫法」という。))第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締

結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

3 この法律の施行前に農林中央金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(農林中央金庫法第三十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。))がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員等を被保険者とするものについては、新農林中央金庫法第三十四条の三の規定は、適用しない。

(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正)

第九十二条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四十八條第一号「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第九章 経済産業省関係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第九十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次 第二節 組合及び中央会の登記

第一款 主たる事務所の所在地に

第二款 従たる事務所の所在地に

おける登記(第八十四條―第九十二條)を「第二節 組合及び中央会の登記(第八十四條―第九十五條)」に改める。

第三十六条の三第三項「中」[第三百六十一條第一項]の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第三十八條の四の次に次の二條を加える。

(補償契約)

ける費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八条の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請

求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十八条の六 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該

保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十条の二第四項中「まで」の下に、「第三十八条の五第一項から第三項まで及び第三十八条の六第一項」を、「役員又は会計監査人」との下に、「第三十八条の六第一項中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「会計監査人の」とを加える。

第六十九条中「第三百六十一条第一項の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る。

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

第九十三条から第九十五条まで 削除

第九十六条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十七条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第三十三条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八号」を「第五十一号」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九号」に、「第十五号」を「第十四号」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る。

第一百五十五条第一項第二十号中「含む。」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。)第三十八条の五第一項から第三項までこれらの規定を新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、第九十八条の規定による改正後の輸出入取引法昭和二十七年法律第二百九十九号(以下「新輸出入取引法」という。)第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第五十条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(これらの規定を新輸出入取引法第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。))並びに中小企業団体の組織に関する法律第五十条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新中小企業等協同組合法第三十八条の五第一項「新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、新輸出入取引法第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)並びに中小企業団体の組織に関する法律第五十条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に中小企業等協同組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員若しくは会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員若しくは会計監査人を被保険者とするもの又は輸出組合、輸入組合、協業組合、商工組合

(技術研究組合法の一部改正)

第二百二条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「主たる事務所又は本店の所在地における」を「組合の」に、「従たる事務所又は支店の所在地における登記(第百五十六條―第百五十八條)」を「削除」に改める。

第二十七條第三項中「第三百六十一條第一項の下に」「(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第三十六條の次に次の二條を加える。

(補償契約)

第三十六條の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することに より生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について 当事者間に和解が成立したときは、当該 役員が当該和解に基づく金銭を支払うこ とにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であ つても、当該補償契約に基づき、次に掲げる 費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要す る費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償する とすれば当該役員が当該組合に対して第三

十四條第一項の責任を負う場合には、同号 に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重 大な過失があつたことにより前項第二号の 責任を負う場合には、同号に掲げる損失の 全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費 用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは 第三者の不正な利益を図り、又は当該組合 に損害を加える目的で同号の職務を執行した ことを知つたときは、当該役員に対し、補償 した金額に相当する金銭を返還することを請 求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該 補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償に ついての重要な事実を理事会に報告しなけれ ばならない。

5 第三十三條第一項及び第三項並びに第三十 四條第二項及び第三項の規定は、組合と理事 との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八條の規定は、第一項の決議によ つてその内容が定められた前項の補償契約の 締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十六條の三 組合が、保険者との間で締結 する保険契約のうち役員がその職務の執行に 関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係 る請求を受けることによつて生ずることのあ る損害を保険者が填補することを約するもの

であつて、役員を被保険者とするもの(当該 保険契約を締結することにより被保険者であ る役員の職務の執行の適正性が著しく損なわ れるものを除く。第三項ただし書において「役 員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定

をするには、理事会の決議によらなければな らない。

2 第三十三條第一項及び第三項並びに第三十 四條第二項及び第三項の規定は、組合が保険 者との間で締結する保険契約のうち役員がそ の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該 責任の追及に係る請求を受けることによつて 生ずることのある損害を保険者が填補するこ とを約するものであつて、理事を被保険者と するものの締結については、適用しない。

3 民法第百八條の規定は、前項の保険契約の 締結については、適用しない。ただし、当該 保険契約が役員賠償責任保険契約である場合 には、第一項の決議によつてその内容が定め られたときに限る。

第三十七條中「まで」の下に、「第八百四十九 條の二第二号及び第三号」を加える。

第六十條中「第三百六十一條第一項」の下に 「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一 項まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及 び第三号」を加える。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節 組合の登記

第八章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第百五十六條から第百五十八條まで 削除
第百五十九條第三項から第五項までの規定中 「及び第四項」を削る。
第百六十條第一項中「その」の下に「主たる」を 加える。
第百六十八條中「第十七條から」の下に「第十 九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十 六號」を「第十五号」に、「第四十八條」を「第 五十一條」に、「並びに第百三十二條」を「第百 三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十 九條」に改め、「第四十八條第二項中」「会社法第 九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組 合法第百五十六條第二項各号」と、同法第五十 條第一項」を削り、「第十五号」を「第十四号」に

改める。

第百八十九條第十五号中「含む。」の下に「又 は第三十六條の二第四項を加える。」

(技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置)
第百三条 前条の規定による改正後の技術研究組 合法(次項において「新技術研究組合法」とい う。)第三十六條の二の規定は、この法律の施行 後に締結された補償契約(同条第一項に規定す る補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に技術研究組合と保険者と の間で締結された保険契約のうち役員がその職 務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の 追及に係る請求を受けることによつて生ずるこ とのある損害を保険者が填補することを約する ものであつて、役員を被保険者とするものにつ いては、新技術研究組合法第三十六條の三の規 定は、適用しない。

3 前条の規定による技術研究組合法の一部改正 に伴う登記に関する手続について必要な経過措 置は、法務省令で定める。

(割賦販売法の一部改正)
第百四條 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五 十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の五第七号ハを同号二とし、同号 口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中ロをハと し、イをロとし、同号にイとして次のように加 える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す ることができない者として経済産業省令 で定める者

(商店街振興組合法の一部改正)
第百五條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律 第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の三第三項中「第三百六十一條第 一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」 を加える。

第五十一条第五項第一号中「第五十一条の五第一項」を「第五十一条の七第一項」に改める。
第五十一条の五第五項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改め、同条を第五十一条の七とする。

第五十一条の四中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加え、同条を第五十一条の六とする。

第五十一条の三の次に次の二条を加える。
(補償契約)

第五十一条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
イ 当該損害を当該役員が賠償することに より生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について 当事者間に和解が成立したときは、当該 役員が当該和解に基づく金銭を支払うこ とにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であ つても、当該補償契約に基づき、次に掲げる 費用等を補償することができない。
一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要す る費用の額を超える部分
二 当該組合が前項第二号の損害を賠償する とすれば当該役員が当該組合に対して第五 十一条第一項の責任を負う場合には、同号

に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重 大な過失があつたことにより前項第二号の 責任を負う場合には、同号に掲げる損失の 全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費 用を補償した組合が、当該役員が自己若しく は第三者の不正な利益を図り、又は当該組合 に損害を加える目的で同号の職務を執行した ことを知つたときは、当該役員に対し、補償 した金額に相当する金銭を返還することを請 求することができる。
4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該 補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償に ついての重要な事実を理事会に報告しなけれ ばならない。

5 第五十条第一項及び第三項並びに第五十一 条第二項及び第三項の規定は、組合と理事と の間の補償契約については、適用しない。
6 民法第八十条の規定は、第一項の決議によ つてその内容が定められた前項の補償契約の 締結については、適用しない。
(役員のために締結される保険契約)

第五十一条の五 組合が、保険者との間で締結 する保険契約のうち役員がその職務の執行に 関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係 る請求を受けることによつて生ずることのあ る損害を保険者が填補することを約するもの であつて、役員を被保険者とするもの(当該 保険契約を締結することにより被保険者であ る役員の職務の執行の適正性が著しく損なわ れるおそれがないものとして経済産業省令で 定めるものを除く。第三項ただし書において 「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決 定をするには、理事会の決議によらなければ ならない。

2 第五十条第一項及び第三項並びに第五十一 条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者 との間で締結する保険契約のうち役員がその 職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責 任の追及に係る請求を受けることによつて生 ずることのある損害を保険者が填補すること を約するものであつて、理事を被保険者とす るものの締結については、適用しない。
3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の 締結については、適用しない。ただし、当該 保険契約が役員賠償責任保険契約である場合 には、第一項の決議によつてその内容が定め られたときに限る。

第七十八条中「第三百六十一条第一項」の下に 「第三号から第五号までを除く。」を、「第十一 項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及 び第三号」を加える。
第九十三条第一項第十四号中「含む。」の下に 「又は第五十一条の四第四項を加える。」
(商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六百六条 前条の規定による改正後の商店街振興 組合法(次項において「新商店街振興組合法」と いう。)第五十一条の四の規定は、この法律の施 行後に締結された補償契約(同条第一項に規定 する補償契約をいう。)について適用する。
2 この法律の施行前に商店街振興組合又は商店 街振興組合連合会と保険者との間で締結された 保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責 任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を 受けることによつて生ずることのある損害を保 険者が填補することを約するものであつて、役 員を被保険者とするものについては、新商店街 振興組合法第五十一条の五の規定は、適用しな い。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一 部改正)
第七百七条 投資事業有限責任組合契約に関する法

律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように 改正する。
第二十四条を次のように改める。
第二十四条 削除
第二十四条の二及び第二十四条の三を削る。
第二十五条第一項中「組合の」の下に「主たる」 を加える。
第二十六条第一項中「第二十四条及び第二 十四条の二及び及び第二十四条の三」を削 る。

第三十三条中「第十九条の二」の下に、「第十 九条の三、第二十一条を加え、「第四十八 条」を「第五十一条」に、「及び第三百三十二 条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び 第三百三十九条に、「商業登記法第四十八条第二 項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるの は「投資事業有限責任組合契約に関する法律平 成十年法律第九十号」第二十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条を「同条」に改め る。
(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一 部改正に伴う経過措置)

第八百八条 前条の規定による投資事業有限責任組 合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関 する手続について必要な経過措置は、法務省令 で定める。
(中小企業等経営強化法の一部改正)
第九百九条 中小企業等経営強化法(平成十一年法 律第十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第十二項第六号の次に次の一号を加え る。

六の二 株式交付(会社法第七百七十四条の 三第一項第一号に規定する株式交付親会社 及び同号に規定する株式交付子会社が中小 企業者等である場合に限り、)により当該株 式交付親会社となり、当該株式交付子会社 の株式を譲り受けること。

(日本アルコール産業株式会社法及び株式会社海外需要開拓支援機構法の一部改正)

第百十條 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一 日本アルコール産業株式会社法(平成十七年法律第三十二号)第四條第一項及び第十七條第二号

二 株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第五十一号)第四條第一項、第三十四條及び第四十四條第一号

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第百十一條 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 削除

第六十五條第一項中「組合」の下に「主たる」を加える。

第六十六條中「第六十四條及び第六十四條の二及び第六十四條の三を削る」。

第七十三條中「第十九條の二の下に」「第十九條の三、第二十一條」を加え、「第四十八條を」「第五十一條」に、「及び第百三十二條」を「第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に、「商業登記法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四條第二項各号」と、民事保全法第五十六條」を「同条」に改める。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十二條 前条の規定による有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第百十三條 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 外国の法令上前号に掲げる者と同様に取り扱われている者

(産業競争力強化法の一部改正)

第百十四條 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第十一項第一号中「力」とし、ホから「マ」までを「ヘ」から「ワ」までとし、二の次に次のように加える。

ホ 株式交付

第三條第十二項第一号中「ロ」とし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 株式交付

第二條第十二項第二号イ及びハ中「又はロ」を「からハまで」に改める。

第三十二條第五項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「若しくは株式交換」を「株式交換若しくは株式交付」に改める。

第八十三條第一項、第百二十二條及び第百六十條第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十章 国土交通省関係

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第百十五條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「第六條第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「第六條第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

四 その他国土交通省令で定める書類

第六條第一項第五号中「破産者で復権を得ない者、禁錮を」「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

六 役員のうちに、心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

第七條第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「及びその」を「の」に改め、「前条第一項第五号」の下に「及び第六号」を、「書面」の下に「その他国土交通省令で定める書類」を加え、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「第六條第一項を」「前条第一項」に改める。

第二十二條第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「に」を「いづれかに」に改め、同項第二号中「第四号又は第五号」を「又は第四号から第六号までのいずれか」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第百十六條 内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出しを「(会社法の準用)」に改め、同条中「会社法第四百三十條」の下に「第二編第四章第十二節(第四百三十條の二)第五項を除く。」を、「まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「監事」と、同法の下に「第四百三十條の二第二号第二号中「第四百二十三條第一項」とあるのは「内航海運組合法

第三十五條第一項(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）」、第四百二十三條第三項並びに第四百二十八條第一項とあり、及び同法第四百三十條の三第二項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）」並びに第四百二十三條第三項とあるのは「内航海運組合法第三十四條の三第一項及び第三項」と、同条第一項並びに同法を、「第三十五條第五項」の下に「(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十五條中「第十一項まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「第三十五條第五項」の下に「(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十四條第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十一号の二中「の規定」を「又は第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む。）」において準用する会社法第四百三十條の二第四項の規定に改める。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百十七條 前条の規定による改正後の内航海運組合法(次項において「新内航海運組合法」という。)

第四十一條(内航海運組合法第五十八條において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百三十條の二(第五項を除く。))の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

2 この法律の施行前に内航海運組合又は内航海運組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に関

するものについては、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

この法律の施行前に内航海運組合又は内航海運組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に関

し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は監事を被保険者とするものについては、新内航海運組合法第四十一条(内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第一百八条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十号第二号において「募集新株予約権」を「同号」において「募集新株予約権」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第二十条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第一百九条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「募集新株予約権(第二十七条第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条第一項並びに第二十七条第一号及び第五号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(東京地下鉄株式会社法の一部改正)

第二百二十条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「募集新株予約権(第十六条第

一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十六条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第二百一十一条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「募集新株予約権(第二十二号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第二百二十二条 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「募集新株予約権(第二十二号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第六号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正)

第二百三十三号 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第二十三号第一項及び第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号

二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十四号)第五号第一項、第三十五号及び第四十五号第一号

第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律(附則各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九号中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九号の改正規定(第六十八号第二項)を「第六十八号第一項」に改める部分に限る。

第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八号及び第七十九号の規定、第八十九号中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四号及び第二百二十五号の規定。公布の日

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及

び同法第九十一条第二項の改正規定(前条)を「第九十条」に改める部分に限る。並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七号の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三条の改正規定(同号に掲げる部分を除く)、第十六条第六項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(第十九号の二の下に「第十九号の三、第二十一条を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「(同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。)」を削る部分及び「事務所」との下に「同法第十二条の二第五項中「営業所」会社にあつては、本店」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一号第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条」に準用する商業登記法第四十五号」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条」を加える部分に限る。及び同法第六十号第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九号の規定、第二十五号中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。及び同法第二百二条の十一の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六号の規定、第二十七号の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八号の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五号の改正規定(第二十七号まで(第二十四号第十六号を除く。))を「第

二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（従たる事務所の所在地における登記（第三百十二條―第三百十四條）を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一十一條第二項第四號の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五條及及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定（第四十九條から第五十二條まで）を「第五十一條、第五十二條」に、「及び第三百三十二條」を、「第三百三十二條から第三百三十七條まで及び第百三十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二條第十號の次に一號を加える改正規定、第十七條中信託法第二百四十七條の改正規定（第三項を除く。）、第十八條七條の改正規定（第三項を除く。）、第十八條七條の改正規定（第三項を除く。）、第十八條七條を削る部分に限る。）、第十八條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五條中金融商品取引法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四第二項を削る改正規定、同法第九十條の改正規定（第十七條から）の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五號及び第十六號」を「第十四號及び第十五號」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第四百六十六條の二中『商業登記法』とあるのは『金融商品取引法』昭和二十三年法律第二十五號」第九十條において準用する商業登記法（と、『商業登記法』第四百十五條とあるのは『金融商品取引法』第九十條において準用する商業登記法第四百十五條」と読み替える）」に改める部分を除く。）、同法第百條の四、第百一、二百二十第一項、第百二條第一項及び第百二條

百四十五条」とを加える部分を除く。及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十条、第一条第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百三十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）」中「に改め、」とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百三十八条並びに第三百三十八条第四項を除く。）」中「株主」とあるの

は「総代」とを削り、「各号を除く。」及び第四項中「を」第三号及び第四号を除く。中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次役会設置会社」とあるのは「相互会社」とに、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項を」第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（、「第四十八条を」、「第五十一条に改め、」支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を」を「登記」に、「第四百四十八条を」第三百三十七條に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九條から第四百四十八條まで（に改める部分及び第四百四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四百四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第三項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百四十六條の二中「商業登記法（とあるのは「保険業法（平成七年度法律第五十五号）第六十七條において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」と、同法第四百四十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六條の十四第一項及

び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（並びに）を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第七十一条及び第百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六條の改正規定（、「第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「」においての下に「、同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）、並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二条第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第百八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「、印鑑の提出、」を「、」第二十一条から第二十七条まで（に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項（との下に「、同法第百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八十三條第一項において準用する商業登記法（と、「商業登記法第百四十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三條第一項において準用する商業登記法第百四十五條」とを加える部分を除く。）及び同法第三百十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規

定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定(「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十三條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(同法第四号中「第五十一條の三を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第二項の改正規定(「第十七條第三項ヲ除ク」を「第十七條」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第一項第四十号の次に一號を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一條を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第一百三十條第一項第三十八号の次に一號を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等

補償法第七十一条から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第一百條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二号の次に一號を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第一百條第一項第十六号の次に一號を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(「第四十八條を「第五十一條」に、並びに「第三百三十二條」を「第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに「第三百二十九條」に改める部分及び、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。)、第九十六條の規定(同法中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定(前号に掲げる部分に限る。))並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び「第四百四十四條の十一第二項の改正規定を除く。」、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定(「第八項」の下に「第三十八條の六を加える部分を除く。)、第一百條の規定(同法中中小企業団体の組織に関する法律第一百三十三條第一項第十三号の改正規定を除く。)、第一百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の

改正規定、同章第三節、第五百五十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定並びに同法第六十八條の改正規定(「第四十八條」を「第五十一條」に、並びに「第三百三十二條」を「第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに「第三百二十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項」を削る部分に限る。)、第七百七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))並びに「第一百一十一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)) 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

理 由

会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか九十の関係法律の規定の整備等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる規定の整備

(一) 商業登記法において、株式交付による変更の登記についての規定を設けること。

(二) 社債、株式等の振替に関する法律において、振替株式を発行する会社は電子提供措置をとる旨の定款の定めを設けなければならない旨の規定等を設けること。

(三) 会社更生法等において、社債管理補助者について社債管理者と同様の規律を定める規定等を設けること。

2 会社法の一部を改正する法律により株式会社について新たに定められる規律と同様の規律の整備等

(一) 一般社団法人における社員総会等の招集の通知に際して必要となる資料の提供について、株主総会資料の電子提供制度に関する規定と同様の規定を設けること、投資法人における投資主が有する提案権等の行使について、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定と同様の規定を設けることその他の所要の整備をすること。

(二) 商業登記法において、法人の登記申請手続に関し、あらかじめ印鑑の提出を義務付ける規定を削除等すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか九十の関係法律の規定の整備等を行うとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ほか二法律の改正規定中社員提案権等に関する不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削る修正を行う必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和元年十一月二十二日
法務委員長 松島みどり
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正)

第十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

- 二 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 前項の議案が法令又は定款に違反する場合
 - 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、前項の規定による請求をする場合
 - 三 前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

- 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合
- 二 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 前項の議案が法令又は定款に違反する場合
 - 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、前項の規定による請求をする場合
 - 三 前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

令和元年十一月二十六日 衆議院会議録第十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「旧一般社団法人・財団法人法」という。)第四十四条の規定による議案の提出及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前にされた旧一般社団法人・財団法人法(以下「旧一般社団法人・財団法人法」という。)第五十条第六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

三 この法律の施行前に旧一般社団法人・財団法人法第六十五条第一項第二号(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十六条第二項、第六十条第二項及び第七十七条並びに旧一般社団法人・財団法人法第七十三条第一項及び第二百九条第五項において引用し、又は準用する場合を含む。)の規定により生じた地位の喪失の効力については、なお従前の例による。

四 前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「新一般社団法人・財団法人法」という。)第九十八条の二(新一般社団法人・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新一般社団法人・財団法人法第九十八条の二第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

五 この法律の施行前に一般社団法人又は一般財団法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧一般社団法人・財団法人法第九十一条第一項(旧一般社団法人・財団法人法第九十八条)において準用する場合を含む。)に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新一般社団法人・財団法人法第九十八条の三(新一般社団法人・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

六 前条の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

七 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第三十三条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「旧投資信託法」という。)第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百四十四条の規定による議案の提出及び同項において読み替えて準用する会社法第三百五十五条第一項本文の規定による請求については、なお従前の例による。

八 この法律の施行前にされた旧投資信託法第九十二条第四項若しくは第九十二条の二第五項又は旧投資信託法第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百十條第七項の請求については、なお従前の例による。

九 前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「新投資信託法」という。)第九十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

十 この法律の施行前に投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第十二条に規定する投資法人をいう。)と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧投資信託法第十五条の六第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新投資信託法第九十八条の三の規定は、適用しない。

十一 この法律の施行前に旧投資信託法第三十九条の三第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集投資法人債(同項に規定する募集投資法人債をいう。)の発行の手続については、新投資信託法第三十九条の三第一項第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

十二 この法律の施行の際現に存する投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下この項において同じ。)であつて、投資法人債管理者を定めていないもの(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に前項の規定によりなお従前の例により投資法人債管理者を定めないので発行された投資法人債を含む。)には、新投資信託法第九十九条の三第一項第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

十三 この法律の施行の際現に存する投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債をいう。)の記載事項については、なお従前の例による。

十四 この法律の施行前に投資法人債発行法人(投

資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人をいう。)、投資法人債管理者又は投資法人債権者(同法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。))が投資法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新投信法第百三十九条の十第二項において準用する新会社法第百三十五条の二の規定は、適用しない。

(保険業法の一部改正)

第四十一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第三十九条第三項中「要領を」の下に「社員に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

- 4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が増えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案について、次に掲げる場合は、この限りでない。

いは、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。))の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

- 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

は第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

第四十六條第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

4 社員又は総代が前項の規定による請求をする場合において、当該社員又は総代が提出しようとする議案の数が増えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案について、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

なる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員又は総代が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。))の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員又は総代が当該請求と併せて当該社員又は総代が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

- 二 社員又は総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

- 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合
- 三 第三項の規定による請求により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員との共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合
- (保険業法の一部改正に伴う経過措置)
- 第四十二条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。)第三十九条第二項又は第四十六条第二項の規定による議案の提出及び旧保険業法第三十九条第三項又は第四十六条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行前にされた旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十四条の二第三項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十條第七項又は旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十九條第一項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十一條第四項若しくは第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。
- 3 施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新保険業法」という。)第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三百十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項」とあるのは「並びに第三百十八條第四項」と、及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く」とあるのは「を除く」とする。
- 4 この法律の施行の際現に存する監査役会設置会社(新保険業法第三十條の十第四項に規定する監査役会設置会社をいい、新保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。)については、同条本文の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の終結の時までは、適用しない。
- 5 新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の二第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。
- 6 この法律の施行前に相互会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の三の規定は、適用しない。
- 7 この法律の施行前に旧保険業法第六十一条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債の発行の手續については、新保険業法第六十一条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行の際現に存する社債であつて、社債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないで発行された社債を含む。)には、新保険業法第六十一条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。
- 9 この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。
- 10 この法律の施行前に社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五條の二の規定は、適用しない。
- 11 前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に関する手續について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- (資産の流動化に関する法律の一部改正)
- 第四十五条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。
- 第五十七条第二項ただし書を次のように改める。
- ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合
- 二 社員が、専ら人の名譽を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員との共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合
- 第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。
- 4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。
- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。
- 6 第三項の規定は、同項の議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない
- 一 第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案について議決権を行使することができない社員を除く)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化法」という。)第五十七条第二項の規定による議案の提出及び同条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧資産流動化法第六十一条において準用する旧会社法第三百十一条第四項、旧資産流動化法第六十五条第一項において読み替えて準用する旧会社法第三百十条第七項、旧資産流動化法第六十五条第二項において読み替えて準用する旧会社法第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項又は旧資産流動化法第二百四十五条第二項(資産の流動化に関する法律第二百五十三条において準用する場合を含む)において準用する旧会社法第三百十一条第四項の請求については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の資産の流動化に関

する法律(以下この条において「新資産流動化法」という。)第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

4 この法律の施行前に特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新資産流動化法第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集特定社債(同項に規定する募集特定社債をいう。)の発行の手續については、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二及び第十一号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この項において同じ。)であつて、特定社債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により特定社債管理者を定めないので発行された特定社債を含む)には、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に存する特定社債券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規

定する特定社債券をいう。)の記載事項については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に特定社債発行会社(資産の流動化に関する法律第二百七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。)、特定社債管理者又は特定社債権者が特定社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新資産流動化法第二百二十九条第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

9 前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手續について必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。))並びに同号に掲げる改正規定を除く。、第七号の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第六項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(「第十九条の二の下に」、「第十九条の三、第二十一条を加え」、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「(同法第二十七条中「本店」とある部分を除

く。))を削る部分及び「事務所」との下に、「同法第十二条の二第五項中「営業所」会社にあつては、「本店」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百五十五条」とを加える部分に限る。))及び同法第六十条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百二条の十一の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六条の規定、第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(「第二十七号まで(第二十四条第十六号を除く。))」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。))」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第五号」に改める部分

に限る。)、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、及び同法第二百六十六条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二條第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第八十三条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定(第二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。))を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。)(二)に改める部分に限る。)、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定(第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条を加え、第十五号及び第十六号を」第十四号及び第十五号に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第二百四十五条」とを加える部分に限る。)、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条からを加え、第十五号及び第十六号を」第十四号及び第十五号に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条

において準用する商業登記法第二百四十五条」とを加える部分に限る。)、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条からを加え、第十五号及び第十六号を」第十四号及び第十五号に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に、「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第二百四十五条」とを加える部分に限る。)、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第二百三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条からを加え、第十五号及び第十六号を」第十四号及び第十五号に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百零二条中技術研究組合法第六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第一百三十三条第三項の規定、第一百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、第一百八条の規定、第一百一十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。))並びに第一百零二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 (略)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 二番五号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	三六三円